新 扙 昭 表

第1 「租税特別措置法(株式等に係る譲渡所得等関係)の取扱いについて」(法令解釈通達)

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

後 改 IF. 改 īF 前

省略用語例

- ・株式交換又は株式移転に係る課税の特例・・・・・所法第57条の4第1項又は第2項 に規定する特例をいう。
- ・特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税・・・・措法第37条の14第1項に規定する 特例をいう。

措置法第37条の10《株式等に係る譲渡所得等の課税の特 例》関係

(株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期)

- 37 の 10-1 株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期は、次の区分ごとにそ れぞれに掲げるところによる。
- (1) 次の(2)から(8)以外の場合

.

(2) 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第156条の24第1項《免許及び免許の申請》 の規定による信用取引又は発行日取引・・・・・

(3) その有する株式(以下この項において「旧株」という。)につき、その旧株を発行した 法人の行った株式交換により所得税法第57条の4第1項《株式交換等に係る譲渡所得等 の特例》に規定する株式交換完全親法人(以下「株式交換完全親法人」という。)に対し て当該旧株を譲渡した場合(同項の規定により当該旧株の譲渡がなかったものとみなさ れる場合を除く。)

その契約において定めたその効力を生ずる日による。

省略用語例

- ・株式交換又は株式移転に係る課税の特例・・・・・措法第37条の14第1項に規定する 特例をいう。
- ・特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税・・・・措法第37条の14の2第1項に規定 する特例をいう。

措置法第37条の10《株式等に係る譲渡所得等の課税の特 例》関係

(株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期)

- **37 の 10-1** 株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期は、次の区分ごとにそ れぞれに掲げるところによる。
- (1) 次の(2)から(7)以外の場合

.

(2) 証券取引法(昭和23年法律第25号)第156条の24第1項《免許の申請》の規定による 信用取引又は発行日取引・・・・・

- (3) その有する株式(以下この項において「旧株」という。)につき、その旧株を発行した 法人の行った株式交換による所得税法第57条の4第1項に規定する株式交換完全親法人 に対する当該旧株の譲渡(同項の規定により当該旧株の譲渡がなかったものとみなされ る場合を除く。) については、その契約において定めたその効力を生ずる日による。
- (4) 旧株につき、その旧株を発行した法人の行った株式移転により同条第2項に規定する (4) 旧株につき、その旧株を発行した法人の行った株式移転による同条第2項に規定する株

改正後	改正前
株式移転完全親法人(以下「株式移転完全親法人」という。)に対して当該旧株を譲渡し	式移転完全親法人に対する当該旧株の譲渡(同項の規定により当該旧株の譲渡がなかった
<u>た場合</u> (同項の規定により当該旧株の譲渡がなかったものとみなされる場合を除く。)	ものとみなされる場合を除く。) <u>については、</u> 当該株式移転完全親法人の設立登記の日に
当該株式移転完全親法人の設立登記の日による。	よる。
(5) 同条第3項各号に掲げる有価証券 (同項第4号に掲げる新株予約権付社債についての	(5) 同条第3項各号に掲げる有価証券を当該各号に定める事由により譲渡した場合
社債を除く。) を当該各号に定める事由により譲渡した場合 (・・・・・。)	$(m{\cdot}m{\cdot}m{\cdot}m{\cdot}_\circ)$
1	イ ・・・・・。
口 ••••。	□ ••••。
л · · · · · _°	ハ・・・・。
	三 新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による当該新株予約権付社債の譲渡
	については、当該新株予約権を行使した日による。
(6) • • • •	(6) • • • • •
1 •••••	イ ・・・・・。
口 •••••。	□ ••••。
л · · · · · 。	ハ・・・・。
= •••••	= •••••
ホ ・・・・。	ホ ・・・・。
~ ·····	~ ····。
F • • • • • • •	F • • • • • °
(7) 措置法第37条の10第4項各号に規定する事由に基づき収入金額とみなされる場合	(7) 措置法第37条の10第4項に規定する株式等証券投資信託等の終了又は一部の解約に
<u>イ</u> 同項第1号に掲げる株式等証券投資信託等の終了(株式等証券投資信託等の信託の	より支払われる金額で同項の規定により収入金額とみなされる場合
併合に係るものである場合を除く。)又は一部の解約によるものについては、その終	その終了又は一部の解約の日による。
了又は一部の解約の日による。	
□ 同号に掲げる株式等証券投資信託等の信託の併合に係るものについては、当該信託	
の併合がその効力を生ずる日による。ただし、当該効力を生ずる日の前に金銭等が交	
付される場合には、その交付の日による。	
<u>ハ</u> 同項第2号に掲げる特定受益証券発行信託に係る信託の分割によるものについては、	
当該信託の分割がその効力を生ずる日による。ただし、当該効力を生ずる日の前に金	
銭等が交付される場合には、その交付の日による。	
(8) 措置法第37条の14の2第1項又は第2項に規定する事由に基づき収入金額とみなさ	
<u>れる場合</u>	
同条第1項に掲げる特定合併又は同条第2項に掲げる特定分割型分割によるものにつ	

改 正 後 改 正 前

いては、その契約において定めたその効力を生ずる日による。

(株式等の譲渡に係る所得区分)

37の10-2 株式等の譲渡(措置法第37条の10第4項第1号に規定する株式等証券投資信託 等の終了若しくは一部の解約又は同項第2号に規定する特定受益証券発行信託に係る信託 の分割を含む。以下この項において同じ。)による所得が・・・・・。

(1) · · · · ·

- イ <u>金融商品取引法</u>第2条第16項<u>《定義》</u>に規定する<u>金融商品取引所</u>に上場されている 株式等
- ロ 店頭売買登録銘柄として登録された株式(出資及び投資口(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条<u>第14項《定義》</u>に規定する投資口をいう。) を含む。以下この項において同じ。)

^ · · · · ·

=

- ホ <u>認可金融商品取引業協会(金融商品取引法第2条第13項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。)</u>の定める規則に従い、登録銘柄として<u>認可金融商品取引業協会</u>に備える登録原簿に登録された日本銀行出資証券
- へ <u>金融商品取引法</u>第2条第8項第3号ロに規定する<u>外国金融商品市場</u>において売買されている株式等
- ト 措置法<u>第37条の11第1項</u>に規定する株式等証券投資信託でその設定に係る<u>受益権</u>の 募集が公募(同項に規定する公募をいう。) により行われたものの受益権

チ・・・・・

(2)

(注) • • • • 。

(信用取引等に係る譲渡益の計算)

- **37の10-5** ・・・・・、当該信用取引等に関し、<u>金融商品取引業者</u>に支払う又は<u>金融商品</u>取引業者から支払を受ける次のものについては、・・・・。
- (1) 買付けを行った者が金融商品取引業者に支払う買委託手数料、・・・・。
- (2) 買付けを行った者が金融商品取引業者から支払を受ける品貸料の額は、・・・・。

(株式等の譲渡に係る所得区分)

37の10-2 株式等の譲渡 (株式等証券投資信託等 (租税特別措置法第37条の10第4項に規定する株式等証券投資信託等をいう。以下この項において同じ。) の終了又は株式等証券投資信託等の一部の解約を含む。以下この項において同じ。) による所得が・・・・・。

(1) · · · · ·

- イ 証券取引法第2条第16項に規定する証券取引所に上場されている株式等
- ロ 店頭売買登録銘柄として登録された株式(出資及び投資口(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条<u>第21項</u>に規定する投資口をいう。)を含む。以下この項において同じ。)

л · · · · ·

=

- ホ <u>証券業協会</u>の定める規則に従い、登録銘柄として<u>証券業協会</u>に備える登録原簿に登録された日本銀行出資証券
- へ <u>証券取引法</u>第2条第8項第3号ロに規定する<u>外国有価証券市場</u>において売買されて いる株式等
- ト 措置法第37条の10第4項に規定する株式等証券投資信託でその設定に係る受益証券 の募集が公募(同法第37条の11第1項に規定する公募をいう。)により行われたものの 受益証券

チ

(2) • • • •

(注) • • • • 。

(信用取引等に係る譲渡益の計算)

- **37の10-5** ・・・・、当該信用取引等に関し、<u>証券業者</u>に支払う又は<u>証券業者</u>から支払 を受ける次のものについては、・・・・。
- (1) 買付けを行った者が証券業者に支払う買委託手数料、・・・・。
- (2) 買付けを行った者が証券業者から支払を受ける品貸料の額は、・・・・・。

改正後

- (3) 売付けを行った者が金融商品取引業者から支払を受ける金利に相当する額は、・・・・・。
- (4) 売付けを行った者が金融商品取引業者に支払う売委託手数料、・・・・。
- (5) 買付けを行った者が金融商品取引業者から支払を受ける配当落調整額及び権利処理価額に相当する額は、・・・・、売付けを行った者が金融商品取引業者に支払う配当落調整額及び権利処理価額に相当する額は、・・・・。

(信用取引において現渡しの方法により決済を行った場合の所得計算)

37の10-7 金融商品取引法第156条の24第1項の規定による信用取引の・・・・・。

(外貨で表示されている株式等に係る譲渡の対価の額等の邦貨換算)

37の10-8 ・・・・、外貨で表示されている当該対価の額につき<u>金融商品取引業者</u>と株式等を譲渡する者との間の・・・・。

(注) • • • • 。

(受益者等課税信託の信託財産に属する株式等と同一銘柄の株式等を有している場合の取得価額の計算)

37 の 10-9の2 受益者等課税信託(所得税法第13条第1項《信託財産に属する資産及び 負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属》に規定する受益者(同条第2項の 規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下この項及び37の10 -23の2において「受益者等」という。)がその信託財産に属する資産及び負債を有する ものとみなされる信託をいう。37の10-23の2において同じ。)の信託財産に属する資 産のうちに当該受益者等が有する株式等と同一銘柄の株式等がある場合には、当該信託財 産に属する株式等と当該受益者等が有する株式等とを区分しないで所得税法令第105条第 1項の規定を適用することに留意する。

(付与された権利の行使等により取得した株式等の価額)

37*0*10−9*0*3 · · · · · · ₃

また、上場株式等償還特約付社債(措置法令第25条の10の2第14項<u>第13号</u>に規定する上場株式等償還特約付社債をいう。以下同じ。)の償還により取得した・・・・。

改正前

- (4) 売付けを行った者が証券業者に支払う売委託手数料、・・・・。
- (5) 買付けを行った者が<u>証券業者</u>から支払を受ける配当落調整額及び権利処理価額に相当する額は、・・・・、売付けを行った者が<u>証券業者</u>に支払う配当落調整額及び権利処理 価額に相当する額は、・・・・。

(3) 売付けを行った者が証券業者から支払を受ける金利に相当する額は、・・・・・。

(信用取引において現渡しの方法により決済を行った場合の所得計算)

37の10-7 証券取引法第156条の24第1項の規定による信用取引の・・・・・。

(外貨で表示されている株式等に係る譲渡の対価の額等の邦貨換算)

37の10-8 ・・・・、外貨で表示されている当該対価の額につき<u>証券業者</u>と株式等を譲渡する者との間の・・・・。

(注) • • • • 。

(新 設)

(付与された権利の行使等により取得した株式等の価額)

37*0*10−9*0*2 · · · · · ₃

また、上場株式等償還特約付社債(措置法令第25条の10の2第14項<u>第12号</u>に規定する上場株式等償還特約付社債をいう。以下同じ。)の償還により取得した・・・・・。

改正後 前

(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げる取引による権利の行使又は義務の履行により取得した上場株式等の取得価額)

37の10-9の4 金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げる取引による権利の行使又は 義務の履行により取得した上場株式等の取得価額は、・・・・。

- (1) · · · ·
- (2) • •

(「取得をした日」の判定)

- **37 の 10-19** 株式等に係る譲渡所得等の金額を計算する場合における株式等の「取得をした日」の判定は、次による。
- (1) 他から取得した株式等は、・・・・。 ただし、納税者の選択により、当該株式等の取得に関する・・・・。
- (2) 金銭の払込み又は財産の給付(以下「払込み等」という。)により取得した株式等は、・・・・。
- (3) 新株予約権の行使(新株予約権付社債に係る新株予約権の行使を含む。)により取得した株式等は、・・・・。
- (4) 株式等の分割又は併合により取得した株式等及び株主割当てにより取得(所得税法令第111条第1項に規定する旧株の数に応じて割り当てられた株式等を取得した場合をいう。) した株式等は、その取得の基因となった株式等の「取得をした日」による。
- (5) 株式無償割当てにより取得した株式等は、その取得の基因となった株式等の「取得を した日」による。ただし、当該株式無償割当ての基因となった株式等と異なる種類の株 式等が割り当てられた場合には、・・・・・。
- (6) 法人の合併又は法人の分割により取得した株式等は、その取得の基因となった株式等の「取得をした日」による。ただし、措置法第37条の10第3項第1号<u>若しくは</u>第2号 又は第37条の14の2第1項若しくは第2項の規定により、株式等に係る譲渡所得等の 収入金額とみなされることとなる金額がある場合における法人の合併又は法人の分割に より取得した株式等は、・・・・・。
- (7) 投資信託 (所得税法第2条第1項第12号の2《定義》に規定する投資信託をいう。) 又は特定受益証券発行信託 (同項第15号の5に規定する特定受益証券発行信託をいう。

(有価証券オプション取引による権利の行使又は義務の履行により取得した上場株式等の取得価額)

37の10-9の3 <u>証券取引法第2条第22項に規定する有価証券オプション取引(以下「有価証券オプション取引」という。</u>) による権利の行使又は義務の履行により取得した上場株式等の取得価額は、・・・・・。

- (1) · · · · ·
- (2) • •

(「取得をした日」の判定)

- **37 の 10-19** 株式等に係る譲渡所得等の金額を計算する場合における株式の「取得をした日」の判定は、次による。
- (1) 他から取得した株式は、・・・・。 ただし、納税者の選択により、当該株式の取得 に関する・・・・。
- (2) 金銭の払込み又は財産の給付(以下「払込み等」という。)により取得した株式は、・・・・。
- (3) 新株予約権の行使(新株予約権付社債に係る新株予約権の行使を含む。)により取得した株式は、・・・・。
- (4) 株式の分割又は併合により取得した株式及び株主割当てにより取得(所得税法令第111 条第1項に規定する旧株の数に応じて割り当てられた株式を取得した場合をいう。)した 株式は、その取得の基因となった株式の「取得をした日」による。
- (5) 株式無償割当てにより取得した株式は、その取得の基因となった株式の「取得をした 日」による。ただし、当該株式無償割当ての基因となった株式と異なる種類の株式が割 り当てられた場合には、・・・・・。
- (6) 法人の合併又は法人の分割により取得した株式は、その取得の基因となった株式の「取得をした日」による。ただし、措置法第37条の10第3項第1号<u>又は</u>第2号の規定により、株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされることとなる金額がある場合における法人の合併又は法人の分割により取得した株式は、・・・・。

徬 改 Æ 前 改 Ŧ 以下同じ。)(以下この項において「投資信託等」という。)の受益権に係る投資信託等の 信託の併合により取得した受益権は、その取得の基因となった投資信託等の受益権の「取 得をした日」による。ただし、措置法第37条の10第4項第1号の規定により、株式等 に係る譲渡所得等の収入金額とみなされることとなる金額がある場合における投資信託 等の信託の併合により取得した受益権は、その契約において定めたその効力を生ずる日 による。 (8) 特定受益証券発行信託の受益権に係る特定受益証券発行信託の信託の分割により取得

- した受益権は、その取得の基因となった特定受益証券発行信託の受益権の「取得をした 日」による。ただし、措置法第37条の10第4項第2号の規定により、株式等に係る譲 渡所得等の収入金額とみなされることとなる金額がある場合における特定受益証券発行 信託の信託の分割により取得した受益権は、その契約において定めたその効力を生ずる 目による。
- (9) 組織変更により取得した株式等は、その取得の基因となった株式等の「取得をした日」 による。ただし、措置法第37条の10第3項第6号の規定により、株式等に係る譲渡所 得等の収入金額とみなされることとなる金額がある場合における組織変更により取得し た株式等は、・・・・。
- (10) 株式交換により取得した株式等は、・・・・。
- (11) 株式移転により取得した株式等は、・・・・。
- (12) 取得請求権付株式の請求権の行使の対価として交付された株式等は、・・・・・。
- (13) 取得条項付株式(・・・・・。)の取得対価として交付された株式等は、取得事由が生 じた日(・・・・株主等への当該株式等を取得する旨の通知・・・・・)による。
- (14) 全部取得条項付種類株式の取得対価として交付された株式等は、・・・・・。
- (15) 信用取引の買建てにより取得していた株式等をいわゆる現引きにより取得・・・・・。
- 16 上場株式等償還特約付社債の償還により取得した株式等は、・・・・・。
- 17) 金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げる取引による権利の行使又は義務の履行 により取得した株式等は、当該取引の対象株式等の売買に係る・・・・・。
- 協 所得税法第60条第1項《贈与等により取得した資産の取得費等》の規定は、株式等に ついても・・・・。

(株式の節囲)

37の10-23 ・・・・・、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資|**37の10-23** ・・・・・、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第21項に規定する投資

- (7) 組織変更により取得した株式は、その取得の基因となった出資の「取得をした日」に よる。ただし、措置法第37条の10第3項第6号の規定により、株式等に係る譲渡所得 等の収入金額とみなされることとなる金額がある場合における組織変更により取得した 株式は、・・・・。
- (8) 株式交換により取得した株式は、・・・・。
- (9) 株式移転により取得した株式は、・・・・。
- (10) 取得請求権付株式の請求権の行使の対価として交付された株式は、・・・・・。
- (11) 取得条項付株式(・・・・・。)の取得対価として交付された株式は、取得事由が生じ た日(・・・・株主等への当該株式を取得する旨の通知・・・・・)による。
- (12) 全部取得条項付種類株式の取得対価として交付された株式は、・・・・。
- (13) 信用取引の買建てにより取得していた株式をいわゆる現引きにより取得・・・・・。
- (14) 上場株式等償還特約付社債の償還により取得した株式は、・・・・・。
- (15) 有価証券オプション取引による権利の行使又は義務の履行により取得した株式は、当 該オプション対象株式の売買に係る・・・・・。
 - (単 所得税法第60条第1項の規定は、株式についても・・・・・。

(株式の節囲)

改正後

口が含まれることに留意する。

(受益者等課税信託の信託財産に属する株式等の譲渡等)

- 37 の 10-23 の 2 受益者等課税信託の信託財産に属する資産が株式等である場合における 当該資産の譲渡又は受益者等課税信託の受益者等としての権利の目的となっている信託財産に属する資産が株式等である場合における当該権利の譲渡による所得は、原則として株式等に係る譲渡所得等となり、措置法第 37 条の 10 の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用することとなる。なお、この場合においては次の点に留意する。
- (1) 受益者等課税信託の信託財産に属する株式等の譲渡があった場合において、当該株式等の譲渡に係る信託報酬として当該受益者等課税信託の受益者等が当該受益者等課税信託の受託者に支払った金額については、所得税法第37条第1項に規定する「当該総収入金額を得るため直接に要した費用」又は同法第33条第3項《譲渡所得》に規定する「資産の譲渡に要した費用」に含まれる。
- (2) 委託者と受益者等がそれぞれ一であり、かつ、同一の者である場合の受益者等課税信託の信託財産に属する株式等の譲渡があった場合又は当該受益者等課税信託の受益者等としての権利の譲渡があった場合における当該株式等又は当該権利に係る株式等の「取得をした日」は、当該委託者が当該株式等の取得をした日となる。
 - 当該受益者等課税信託の信託財産に属する株式等が信託期間中に信託財産に属する こととなったものである場合には、当該株式等が信託財産に属することとなった日と なる。
- (3) 受益者等課税信託の受益者等としての権利の譲渡があった場合において、当該受益者 等としての権利の目的となっている信託財産に属する債務があるため、当該譲渡の対価 の額が当該債務の額を控除した残額をもって支払われているときは、当該譲渡による収 入すべき金額は、所得税法第36条第1項《収入金額》の規定により、その支払を受けた 対価の額に当該控除された債務の額に相当する金額を加算した金額となる。
 - 譲渡された受益者等としての権利の目的となっている資産(金銭及び金銭債権を除く。)の譲渡収入金額は、当該受益者等としての権利の譲渡により収入すべき金額からその信託財産に属する金銭及び金銭債権の額を控除した残額を基礎として、当該受益者等としての権利の譲渡の時における当該受益者等としての権利の目的となっている各資産(金銭及び金銭債権を除く。)の価額の比によりあん分して算定するものとする。

口が含まれることに留意する。

(注) • • • • 。

(新 設)

- (4) 委託者が受益者等課税信託の受益者等となる信託の設定により信託財産に属することとなった株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額の計算上必要経費又は取得費に算入する金額は、当該委託者が当該株式等を引き続き有しているものとして、所得税法第37条第1項、第38条第1項、第48条及び第61条の規定を適用して計算した金額となる。
- 当該受益者等課税信託の信託期間中に、当該受益者等課税信託に係る信託財産に属することとなった株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額の計算上必要経費又は取得費に算入する金額は、受益者等が、当該株式等を当該受益者等課税信託の受託者がその取得のために要した金額をもって取得し、引き続き有しているものとして、所得税法第37条第1項、第38条第1項、第48条及び第61条の規定を適用して計算する。この場合において、当該株式等の取得に係る信託報酬として当該受益者等課税信託の受益者等が当該受益者等課税信託の受託者に支払った金額については、所得税法令第109条第1項に規定する「取得価額」に含まれる。
- (5) 株式等に係る譲渡所得等に関する課税の特例等の規定の適用を受けようとする受益者 等が確定申告書に添付すべき書類については、昭和55年12月26日付直所3-20ほか 1課共同「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」(法令解釈通達)の28の4 -53《信託の受益者における書類の添付》に準ずる。

(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等-法人の合併の場合)

37の10-24 措置法第37条の10第3項第1号の規定の適用に関しては、次の点に留意する。

(1) • • • • •

収入金額と みなされる = 金額 法人の合併により交付を受けた合併法人の株式又は合 併親法人の株式及びそれ以 外の資産の価額の合計額

- みなし配当額

─ 「合併法人」とは、措置法第37条の10第3項第1号に規定する合併法人をいい、 「合併親法人」とは、合併法人との間に措置法令第25条の8第4項に規定する関係がある法人をいう(以下同じ。)。

取得価額=旧株の従前の取得価額の合計額

また、当該合併により取得した合併法人の株式<u>又は合併親法人の株式</u>の取得価額は、 所得税法令第109条第1項第5号の規定により、取得のために通常要する価額となる。

(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等ー法人の合併の場合)

37の10-24 措置法第37条の10第3項第1号の規定の適用に関しては、次の点に留意する。

(1) · · · · $_{\circ}$

収入金額と 法人の合併により交付を受

みなされる = けた合併法人の株式及びそ - みなし配当額

金額 れ以外の資産の価額の合計額

取得価額=旧株の従前の取得価額の合計額

また、当該合併により取得した合併法人の株式の取得価額は、所得税法令第109条第1項第5号の規定により、取得のために通常要する価額となる。

 改 正 後
 改 正 前

(2) 措置法第37条の10第3項の規定の適用がない場合における法人の合併により取得した合併法人の株式<u>又は合併親法人の株式</u>の1株当たりの取得価額は、<u>所得税法令</u>第112条 第1項《合併により取得した株式等の取得価額》の規定により、次の算式によって計算 した金額となる。

日株1株当たりの 合併法人の株式<u>又</u> は合併親法人の株 式の取得費用 旧株1株について 取得した合併法人 の株式又は合併親 法人の株式の数

(3) 合併法人が、措置法第37条の10第3項第1号に規定する法人の合併に際し株主に対し交付しなければならない株式に一株に満たない端数が生じたため、会社法(平成17年法律第86号)第234条第1項《一に満たない端数の処理》の規定等によりその端数の合計数に相当する株式を他に譲渡し、又は買い取った代金として株主に金銭が交付された場合における措置法第37条の10第3項第1号の規定の適用については、所基通57の4-1《一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い》に準じて取り扱う。

(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等一株式等証券投資信託等の信託の併合の場合)

37の10-24の2 措置法第37条の10第4項第1号の規定の適用に関しては、次の点に留意する。

(1) 株式等証券投資信託等の信託の併合に当たり、措置法第37条の10第4項の規定により、株式等証券投資信託等の受益権(以下この項において「旧受益権」という。)についての譲渡所得等に係る収入金額とみなされる同項第1号に掲げる金額及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、次の算式によって計算した金額となる。

(2) 措置法第37条の10第3項の規定の適用がない場合における法人の合併により取得した合併法人の株式の1株当たりの取得価額は、同令第112条の規定により、次の算式によって計算した金額となる。

旧株1株当たりの + 合併法人の株式の 取得費用 旧株1株について 取得した合併法人 の株式の数

(新 設)

後 改 正 改 Æ 前 株式等証券投資信託等の信託の併合により交付を受けた当該信託 の併合に係る新たな信託の受益権(以下この項において「新受益 権」という。) 及びそれ以外の資産の価額の合計額のうち当該株 収入金額と 式等証券投資信託等について信託された金額(所得税法第2条第 みなされる = 1項第14号に規定するオープン型の証券投資信託にあっては当 該金額のうち同法第9条第1項第11号《非課税所得》に掲げる 収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額)に達す るまでの金額 取得価額=旧受益権の従前の取得価額の合計額 また、当該信託の併合により取得した新受益権の取得価額は、所得税法令第109条第1 項第5号の規定により、取得のために通常要する価額となる。 (2) 措置法第37条の10第4項の規定の適用がない場合における株式等証券投資信託等の信 託の併合により取得した新受益権の1口当たりの取得価額は、所得税法令第112条第2 項の規定により、次の算式によって計算した金額となる。 取得した新受益権 旧受益権1口当 旧受益権1 1口当たりの取得 =たりの新受益権 口の従前の 取得価額 の取得費用 旧受益権1口について取 ・ 得した新受益権の口数 (譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等-法人の分割の場合) (譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等-法人の分割の場合) **37の10-25** 措置法第37条の10第3項第2号の規定の適用に関しては、次の点に留意する。 **37の10-25** 措置法第37条の10第3項第2号の規定の適用に関しては、次の点に留意する。 (1) · · · · · (1) \cdots 法人の分割により交付を受け 法人の分割により交付を受け 収入金額と 収入金額と た分割承継法人の株式又は分 みなされる = た分割承継法人の株式及びそ - みなし配当額 みなされる = - みなし配当額 割承継親法人の株式及びそれ れ以外の資産の価額の合計額 金額 以外の資産の価額の合計額 (歯) 「分割承継法人」とは、措置法第37条の10第3項第2号に規定する分割承継法人 をいい、「分割承継親法人」とは、分割承継法人との間に措置法令第25条の8第5 項に規定する関係がある法人をいう(以下同じ。)。 旧株の従前の 旧株の従前の 取得価額 = 取得価額の合計額 × 純資産移転割合 取得価額 = 旧株の使用の × 純資産移転割合 取得価額の合計額 × 純資産移転割合

改 正 後 改 正 前

道 「純資産移転割合」は、所得税法令第61条第2項第2号《所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等》に規定する割合で、次により計算した割合(分割法人の同号に規定する分割前事業年度終了の時(以下この項において「分割前事業年度終了時」という。)の法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第16号《定義》に規定する資本金等の額(以下この項及び37の10-26において「資本金等の額」という。)又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(以下この項及び37の10-26において「連結個別資本金等の額」という。)が零以下である場合には零と、当該分割前事業年度終了時の資本金等の額又は連結個別資本金等の額及び次に掲げる算式の分子の金額が零を超え、かつ、次に掲げる算式の分母の金額が零以下である場合には1とし、当該割合に小数点以下3位未満の端数があるときは切上げ)をいう(以下この項において同じ。)。

が割法人から分割承継 法人に移転した資産の - 法人に移転した負債の 帳簿価額 - 機簿価額 - 分割法人の負債<u>(新株</u> 分割法人の資産の 帳簿価額 - 子約権に係る義務を含 す。)の帳簿価額

また、当該分割があった日以後における旧株1株当たりの取得価額は、<u>所得税法令</u>第113条第2項<u>《分割型分割により取得した株式等の取得価額》</u>の規定により、次の算式によって計算した金額となり、また、当該分割により取得した分割承継法人の株式<u>又は分割承継親法人の株式</u>の取得価額は、同令第109条第1項第5号の規定により、取得のために通常要する価額となる。

分割後の旧株 1 株当たりの = 旧株 1 株の + 化前の取得価額 + 化前の取得価額 + 化前の取得価額 + 本資産 取得価額 + 本資産

(2) 措置法第37条の10第3項の規定の適用がない場合における法人の分割があった日以後の旧株及び当該分割により取得した分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式に係る1株当たりの取得価額は、<u>所得税法令</u>第113条第1項又は第2項の規定により、それぞれ次の算式によって計算した金額となる。

分割後の旧株 1株当たりの = 旧株 1株の = 従前の取得価額 - 従前の取得価額 \times 純資産 取得価額 \times 移転割合

(油) 「純資産移転割合」は、所得税法令第61条第2項第2号に規定する割合で、次により計算した割合(小数点以下3位未満の端数は切上げ)をいう。以下同じ。

純資産
移転割合分割法人から分割承継
法人に移転した資産の
帳簿価額分割法人から分割承継
法人に移転した負債の
帳簿価額分割法人の資産の
帳簿価額分割法人の負債の
帳簿価額

また、当該分割があった日以後における旧株1株当たりの取得価額は、<u>同令</u>第113条第2項の規定により、次の算式によって計算した金額となり、また、当該分割により取得した分割承継法人の株式の取得価額は、同令第109条第1項第5号の規定により、取得のために通常要する価額となる。

(2) 措置法第37条の10第3項の規定の適用がない場合における法人の分割があった日以後の旧株及び当該分割により取得した分割承継法人の株式に係る1株当たりの取得価額は、同令第113条第1項又は第2項の規定により、それぞれ次の算式によって計算した金額となる。

正 後 改 前 改 正 旧株1株について 取得した分割承継 旧株1 旧株1 法人の株式又は分 純資産 取得した分割承継 取得した分割承継 純資産 旧株1株について 株の従 株の従 移転 ÷ 割承継親法人の株 移転 ÷ 法人の株式又は分 法人の株式1株当 = 取得した分割承継 前の取 前の取 割合 法人の株式の数 式1株当たりの取 割合 割承継親法人の株 たりの取得価額 得価額 得価額 得価額 式の数 分割承継法人の株式又は分割承継親 分割承継法人の株式又は 分割承継法人の株式1株 + 分割承継法人の株式1株当たりの 法人の株式1株当たりの分割承継法 + 分割承継親法人の株式1 + 当たりのみなし配当額 人の株式又は分割承継親法人の株式 分割承継法人株式の取得費用 株当たりのみなし配当額 の取得費用 (新 設) (譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等-特定受益証券発行信託に係る信託の分割の場 合) **37の10-25の2** 措置法第37条の10第4項第2号の規定の適用に関しては、次の点に留意す る。 (1) 特定受益証券発行信託に係る信託の分割に当たり、措置法第37条の10第4項の規定に より、特定受益証券信託の受益権(以下この項において「旧受益権」という。)につい ての譲渡所得等に係る収入金額とみなされる同項第2号に掲げる金額及び当該収入金 額から控除すべき取得価額は、次の算式によって計算した金額となる。 収入金額と 特定受益証券発行信託に係る信託の分割により交付を受けた承継 みなされる = 信託の受益権及びそれ以外の資産の価額の合計額のうち当該特定 受益証券発行信託について信託された金額に達するまでの金額 □ 「承継信託」とは、特定受益証券発行信託に係る信託の分割により受託者を同一 とする他の信託からその信託財産の一部の移転を受ける信託をいう(以下この項に おいて同じ。)。 = 旧受益権の従前の 取得価額の合計額 分割移転割合 (歯 「分割移転割合」は、所得税法令第113条第5項に規定する割合で、次により計算 した割合(小数点以下3位未満の端数があるときは切上げ)をいう(以下この項に おいて同じ。)。 分割信託から承継信 分割信託から承継信 一 託に移転した負債の 託に移転した資産の 分割 = 帳簿価額 帳簿価額 移転割合 分割信託の資産の 分割信託の負債の 帳簿価額 帳簿価額

改 正 改 ΤĒ 前 □ 「分割信託」とは、特定受益証券発行信託に係る信託の分割によりその信託財産 の一部を受託者を同一とする他の信託又は新たな信託の信託財産として移転する信 託をいう。 また、当該特定受益証券発行信託に係る信託の分割があった日以後における旧受益権 1口当たりの取得価額は、所得税法令第113条第6項の規定により、次の算式によって計 算した金額となり、また、当該特定受益証券発行信託に係る信託の分割により取得した 承継信託の受益権の取得価額は、同令第109条第1項第5号の規定により、取得のために 通常要する価額となる。 特定受益証券発行信 旧受益権1 託に係る信託の分割 後の旧受益権1口当 = 口の従前の -ロの従前の × 取得価額 たりの取得価額 (2) 措置法第37条の10第4項の規定の適用がない場合における特定受益証券発行信託に係 る信託の分割があった日以後の旧受益権及び当該信託の分割により取得した承継信託の 受益権に係る1口当たりの取得価額は、所得税法令第113条第5項又は第6項の規定によ り、それぞれ次の算式によって計算した金額となる。 特定受益証券発行信 旧受益権1 旧受益権1 託に係る信託の分割 = 口の従前の 口の従前の 後の旧受益権1口当 二 取得価額 たりの取得価額 旧受益権1 旧受益権1口に 取得した承継信託 □の従前の 取得価額 × 分割移 ÷ 転割合 ÷ ついて取得した の受益権1口当た = 承継信託の受益 りの取得価額 権の口数 承継信託の受益権1口当たりの + 承継信託の受益権の取得費用 (譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等一資本の払戻し等の場合) (譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等-資本の払戻し等の場合) $37 \, \mathcal{O} \, 10 - 26 \, \cdots \, \cdots$ 37 Ø 10-26 · · · · ·

収入金額と みなされる = 資本の払戻し等により取得した - みなし配当額 金額 - 金銭等の価額の合計額 収入金額と みなされる = 資本の払戻し等により取得した - みなし配当額 金額 - 金銭等の価額の合計額 改 正 後 立 立 前

取得価額 = 旧株の従前の取得価額の合計額 × 純資産減少割合

倒 「純資産減少割合」は、所得税法令第61条第2項第3号に規定する割合で、次により計算した割合(資本の払戻し等を行った法人の当該資本の払戻し等の直前の資本金等の額又は連結個別資本金等の額が零以下である場合には零と、当該直前の資本金等の額又は連結個別資本金等の額が零を超え、かつ、次に掲げる算式の分母の金額が零以下である場合には1とし、当該割合に小数点以下3位未満の端数があるときは切上げ)をいう(以下この項において同じ。)。

その法人の資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額又はその法人の解散による残余財産の分配によ

純資産 = り交付した

= り交付した金銭等の価額の合計額

その法人の資産 - その法人の負債(新株予約権にの帳簿価額 係る義務を含む。)の帳簿価額

また、当該資本の払戻し等があった日以後における旧株1株当たりの取得価額は、同令第114条第1項<u>《資本の払戻し等があった場合の株式等の取得価額》</u>の規定により、次の算式によって計算した金額となる。

旧株 1 株当た = 旧株 1 株の = 化前の取得価額 - 旧株 1 株の \times 純資産 がの取得価額 \times 減少割合

(法人の自己の株式等の取得から除かれる措置法令第25条の8第8項第3号の「購入」)

37 の 10-27 の 2 措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号に規定する「法人の自己の株式又は出資の取得」から除かれることとされている措置法令第 25 条の 8 第 8 項第 3 号に規定する「購入」とは、金融商品取引法第 30 条 《認可》の規定により金融商品取引業者が内閣総理大臣の認可を受けた私設取引システムにおける有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理をする場合におけるその売買(同法第 2 条第 8 項第 10 号ニに掲げる方法により売買価格が決定されるものを除く。) による購入であることに留意する。

(合計所得金額等の計算)

37*o*10−28 · · · · · .

(1) ・・・・・「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」には、措置法令第

取得価額 = 旧株の従前の取得価額の合計額 × 純資産減少割合

団 「純資産減少割合」は、所得税法令第61条第2項第3号に規定する割合で、次により計算した割合(小数点以下3位未満は切上げ)をいう。以下同じ。

その法人の資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額又はその法人の解散による残余財産の分配によ

純資産 減少割合

= り交付した金銭等の価額の合計額

その法人の資産 _ その法人の負債(新株予約権に の帳簿価額 係る義務を含む。)の帳簿価額

また、当該資本の払戻し等があった日以後における旧株1株当たりの取得価額は、同 令第114条第1項の規定により、次の算式によって計算した金額となる。

旧株1株当た = 旧株1株の | 旧株1株の | 次前の取得価額 | 従前の取得価額 | ※ 減少割合

(新 設)

(合計所得金額等の計算)

37*σ*10−28 · · · · ·

(1) ・・・・・「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」には、措置法令第

改 Æ 改 前 25条の8第12項の規定により、・・・・。 25条の8第9項の規定により、・・・・。 ① · · · · · ① (2) · · · · · ② • • • • (2) · · · · · (2) · · · · · 措置法第37条の11《上場株式等を譲渡した場合の株式等に 措置法第37条の11《上場株式等を譲渡した場合の株式等に 係る譲渡所得等の課税の特例》関係 係る譲渡所得等の課税の特例》関係 (売委託) (売委託) **37の11-1** 措置法第37条の11第1項第1号に規定する「売委託」とは、証券取引法第2条 **37の11-1** 措置法第37条の11第1項第1号に規定する「売委託」とは、金融商品取引法第 第8項第2号及び第7号に掲げる行為のうち売買の媒介、取次ぎ若しくは代理について委 2条第8項第2号及び第10号に掲げる行為のうち売買の媒介、取次ぎ若しくは代理につい 託すること、同項第3号に掲げる行為のうち売買の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理につ て委託すること、同項第3号に掲げる行為のうち売買の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理 について委託すること又は同項第9号に掲げる行為のうち売出しの取扱いについて委託す いて委託すること又は同項第6号に掲げる行為のうち売出しの取扱いについて委託するこ ることをいう。 とをいう。 (外国金融商品市場) (外国有価証券市場) **37の11-2** 措置法令第25条の9第1項第2号に規定する「外国金融商品市場」とは、金融 **37の11-2** 措置法令第25条の9第1項第2号に規定する「外国有価証券市場」とは、証券 商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する「取引所金融商品市場に類似する市場で外国 取引法第2条第8項第3号ロに規定する「取引所有価証券市場に類似する市場で外国に所 に所在するもの」をいうが、・・・・。 在するもの」をいうが、・・・・。 (注) • • • • 。 (注) • • • • 。 \bigcirc \bigcirc · · · · · \bigcirc (3) • • • • • 4 4 (5) • • • • • 措置法第37条の11の2《平成13年9月30日以前に取得 措置法第37条の11の2《平成13年9月30日以前に取得 した上場株式等の取得費の特例》関係 した上場株式等の取得費の特例》関係

改 正 後 立 立 前

(合併等による上場株式等の取得の基因となった株式等が上場株式等でない場合)

37の11の2-1 「上場株式等の取得費の特例」の適用に当たって、平成13年10月1日以後に、居住者等が措置法第37条の11の2第2項第3号に規定する合併、措置法令第25条の10第4項に規定する法人の分割又は同条第5項各号に規定する事由により取得した上場株式等(措置法第37条の14の2第1項から第3項までの規定の適用がある場合における外国合併親法人株式(同条第1項に規定する特定合併により取得した同項に規定する外国合併親法人株式をいう。37の14-11において同じ。)、外国分割承継親法人株式(措置法第37条の14の2第2項に規定する特定分割型分割により取得した同項に規定する外国分割承継親法人株式をいう。37の14-11において同じ。)又は外国株式交換完全支配親法人株式(措置法第37条の14の2第3項に規定する特定株式交換により取得した同項に規定する外国株式交換完全支配親法人株式(措置法第37条の14の2第3項に規定する特定株式交換により取得した同項に規定する外国株式交換完全支配親法人株式(措置法第37条の14の2第3項に規定する特定株式交換により取得した同項に規定する外国株式交換完全支配親法人株式をいう。37の14-11において同じ。)を除く。)は、その者が引き続き所有していたものとみなすこととされているが、当該合併前から保有していた合併前の法人株式、当該法人の分割前から保有していた分割法人株式又は当該事由が生ずる前から保有していた株式又は受益権が平成13年10月1日において上場株式等に該当していなかった場合には、当該合併、法人の分割又は当該事由により取得した上場株式等について同特例の適用はないことに留意する。

(平成13年9月30日以前から引き続き所有していた上場株式等)

37*o*11*o*2−5 · · · · · .

(1) · · · · ·

(2) 措置法第37条の11の2第2項第3号に規定する「法人の合併」により取得した上場株式等(合併法人の株式又は合併親法人の株式)

その法人の合併により取得した合併法人<u>の</u>株式<u>又は合併親法人の株式</u>のその取得の 基因となった上場株式等(被合併法人の株式)の取得の日

(3) 措置法令第25条の10第4項に規定する「法人の分割」により取得した上場株式等(分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式)

その法人の分割により取得した分割承継法人の株式<u>又は分割承継親法人の株式</u>のその取得の基因となった上場株式等(分割法人の株式)の取得の日

(4) 同条第5項第1号に規定する「株式交換」により取得した上場株式等(株式交換完全 親法人の株式又は株式交換完全親法人の親法人(株式交換完全親法人との間に所得税法 令第167条の7第1項《株式交換等による取得株式等の取得価額の計算等》に規定する

(合併等による上場株式等の取得の基因となった株式等が上場株式等でない場合)

37の11の2-1 「上場株式等の取得費の特例」の適用に当たって、平成13年10月1日以後に、居住者等が措置法第37条の11の2第2項第3号に規定する合併、措置法令第25条の10第4項に規定する法人の分割又は同条第5項各号に規定する事由により取得した上場株式等は、その者が引き続き所有していたものとみなすこととされているが、当該合併前から保有していた合併前の法人株式、当該法人の分割前から保有していた分割法人株式又は当該事由が生ずる前から保有していた株式が平成13年10月1日において上場株式等に該当していなかった場合には、当該合併、法人の分割又は当該事由により取得した上場株式等について同特例の適用はないことに留意する。

(平成13年9月30日以前から引き続き所有していた上場株式等)

37の11の2-5 ・・・・。

(1) · · · · ·

(2) 措置法第37条の11の2第2項第3号に規定する「法人の合併」により取得した上場株式等(合併法人株式)

その法人の合併により取得した合併法人株式のその取得の基因となった上場株式等 (被合併法人の株式)の取得の日

(3) 措置法令第25条の10第4項に規定する「法人の分割」により取得した上場株式等(分割承継法人の株式)

その法人の分割により取得した分割承継法人の株式のその取得の基因となった上場株式等(分割法人の株式)の取得の日

改正後 前

関係がある法人をいう。以下同じ。) の株式)

その株式交換により取得した株式交換完全親法人の株式又は株式交換完全親法人の親 法人の株式のその取得の基因となった上場株式等の取得の日

(5) 措置法令第25条の10第5項<u>第2号から第6号まで</u>に規定する「事由」により取得した 上場株式等

.

(取引所売買株式等)

37の11の2-6・・・・、その売買が主として金融商品取引所(金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。以下この項において同じ。)において行われている株式等をいうが、これに該当するかどうかは、その株式等の売買取引が金融商品取引所において・・・・。この場合、金融商品取引所において最も活発に行われているかどうか明らかでないものは、原則として、我が国における売買取引の状況により判定するものとするが、その株式等が金融商品取引所に類するもので・・・・・。

措置法第37条の11の3《特定口座内保管上場株式等の譲渡 等に係る所得計算等の特例》関係

(特定口座内保管上場株式等を現渡しした場合)

37の11の3-2 ・・・・、その特定口座内保管上場株式等の引渡しは同項第2号に規定する金融商品取引業者等への売委託の方法による譲渡に該当・・・・。

(貸付契約に基づいて返還された上場株式等の取得価額等)

37の11の3-3 措置法令第25条の10の2第14項第16号に規定する当該貸付契約・・・・・。

(特定口座以外の株式等に係る譲渡所得等の金額との合計)

37Ø11Ø3-5 · · · · ·

- (1) 居住者等が有する特定口座が2以上ある場合には、金融商品取引業者等から交付を受けた・・・・。
- (2) • •

(4) 措置法令第25条の10第5項<u>各号</u>に規定する「事由」により取得した上場株式等 ・・・・・

(取引所売買株式等)

37の11の2-6 ・・・・、その売買が主として<u>証券取引所</u>(<u>証券取引所</u>に類するもので 外国の法令に基づき設立されたものを含む。以下この項において同じ。)において行われて いる株式等をいうが、これに該当するかどうかは、その株式等の売買取引が<u>証券取引所</u>において最も活発に行われているかどうか明ら かでないものは、原則として、我が国における売買取引の状況により判定するものとする が、その株式等が証券取引所に類するもので・・・・。

措置法第37条の11の3《特定口座内保管上場株式等の譲渡 等に係る所得計算等の特例》関係

(特定口座内保管上場株式等を現渡しした場合)

37の11の3-2 ・・・・、その特定口座内保管上場株式等の引渡しは同項第2号に規定する証券業者等への売委託の方法による譲渡に該当・・・・。

(貸付契約に基づいて返還された上場株式等の取得価額等)

37の11の3-3 措置法令第25条の10の2第14項第15号に規定する当該貸付契約・・・・・。

(特定口座以外の株式等に係る譲渡所得等の金額との合計)

37*0*11*0*3−5 · · · · · .

- (1) 居住者等が有する特定口座が2以上ある場合には、<u>証券業者等</u>から交付を受けた・・・・。
- (2) · · · · ·

措置法第37条の11の4《特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例》関係

(特定口座源泉徴収選択届出書の提出期限)

- - 2 決済日とは、金融商品取引所における普通取引にあっては、・・・・・。

(他の金融商品取引業者等を通じて行う譲渡)

37の11の4-2 措置法第37条の11の4第1項に規定する金融商品取引業者等が、同項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡をしようとする者(以下この項において「株式等の譲渡者」という。)から売委託を受け、他の金融商品取引業者等を通じて譲渡した場合であっても、同条第1項又は第4項の規定により所得税を徴収又は還付するべき者は、株式等の譲渡者から売委託を受けた金融商品取引業者等であることに留意する。

措置法第37条の11の5《確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得》関係

(源泉徴収選択口座において生じた所得の金額等を申告する場合の計算)

37Ø11Ø5-3 · · · · ·

- (1) まず、申告しようとする源泉徴収選択口座が2以上ある場合には、金融商品取引業者等から交付を受けた・・・・・。
- (2) · · · · ·
- (3) • • •

措置法第37条の11の4《特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に係る源泉徴収等の特例》関係

(特定口座源泉徴収選択届出書の提出期限)

- **37の11の4-1** ・・・・・又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等 (措置法第37条の11の3<u>第1項</u>に規定する信用取引又は発行日取引・・・・・。)・・・・。
 - 2 決済日とは、証券取引所における普通取引にあっては、・・・・。

(他の証券業者等を通じて行う譲渡)

37の11の4-2 措置法第37条の11の4第1項に規定する<u>証券業者等</u>が、同項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡をしようとする者(以下この項において「株式等の譲渡者」という。)から売委託を受け、他の<u>証券業者等</u>を通じて譲渡した場合であっても、同条第1項又は第4項の規定により所得税を徴収又は還付するべき者は、株式等の譲渡者から売委託を受けた証券業者等であることに留意する。

措置法第37条の11の5《確定申告を要しない上場株式等の 譲渡による所得》関係

(源泉徴収選択口座において生じた所得の金額等を申告する場合の計算)

3701105-3

- (1) まず、申告しようとする源泉徴収選択口座が2以上ある場合には、<u>証券業者等</u>から交付を受けた・・・・。
- $(2) \cdots \cdots$
- (3) • •

改 Œ 改 正 措置法第37条の13《特定中小会社が発行した株式の取得に 措置法第37条の13《特定中小会社が発行した株式の取得に 要した金額の控除等》関係 要した金額の控除等》関係 (払込みによる取得の後に株式の分割等があった場合の控除対象額の計算) (払込みによる取得の後に株式の分割等があった場合の控除対象額の計算) 37の13-3 ・・・・・、当該特定株式に係る同一銘柄株式につき分割、併合又は会社 37の13-3 ・・・・・、当該特定株式に係る同一銘柄株式につき分割、併合又は会社 法第185条に規定する株式無償割当て・・・・。 法(平成17年法律第86号)第185条に規定する株式無償割当て・・・・。 《計算例》 《計算例》 措置法第37条の13の3《特定中小会社が発行した株式に係 措置法第37条の13の3《特定中小会社が発行した株式に係 る譲渡所得等の課税の特例》関係 る譲渡所得等の課税の特例》関係 (特例対象特定株式に該当するかどうかの判定) (特例対象特定株式に該当するかどうかの判定) **37の13の3-1** ・・・・・特定株式の譲渡(措置法第37条の13の3第1項に規定する譲渡 **37の13の3-1** ・・・・・特定株式の譲渡(措置法第37条の13の3第1項に規定する譲渡 をいう。以下この項において同じ。)をした日の3年前の日の前日(同日が平成21年4月1 をいう。以下この項において同じ。)をした日の3年前の日の前日(同日が平成19年4月1 目以後の日であるときには、同年3月31日)までの期間内に・・・・。 日以後の日であるときには、同年3月31日)までの期間内に・・・・。 (1) · · · · · (1) · · · · · (2) · · · · · (2) · · · · · 措置法第37条の14《特定上場株式等に係る譲渡所得等の非 措置法第37条の14《特定上場株式等に係る譲渡所得等の非 課税》関係 課税》関係 (取得対価の額) (取得対価の額) 37*o*14−3 · · · · · 。 37Ø14−3 · · · · · 。 (1) · · · · · (1)(1) · · · · · (2) • • • • • (2) · · · · · (3) • • • • • (4) 金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げる取引による権利の行使又は義務の履行 (4) 有価証券オプション取引による権利の行使又は義務の履行により取得した特定上場株 改正後

により取得した特定上場株式等については、・・・・。

ィ ・・・・。

口

(取得期間内に取得をした上場株式等の判定)

- 37 の 14-11 取得期間内に取得をしたものとされる上場株式等に該当するかどうかの判定は、措置法令第 25 条の 13 の 2 第 4 項の規定によるが、この場合に、次に掲げる事由により取得し引き続き所有していたものとみなされる上場株式等 (措置法第 37 条の 14 の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用がある場合における外国合併親法人株式、外国分割承継親法人株式又は外国株式交換完全支配親法人株式を除く。) については、次に掲げる事由の区分に応じそれぞれ次に定める日を当該上場株式等の取得の日とみなして判定を行うことに留意する。
 - (1) · · · · ·
 - (2)
- (3) 同条第5項第3号に規定する「法人の合併」により取得した上場株式等(合併法人<u>の</u>株式又は合併親法人の株式)

その法人の合併により取得した合併法人<u>の</u>株式<u>又は合併親法人の株式</u>のその取得の基因となった被合併法人の株式の取得の日

- (4) 同条第5項第4号に規定する「投資信託の併合」により取得した上場株式等 その投資信託の併合により取得した新たな投資信託の受益権のその取得の基因となっ た投資信託の受益権の取得の日
- (5) 同条第5項第5号に規定する「法人の分割」により取得した上場株式等(分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式)

その法人の分割により取得した分割承継法人の株式<u>又は分割承継親法人の株式</u>のその 取得の基因となった分割法人の株式の取得の日

(6) 同条第5項<u>第6号</u>に規定する株式交換により取得した上場株式等(株式交換完全親法 人の株式又は株式交換完全親法人の親法人の株式)

その株式交換により取得した株式交換完全親法人<u>の株式</u>又は<u>株式交換完全親法人の</u> 親法人の株式のその取得の基因となった株式の取得の日

(7) 同条第5項第6号に規定する株式移転により取得した上場株式等 (株式移転完全親法 人の株式) 式等については、・・・・。

7

口 • • • • 。

(取得期間内に取得をした上場株式等の判定)

- 37 の 14-11 取得期間内に取得をしたものとされる上場株式等に該当するかどうかの判定は、措置法令第 25 条の 13 の 2 第 4 項の規定によるが、この場合に、次に掲げる事由により取得し引き続き所有していたものとみなされる上場株式等については、次に掲げる事由の区分に応じそれぞれ次に定める日を当該上場株式等の取得の日とみなして判定を行うことに留意する。
- (1) · · · · ·
- (2) • •
- (3) 同条第5項第3号に規定する「法人の合併」により取得した上場株式等(合併法人株式) その法人の合併により取得した合併法人株式のその取得の基因となった被合併法人の株式の取得の日

(4) 同条第5項<u>第4号</u>に規定する「法人の分割」により取得した上場株式等(分割承継法人の株式)

その法人の分割により取得した分割承継法人の株式のその取得の基因となった分割法 人の株式の取得の日

(5) 同条第5項第5号に規定する株式交換<u>又は株式移転</u>により取得した上場株式等(株式 交換完全親法人又は株式移転完全親法人の株式)

その株式交換<u>又は株式移転</u>により取得した株式交換完全親法人又は<u>株式移転完全親法</u> 人の株式のその取得の基因となった株式の取得の日 改正後

改正前

その株式移転により取得した株式移転完全親法人の株式のその取得の基因となった株 式の取得の日

(8) 同条第5項<u>第7号</u>に規定する取得事由の発生又は取得決議により取得した上場株式等

(6) 同条第5項<u>第6号</u>に規定する取得事由の発生又は取得決議により取得した上場株式等

附則

(経過的取扱い(1)・・・・ 信託法の施行に伴う改正通達の適用時期)

この法令解釈通達による改正後の37の10-1 (信託法の施行に伴う改正部分に限る。)、37の10-2 (信託法の施行に伴う改正部分に限る。)、37の10-9の2、37の10-19 (信託法の施行に伴う改正部分に限る。)、37010-2302、37010-2402、37010-2502、3701102-1 (信託法の施行に伴う改正部分に限る。)、3701102-5 (信託法の施行に伴う改正部分に限る。)及び37014-11(信託法の施行に伴う改正部分に限る。)の取扱いは、信託法(平成18年法律第108号)の施行の日から適用する。

(経過的取扱い(2)・・・ 証券取引法の改正に伴う改正通達の適用時期)

この法令解釈通達による改正後の 37 の 10-1 (証券取引法の改正に伴う改正部分に限る。)、37 の 10-2 (証券取引法の改正に伴う改正部分に限る。)、37 の 10-5、37 の 10 -7、37 の 10-8、37 の 10-9 の 4、37 の 10-19 (証券取引法の改正に伴う改正部分に限る。)、37 の 10-27 の 2、37 の 11-1、37 の 11-2、37 の 11 の 2-6、37 の 11 の 3-2、37 の 11 の 3-3 の

(新 設)

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

後 前 改 改 TE. IF. 法第33条《譲渡所得》関係 法第33条《譲渡所得》関係 (受益者等課税信託の信託財産に属する資産の譲渡等) (新 設) 33-1の7 受益者等課税信託(法第13条第1項に規定する受益者(同条第2項の規定により 同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下この項において「受益者等」とい う。)がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。以下この 項において同じ。)の信託財産に属する資産が譲渡所得の基因となる資産である場合における 当該資産の譲渡又は受益者等課税信託の受益者等としての権利の目的となっている信託財産 に属する資産が譲渡所得の基因となる資産である場合における当該権利の譲渡による所得 は、原則として譲渡所得となり、法第33条の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用 することとなる。なお、この場合においては次の点に留意する。 (1) 受益者等課税信託の信託財産に属する資産の譲渡があった場合において、当該資産の譲 渡に係る信託報酬として当該受益者等課税信託の受益者等が当該受益者等課税信託の受託 者に支払った金額については、法第33条第3項に規定する「資産の譲渡に要した費用」に 含まれる。 (2) 委託者と受益者等がそれぞれ一であり、かつ、同一の者である場合の受益者等課税信託 の信託財産に属する資産の譲渡があった場合又は当該受益者等課税信託の受益者等として の権利の譲渡があった場合における当該資産又は当該権利に係る資産の法第 33 条第3項 第1号に規定する「取得の日」は、当該委託者が当該資産の取得をした日となる。 幽 当該受益者等課税信託の信託財産に属する資産が信託期間中に信託財産に属すること となったものである場合には、当該資産が信託財産に属することとなった日となる。 (3) 受益者等課税信託の受益者等としての権利の譲渡があった場合において、当該受益者等 としての権利の目的となっている信託財産に属する債務があるため、当該譲渡の対価の額 が当該債務の額を控除した残額をもって支払われているときは、当該譲渡による収入すべ き金額は、法第36条第1項の規定により、その支払を受けた対価の額に当該控除された債

- 23 -

改正後	改正前
務の額に相当する金額を加算した金額となる。	
強 譲渡された受益者等としての権利の目的となっている資産(金銭及び金銭債権を除	
く。)の譲渡収入金額は、当該受益者等としての権利の譲渡により収入すべき金額からそ	
の信託財産に属する金銭及び金銭債権の額を控除した残額を基礎として、当該受益者等	
としての権利の譲渡の時における当該受益者等としての権利の目的となっている各資産	
(金銭及び金銭債権を除く。)の価額の比によりあん分して算定するものとする。	
(4) 委託者が受益者等課税信託の受益者等となる信託の設定により信託財産に属することと	
なった資産の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は、当該委託者が当該資	
産を引き続き有しているものとして、法第38条の規定を適用して計算した金額となる。	
<u> 当該受益者等課税信託の信託期間中に、当該受益者等課税信託に係る信託財産に属す</u>	
ることとなった資産の取得費は、受益者等が、当該資産を当該受益者等課税信託の受託	
者がその取得のために要した金額をもって取得し、引き続き有しているものとして、法	
第38条の規定を適用して計算する。この場合において、当該資産の取得に係る信託報酬	
として当該受益者等課税信託の受益者等が当該受益者等課税信託の受託者に支払った金	
額については、同条第1項に規定する「資産の取得に要した金額」に含まれる。	
(5) 譲渡所得に関する課税の特例等の規定の適用を受けようとする受益者等が確定申告書に	
添付すべき書類については、昭和55年12月26日付直所3-20ほか1課共同「租税特別措	
置法に係る所得税の取扱いについて」(法令解釈通達)の28の4-53《信託の受益者にお	
ける書類の添付》に準ずる。_	
(有価証券の譲渡所得が短期譲渡所得に該当するかどうかの判定)	(有価証券の譲渡所得が短期譲渡所得に該当するかどうかの判定)
33-6の4・・・・・。この場合において、・・・・法人の合併、法人の分割又は組織変更	33-6の4・・・・・。この場合において、・・・・法人の合併、法人の分割又は組織変更
により取得した有価証券(措置法第37条の10第3項又は第37条の14の2第1項若しくは	により取得した有価証券(措置法第37条の10第3項の規定により株式等に係る譲渡所得等
第2項《合併等により外国親法人株式の交付を受ける場合の課税の特例》の規定により株式	に係る収入金額とみなされることとなる金額がある場合における法人の合併、法人の分割又
等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされることとなる金額がある場合における法人の	は組織変更により取得した有価証券を除く。)の取得の日は、・・・・。
合併、法人の分割又は組織変更により取得した有価証券を除く。)の取得の日は、・・・・。	
	逆 1 ・・・・。
2 •••••	2 •••••
法第38条《譲渡所得の金額の計算上控除する取得費》関係	法第38条《譲渡所得の金額の計算上控除する取得費》関係

改正後前

(借入金で取得した固定資産を買換えた場合)

 $38-806 \cdots$

なお、・・・・、第36条の2《特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》又は・・・・、第36条の4《買換えに係る居住用財産の譲渡の場合の取得価額の計算等》、第37条の3第1項《買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等》又は・・・・・。

- (1) • •
- (2)
- (3)

(代替資産等を借入金で取得した場合)

- **38-8の8** 固定資産を借入金により取得した場合において、当該固定資産を代替資産等として措置法第33条、第33条の2第2項、第36条の2、第37条又は第37条の5の規定の適用を受けるときには、・・・・・。
- (1) · · · · ·
- (2)

(非事業用資産の取得費の計算上控除する減価償却費相当額)

38-9の2 譲渡所得の基因となる資産が家屋その他使用又は期間の経過により減価する資産である場合における当該資産の取得費は、法第38条第2項の規定により計算するのであるが、当該資産が各種所得(同項第1号に掲げる不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得をいう。以下この項において同じ。)を生ずべき業務の用に供されていない資産(以下この項において「非事業用資産」という。)であり、かつ、当該非事業用資産と同種の減価償却資産が令第6条第1号から第7号までに掲げる減価償却資産に該当する場合には、当該非事業用資産の取得費の計算上控除する減価償却費相当額については、当該非事業用資産の法第38条第1項に規定する合計額に相当する金額の100分の95に相当する金額が限度となることに留意する。

なお、譲渡した資産に係る各種所得を生ずべき業務の用に供されていた期間については、 当該資産の法第38条第1項に規定する合計額に相当する金額から当該期間内の日の属する各

(借入金で取得した固定資産を買換えた場合)

38-806 · · · · ·

なお、・・・・、第36条の2《相続等により取得した居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第36条の6《特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》又は・・・・、第36条の4《買換えに係る居住用財産の譲渡の場合の取得価額の計算等》(第36条の6第2項において準用する場合を含む。)、第37条の3第1項《買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等》又は・・・・。

- (1) · · · · ·
- (2) • •
- (3)

(代替資産等を借入金で取得した場合)

- **38-8の8** 固定資産を借入金により取得した場合において、当該固定資産を代替資産等として措置法第33条、第33条の2第2項、第36条の2、<u>第36条の6、</u>第37条又は第37条の5の規定の適用を受けるときには、・・・・。
- (1) · · · · ·
- (2) • •

(新 設)

改 正 後 改 正 前

年分の各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるその資産の償却費の額の累積額を控除して当該資産の取得費を計算するのであるが、当該資産を各種所得を生ずべき業務の用に供されなくなった後に譲渡した場合において、当該資産の償却費の額の累積額が当該資産の同項に規定する合計額に相当する金額の100分の95に相当する金額を超えているときは、当該資産の当該合計額に相当する金額から控除する減価償却費相当額は、当該償却費の額の累積額となることに留意する。

(契約解除に伴い支出する違約金)

38−9*0*3 · · · · ·

法第57条の4《株式交換等に係る譲渡所得等の特例》関係

(一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い)

57 の4-1 法第57条の4第1項及び第2項の規定を適用する場合において、同条第1項に規定する株式交換完全親法人又は同条第2項に規定する株式移転完全親法人が、同条第1項に規定する株式交換又は同条第2項に規定する株式移転に際し株主に対し交付しなければならない株式に一株に満たない端数が生じたため、会社法第234条第1項《一に満たない端数の処理》の規定等によりその端数の合計数に相当する株式を他に譲渡し、又は買い取った代金として株主に金銭が交付されたときは、その一株に満たない端数に相当する株式の株主に対して当該株式交換完全親法人又は当該株式移転完全親法人の株式が交付されたものとして取り扱う。

なお、・・・・。

ただし、その交付された金銭が、その交付の状況その他の事由を総合的に勘案して実質的 に株主に対して支払う法第57条の4第1項又は第2項に規定する旧株の取得の対価である と認められるときは、当該取得の対価として金銭が交付されたものとして取り扱う。

(一に満たない数の株式又は新株予約権の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い)

57 の4-2 法第57条の4第3項(同項第1号及び第4号を除く。以下<u>この項において</u>同じ。) の規定を適用する場合において、株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行会社が、同 項に規定する事由により株主又は新株予約権者(以下この項において「株主等」という。)

(契約解除に伴い支出する違約金)

38-9の<u>2</u> ・・・・・

法第57条の4《株式交換等に係る譲渡所得等の特例》関係

(一株に満たない数の株式の競売等による代金が交付された場合の取扱い)

57 の4-1 法第57条の4第1項及び第2項の規定を適用する場合において、同条第1項に規定する株式交換完全親法人又は同条第2項に規定する株式移転完全親法人が、同条第1項に規定する株式交換又は同条第2項に規定する株式移転に際し株主に対し交付しなければならない株式に一株に満たない端数が生じたため、会社法第234条第1項の規定等によりその端数の合計数に相当する株式の競売等をし、その競売等による代金が株主に交付されたときは、その一株に満たない端数に相当する株式については、その一株に満たない端数に相当する株式の株主に対して当該株式交換完全親法人又は当該株式移転完全親法人の株式が交付されたものとして取り扱う。

なお、・・・・。

(一に満たない数の株式又は新株予約権の競売等による代金が交付された場合の取扱い)

57 の4-2 法第57条の4第3項(同項第1号及び第4号を除く。以下同じ。)の規定を適用する場合において、株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行会社が、同項に規定する事由により株主又は新株予約権者(以下この項において「株主等」という。)に対し交付

改 正 後 改 正 前

に対し交付しなければならない株式又は新株予約権(以下この項において「株式等」という。) に一に満たない端数が生じたため、会社法第234条第1項の規定等によりその端数の合計数 に相当する株式等<u>を譲渡し、又は買い取った代金として株主等に金銭が交付されたときは、</u>その一に満たない端数に相当する株式等の株主等に対して当該発行会社の株式等が交付されたものとして取り扱う。

なお、・・・・。

(注) • • • • •

ただし、その交付された金銭が、その取得の状況その他の事由を総合的に勘案して実質的に株主等に対して支払う法第57条の4第3項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式、同項第5号に規定する取得条項付新株予約権又は同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債の取得の対価であると認められるときは、当該取得の対価として金銭が交付されたものとして取り扱う。

(新株予約権付社債についての社債に係る譲渡所得の総収入金額の収入すべき時期)

- 57 の4-3 注第57条の4第3項第4号に掲げる新株予約権付社債についての社債を同号に 定める事由により譲渡した場合(同項の規定により当該社債の譲渡がなかったものとみなさ れる場合を除く。)における当該社債に係る譲渡所得の総収入金額の収入すべき時期は、新 株予約権を行使した日による。

法第58条《固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例》関係

(交換費用の区分)

58-10 交換のために要した費用の額を令第 168 条第 1 号《交換による取得資産の取得価額等

しなければならない株式又は新株予約権(以下この項において「株式等」という。)に一に満たない端数が生じたため、会社法第234条第1項の規定等によりその端数の合計数に相当する株式等の競売等をし、その競売等による代金が株主等に交付されたときは、その一に満たない端数に相当する株式等については、その一に満たない端数に相当する株式等の株主等に対して当該発行会社の株式等が交付されたものとして取り扱う。

なお、・・・・。

注 • • • • 。

(新 設)

法第58条《固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例》関係

(交換費用の区分)

58-10 交換のために要した費用の額を令第 168 条第 1 号《交換による取得資産の取得価額等

の計算》に規定する「譲渡資産の譲渡に要した費用」の額と同条第3号に規定する「取得資産を取得するために要した経費の額」とに区分する場合において、仲介手数料、周旋料その他譲渡と取得との双方に関連する費用(受益者等課税信託(法第13条第1項に規定する受益者(同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下この項において「受益者等」という。)がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。以下この項において同じ。)の信託財産に属する資産(信託財産に属する資産が譲渡所得の基因となる資産である場合における当該資産をいう。)を交換した場合において、当該交換に係る信託報酬として当該受益者等課税信託の受益者等が当該受益者等課税信託の受託者に支払う金額を含む。)でいずれの費用であるか明らかでないものがあるときは、当該費用の50%ずつをそれぞれの費用とする。

の計算》に規定する「譲渡資産の譲渡に要した費用」の額と同条第3号に規定する「取得資産を取得するために要した経費の額」とに区分する場合において、仲介手数料、周旋料その他譲渡と取得との双方に関連する費用でいずれの費用であるか明らかでないものがあるときは、当該費用の50%ずつをそれぞれの費用とする。

法第59条《贈与等の場合の譲渡所得等の特例》関係

(寄附行為)

59-1 法第 59 条第 1 項第 1 号に規定する贈与には、財団法人の設立を目的とする寄附行為を含むものとする。

法第64条《資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例》関係

(各種所得の金額の計算上なかったものとみなされる金額)

64-2の2 ・・・・、第 25 条の 8 <u>第 12 項</u> 《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》及び 第 26 条の 23 第 5 項 《先物取引に係る雑所得等の金額の計算等》の規定により・・・・・。

- (1)
- (2)
- (3)

(譲渡所得に関する買換え等の規定との関係)

64-3の2 ・・・・、第36条の2《特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の

法第59条《贈与等の場合の譲渡所得等の特例》関係

(信託行為等)

59-1 法第 59 条第 1 項第 1 号に規定する贈与には、<u>委託者以外の者を元本の受益者とする</u> 信託行為又は財団法人の設立を目的とする寄附行為を含むものとする。

法第64条《資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例》関係

(各種所得の金額の計算上なかったものとみなされる金額)

64-2の2 ・・・・、第 25 条の8<u>第9項</u>《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》及び 第 26 条の 23 第 4 項《先物取引に係る雑所得等の金額の計算等》の規定により・・・・・。

- (1) · · · · ·
- (2)
- (3) • •

(譲渡所得に関する買換え等の規定との関係)

64-3の2・・・・、第36条の2《相続等により取得した居住用財産の買換えの場合の

改 正 後 改 正 前

課税の特例》、第36条の5《特定の居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例》、 第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》、・・・・、次に同条 の規定を適用することに留意する。 長期譲渡所得の課税の特例》、第36条の5《相続等により取得した居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第36条の6《特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》、・・・・、次に同条の規定を適用するのであるから留意する。

法第67条の3《信託に係る所得の金額の計算》関係

(受益者等課税信託の委託者がその有する資産を信託した場合の譲渡所得の収入金額等)

- 67の3-1 受益者等課税信託(法第13条第1項に規定する受益者(同条第2項の規定により 同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下この項において「受益者等」という。)がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。以下この項において同じ。)がその有する譲渡所得の基因となる資産を信託し、当該受益者等課税信託の受益者等となる者が法人である場合における法第67条の3第3項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。
- (1) 当該法人が対価を負担せずに受益者等課税信託の受益者等となる者であるときは、法第 59条第1項の規定により、当該資産を信託した時における価額に相当する金額を収入金額 として当該委託者の譲渡所得の金額を計算する。
- (2) 当該法人が対価を負担して受益者等課税信託の受益者等となる者であるときは、当該対価の額を収入金額として当該委託者の譲渡所得の金額を計算する。

なお、この場合において、当該対価の額が法第59条第1項第2号に規定する額であると きは、同項の規定が適用される。

盥 法第67条の3第4項から第6項までの規定の適用に関しても同様となる。

附則

(経過的取扱い・・・信託法の施行に伴う改正通達の適用時期)

この法令解釈通達による改正後の 33-1の7、58-10、59-1及び 67 の 3-1の取扱いは、信託法(平成 18 年法律第 108 号)の施行の日から適用する。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

第3 「租税特別措置法(山林所得・譲渡所得関係)の取扱いについて」(法令解釈通達)

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

後 改 TF. 改 īF 前 措置法第30条の2《山林所得に係る森林計画特別控除》関係 措置法第30条の2《山林所得に係る森林計画特別控除》関係 (森林計画特別控除の対象となる山林所得) (森林計画特別控除の対象となる山林所得) 3002-1 · · · · · 3002-1 · · · · · (1) · · · · · (1) (3) • • • • (4) (5) • • • • (5) • • • • (注) 認定森林施業計画につき森林法第16条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置 (油) 認定森林施業計画につき森林法第16条、同法第18条の3第4項又は木材の安定供給の 法第10条第3項の規定による認定の取消しが・・・・。 確保に関する特別措置法第10条第3項の規定による認定の取消しが・・・・。 措置法第31条《長期譲渡所得の課税の特例》・第32条《短期 措置法第31条《長期譲渡所得の課税の特例》・第32条《短期 譲渡所得の課税の特例》共通関係 譲渡所得の課税の特例》共通関係 (分離課税とされる譲渡所得の基因となる資産の範囲) (分離課税とされる譲渡所得の基因となる資産の範囲) 31 • 32共一 1 • • • • • • 31 • 32共一 1 • • • • • • (1) · · · · (1) (2) 事業又はその用に供する資産の譲渡に類するものとして措置法令第21条第4項第2号に (2) 事業又はその用に供する資産の譲渡に類するものとして措置法令第21条第4項第1号ロ 掲げる株式等(措置法第32条第2項に規定する株式等をいう。)のうち措置法令第21条第 に掲げる株式若しくは出資又は同項第2号ロに掲げる特定信託の受益権のうち措置法令 3項各号に掲げるもの 第21条第3項各号《土地等の譲渡に類する株式等の譲渡》に掲げるもの (受益者等課税信託の信託財産に属する資産の譲渡等) (新 設) 31・32 共一1の3 受益者等課税信託(所得税法第13条第1項《信託財産に属する資産及び負 債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属》に規定する受益者(同条第2項の規定に

30 -

改 前

より同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下「受益者等」という。)がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。以下同じ。)の信託財産に属する資産が31・32 共一1に掲げる分離課税とされる譲渡所得の基因となる資産である場合における当該資産の譲渡又は受益者等課税信託の受益者等としての権利の目的となっている信託財産に属する資産が31・32 共一1に掲げる分離課税とされる譲渡所得の基因となる資産である場合における当該権利の譲渡による所得は、原則として分離課税とされる譲渡所得となり、措置法第31条又は第32条の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用することとなる。なお、この場合においては次の点に留意する。

- (1) 受益者等課税信託の信託財産に属する資産の譲渡があった場合において、当該資産の譲渡に係る信託報酬として当該受益者等課税信託の受益者等が当該受益者等課税信託の受益者等が当該受益者等課税信託の受益者等認用に対しては、所得税法第33条第3項《譲渡所得》に規定する「資産の譲渡に要した費用」に含まれる。
- (2) 委託者と受益者等がそれぞれ一であり、かつ、同一の者である場合の受益者等課税信託 の信託財産に属する資産の譲渡があった場合又は当該受益者等課税信託の受益者等とし ての権利の譲渡があった場合における当該資産又は当該権利に係る資産の措置法第31条 第2項に規定する「その取得をした日」は、当該委託者が当該資産の取得をした日となる。
 - <u> 当該受益者等課税信託の信託財産に属する資産が信託期間中に信託財産に属することとなったものである場合には、当該資産が信託財産に属することとなった日となる。</u>
- (3) 受益者等課税信託の受益者等としての権利の譲渡があった場合において、当該受益者等としての権利の目的となっている信託財産に属する債務があるため、当該譲渡の対価の額が当該債務の額を控除した残額をもって支払われているときは、当該譲渡による収入すべき金額は、所得税法第36条第1項《収入金額》の規定により、その支払を受けた対価の額に当該控除された債務の額に相当する金額を加算した金額となる。
- (4) 委託者が受益者等課税信託の受益者等となる信託の設定により信託財産に属することと なった資産の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は、当該委託者が当該資 産を引き続き有しているものとして、所得税法第38条《譲渡所得の金額の計算上控除する

改 正 徬 改 正 前

取得費》の規定を適用して計算した金額となる。

- 労 当該受益者等課税信託の信託期間中に、当該受益者等課税信託に係る信託財産に属する こととなった資産の取得費は、受益者等が、当該資産を当該受益者等課税信託の受託者が その取得のために要した金額をもって取得し、引き続き有しているものとして、所得税法 第38条の規定を適用して計算する。この場合において、当該資産の取得に係る信託報酬と して当該受益者等課税信託の受益者等が当該受益者等課税信託の受託者に支払った金額に ついては、同条第1項に規定する「資産の取得に要した金額」に含まれる。
- (5) 分離課税とされる譲渡所得に関する課税の特例等の規定の適用を受けようとする受益者 等が確定申告書に添付すべき書類については、昭和55年12月26日付直所3-20ほか1 課共同「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」(法令解釈通達)の28の4-53 《信託の受益者における書類の添付》に準ずる。

(代替資産等の取得の日)

31 - 32共 - 5 ・・・・・、それぞれ次に掲げる日によることに留意する。

(1) • • • •

(2) その取得につき措置法第36条の2 《特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の 課税の特例》若しくは第36条の5《特定の居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の課 税の特例》、第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》若しく

措置法第31条の2《優良住宅地の造成等のために土地等を譲 渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係

(建築物の「敷地面積」の意義)

31の2-6 措置法令第20条の2第5項第1号に規定する認定建替計画に定められた新築する | **31の2-6 削 除** 建築物の「敷地面積」とは、原則として、当該新築する一棟の建築物の敷地面積をいう。た だし、附属建築物がある場合には、当該敷地面積は、当該新築する主たる建築物と附属建築 物との敷地の用に供される土地等の面積による。

(代替資産等の取得の日)

31・32共-5 ・・・・・、それぞれ次に掲げる日によるのであるから留意する。

(1) · · · ·

(2) その取得につき措置法第36条の2 《相続等により取得した居住用財産の買換えの場合の 長期譲渡所得の課税の特例》若しくは第36条の5《相続等により取得した居住用財産を交 換した場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第36条の6《特定の居住用財産の買換え及び 交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の

措置法第31条の2《優良住宅地の造成等のために土地等を譲 渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係

ΤĒ 徬 改 Æ 前 改 (建築物の「建築面積」の意義) (建築物の「建築面積」の意義) **31の2-7** 措置法第31条の2第2項第10号に規定する建築物の「建築面積」は、・・・・・。 **31の2-7** 措置法第31条の2第2項第9号に規定する建築物の「建築面積」は、・・・・・。 (注) • • • • • (注) • • • • • • (建築物の建築をする事業の施行地区の面積要件等) (建築物の建築をする事業の施行地区の面積要件等) **31の2-8** 措置法第31条の2第2項第10号に規定する建築物の建築をする事業の・・・・・。 **31の2-8** 措置法第31条の2第2項第9号に規定する建築物の建築をする事業の・・・・・。 (油) 措置法令第20条の2第11項第2号ロに規定する「建築面積の敷地面積に対する割合」を (油) 措置法令第20条の2第9項第2号口に規定する「建築面積の敷地面積に対する割合」を 求める場合における建築面積は、・・・・。 求める場合における建築面積は、・・・・。 (建築事業を行う者が死亡した場合) (建築事業を行う者が死亡した場合) **31の2-9** 措置法第31条の2第2項第10号に規定する建築物の建築をする事業を・・・・・。 **31の2-9** 措置法第31条の2第2項第9号に規定する建築物の建築をする事業を・・・・・。 働 措置法第31条の2第2項第10号に規定する建築物の建築をする事業を・・・・・。 湖 措置法第31条の2第2項第9号に規定する建築物の建築をする事業を・・・・・。 (建築物を2以上の者が建築する場合) (建築物を2以上の者が建築する場合) **31の2-10** 措置法第31条の2第2項第10号に規定する建築物の建築をする事業を行う者又は **31の2-10** 措置法第31条の2第2項第9号に規定する建築物の建築をする事業を行う者又は 同項第17号に規定する住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の・・・・・並びに同条第2項第 同項第16号に規定する住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の・・・・・並びに同条第2項第 10号及び第17号に規定する要件の判定は、次による。 9号及び第16号に規定する要件の判定は、次による。 (1) · · · · · (1) · · · · · (2) 措置法第31条の2第2項第10号に規定する建築物の建築面積要件及び・・・・。 (2) 措置法第31条の2第2項第9号に規定する建築物の建築面積要件及び・・・・・。 (3) 措置法第31条の2第2項第17号イに規定する住宅の床面積要件及び・・・・。 (3) 措置法第31条の2第2項第16号イに規定する住宅の床面積要件及び・・・・。 (措置法第31条の2第2項第12号の「宅地の造成」の意義) (措置法第31条の2第2項第11号の「宅地の造成」の意義) **31の2-11** 措置法第31条の2第2項第12号に規定する「宅地の造成」は・・・・・。 **31の2-11** 措置法第31条の2第2項第11号に規定する「宅地の造成」は・・・・・。 (宅地造成につき開発許可を受けた者が有する当該宅地造成区域内の土地等の譲渡について (宅地造成につき開発許可を受けた者が有する当該宅地造成区域内の土地等の譲渡について の特例の不適用) の特例の不適用) **31の2-13** 措置法第31条の2第2項第11号に規定する宅地の造成を行う個人・・・・・。 **31の2-13** 措置法第31条の2第2項第12号に規定する宅地の造成を行う個人・・・・・。 なお、措置法第31条の2第2項第12号又は第13号に掲げる土地等の譲渡・・・・。 なお、措置法第31条の2第2項第13号又は第14号に掲げる土地等の譲渡・・・・・。 (宅地の造成等を行う個人又は法人) (宅地の造成等を行う個人又は法人) 31の2-14 措置法第31条の2第2項第9号に規定する建築物の建築又は同項第11号若しくは 31の2-14 措置法第31条の2第2項第10号に規定する建築物の建築、同項第12号、第14号若

改 正 後 立 立 立 立 正 前

しくは<u>第15号</u>に規定する宅地の造成又は同項<u>第16号</u>若しくは<u>第17号</u>に規定する住宅<u>若しくは</u>中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人には、建築物の建築、宅地の造成又は住宅若しくは・・・・。

したがって、例えば、同項第17号に規定する住宅又は中高層の耐火共同住宅・・・・。

(「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成」の意義)

- **31の2-15** 措置法第31条の2第2項<u>第14号</u>又は<u>第15号</u>に規定する「住宅建設の用に供される 一団の宅地の造成」とは、・・・・・。
 - (注) ・・・・、当該造成された住宅地に措置法第31条の2第2項<u>第16号</u>に規定する「一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅」が建設される場合であっても、<u>同号</u>の規定の適用はない。

(「一団の宅地の面積」の判定)

- **31の2-16** 措置法第31条の2第2項<u>第12号</u>イ、<u>第14号</u>イ又は<u>第15号</u>イに規定する「一団の宅地の面積」の判定は、・・・・・。
 - (1) · · · · $_{\circ}$
 - (2) • •
 - $(3) \cdots$
 - (4) • •

(「土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人」の意義)

31の2-17 措置法規則第13条の3第1項<u>第12号</u>又は<u>第15号</u>に規定する「土地区画整理法第2条第3項に規定する施行者又は同法第25条第1項に規定する組合員である個人又は法人」には、・・・・・。

(区画整理促進機構の証明の日前に土地等を譲渡した場合)

31の2-18 ・・・・、措置法規則第13条の3第1項<u>第12号</u>又は<u>第15号</u>に規定する買取者の要件を満たさないこととなるので、・・・・。

(「住宅又は中高層の耐火共同住宅」の建設を行う者)

31の2-19 措置法第31条の2第2項第16号に規定する「住宅又は中高層の耐火共同住宅」

第13号若しくは<u>第14号</u>に規定する宅地の造成又は同項<u>第15号</u>若しくは<u>第16号</u>に規定する住宅 <u>又は</u>中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人には、建築物の建築<u>又は</u>宅地の造成又 は住宅若しくは・・・・・。

したがって、例えば、同項第16号に規定する住宅又は中高層の耐火共同住宅・・・・・。

(「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成」の意義)

- **31の2-15** 措置法第31条の2第2項<u>第13号</u>又は<u>同項第14号</u>に規定する「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成」とは、・・・・。
- (湖 ・・・・、当該造成された住宅地に措置法第31条の2第2項<u>第15号</u>に規定する「一団 の住宅又は中高層の耐火共同住宅」が建設される場合であっても、<u>同項第15号</u>の規定の適用はない。

(「一団の宅地の面積」の判定)

- **31の2-16** 措置法第31条の2第2項<u>第11号</u>イ、<u>同項第13号</u>イ又は<u>同項第14号</u>イに規定する「一団の宅地の面積」の判定は、・・・・。
- (1) · · · · $_{\circ}$
- (2) • • •
- (3) • •
- (4) • • •

(「土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人」の意義)

31の2-17 措置法規則第13条の3第1項<u>第11号</u>又は<u>同項第14号</u>に規定する「土地区画整理法 第2条第3項に規定する施行者又は同法第25条第1項に規定する組合員である個人又は法 人」には、・・・・。

(区画整理促進機構の証明の日前に土地等を譲渡した場合)

31の2-18 ・・・・・、措置法規則第13条の3第1項<u>第11号</u>又は<u>同項第14号</u>に規定する買取者の要件を満たさないこととなるので、・・・・・。

(「住宅又は中高層の耐火共同住宅」の建設を行う者)

31の2-19 措置法第31条の2第2項第15号に規定する「住宅又は中高層の耐火共同住宅」

は、・・・・が建設した住宅又は中高層の耐火共同住宅に限られることに留意する。

(「住居の用途に供する独立部分」及び「床面積」の判定)

31の2-20 措置法第31条の2第2項<u>第16号</u>ロに規定する「中高層の耐火共同住宅にあっては 住居の用途に供する独立部分 (・・・・・。) が15以上 又は・・・・。

(換地処分後の土地等の譲渡)

31の2-21 ・・・・、当該換地処分により取得した土地等をその取得の日から当該期間の末日までの間に措置法第31条の2第2項第17号に規定する住宅又は・・・・・。

(住宅の床面積等)

- **31の2-22** 措置法第31条の2第2項第17号に規定する住宅又は・・・・。
 - (1) 措置法令第20条の2第22項に定める住宅の床面積及び・・・・・。

イ · · · · · 。 ロ · · · · · 。

л · · · · · 。

(2) 中高層の耐火共同住宅の各独立住居部分の一部分が措置法令第20条の2<u>第20項</u>第4号に 規定する床面積の要件に該当しない場合には、・・・・。

(併用住宅の場合)

31の2-23 ・・・・、措置法第31条の2第2項<u>第17号</u>に規定する「住宅」に該当するものとする。したがって、当該「住宅」に該当する併用住宅についての措置法令第20条の2<u>第22</u>項に定める床面積要件及び敷地面積要件の判定は、・・・・・。

(床面積の意義)

31の2-24 措置法第31条の2第2項、措置法令第20条の2<u>第20項</u>、同条<u>第22項</u>及び措置法規則第13条の3第1項に規定する床面積は、・・・・。

(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)

 $31002-25 \cdot \cdot \cdot \cdot$

(1) · · · · ·

は、・・・・が建設した住宅又は中高層の耐火共同住宅に限られるのであるから留意する。

(「住居の用途に供する独立部分」及び「床面積」の判定)

31の2-20 措置法第31条の2第2項<u>第15号</u>ロに規定する「中高層の耐火共同住宅にあっては 住居の用途に供する独立部分 (・・・・・。) が15以上 又は・・・・・。

(換地処分後の土地等の譲渡)

31の2-21 ・・・・・、当該換地処分により取得した土地等をその取得の日から当該期間の末日までの間に措置法第31条の2第2項第16号に規定する住宅又は・・・・・。

(住宅の床面積等)

- **31の2-22** 措置法第31条の2第2項第16号に規定する住宅又は・・・・・。
- (1) 措置法令第20条の2第20項に定める住宅の床面積及び・・・・・。

1

и

ハ・・・・。

(2) 中高層の耐火共同住宅の各独立住居部分の一部分が措置法令第20条の2<u>第18項</u>第4号に規定する床面積の要件に該当しない場合には、・・・・。

(併用住宅の場合)

31の2-23 ・・・・、措置法第31条の2第2項<u>第16号</u>に規定する「住宅」に該当するものとする。したがって、当該「住宅」に該当する併用住宅についての措置法令第20条の2<u>第20</u>項に定める床面積要件及び敷地面積要件の判定は、・・・・。

(床面積の意義)

31の2-24 措置法第31条の2第2項、措置法令第20条の2<u>第18項</u>、同条<u>第20項</u>及び措置法規則第13条の3第1項に規定する床面積は、・・・・。

(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)

 $31002-25 \cdots$

(1) · · · · ·

改 正 後 改 正 前

- (2) 同項第10号に規定する建築物の建築をする事業を行う者・・・・・
- (3) 同項第12号、第14号又は第15号に規定する個人又は法人・・・・・
- (4) 同項第16号に規定する個人又は法人・・・・・

(「確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間」の判定)

31の2-28 措置法令第20条の2第23項から第25項までの規定により確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間を判定する場合は、措置法第31条の2第2項第12号若しくは第13号に規定する「一団の宅地の造成を行う個人又は法人」、同項第14号若しくは第15号に規定する「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う個人又は法人」又は同項第16号若しくは第17号に規定する「住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人」が措置法規則第13条の3第10項第2号の規定により税務署長に提出した事業概要書等により行うことに留意する。したがって、・・・・・。

なお、措置法令第20条の2<u>第23項</u>第5号に規定する「住居の用途に供する独立部分が50以上のもの」であるかどうかの判定は、建設される一棟の中高層の耐火共同住宅により行うことに留意する。

(注) 措置法令第20条の2<u>第24項</u>又は<u>第25項</u>に規定する「確定優良住宅地造成等事業につき開発許可等を受けることができると見込まれる日として所轄税務署長が認定した日」は、・・・・、その全部が措置法第31条の2第2項<u>第12号</u>から<u>第17号</u>までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなるから、・・・・。

(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類)

31の2-29 ・・・・、当該譲渡が同項に規定する期間内に同条第2項<u>第12号</u>から<u>第17号</u>までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなった場合には、・・・・、措置法規則第13条の3第1項第12号から第17号までに掲げる書類・・・・。

措置法第31条の3《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所 得の課税の特例》関係

(固定資産の交換の特例等との関係)

- (2) 第9号に規定する建築物の建築をする事業を行う者・・・・・
- (3) 同項第11号、第13号又は第14号に規定する個人又は法人・・・・・
- (4) 同項第15号に規定する個人又は法人 ・・・・・

(「確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間」の判定)

31の2-28 措置法令第20条の2<u>第21項</u>から<u>第23項</u>までの規定により確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間を判定する場合は、措置法第31条の2第2項<u>第11号</u>若しくは<u>第12号</u>に規定する「一団の宅地の造成を行う個人又は法人」、同項<u>第13号</u>若しくは<u>第14号</u>に規定する「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う個人又は法人」又は同項<u>第15号</u>若しくは<u>第16号</u>に規定する「住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人」が措置法規則第13条の3第10項第2号の規定により税務署長に提出した事業概要書等により行う<u>のである</u>から留意する。したがって、・・・・・。

なお、措置法令第20条の2<u>第21項</u>第5号に規定する「住居の用途に供する独立部分が50以上のもの」であるかどうかの判定は、建設される一棟の中高層の耐火共同住宅により行う \underline{o} であるから留意する。

(油 措置法令第20条の2<u>第22項</u>又は<u>第23項</u>に規定する「確定優良住宅地造成等事業につき開発許可等を受けることができると見込まれる日として所轄税務署長が認定した日」は、・・・・、その全部が措置法第31条の2第2項<u>第11号</u>から<u>第16号</u>までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなるから、・・・・。

(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類)

31の2-29 ・・・・、当該譲渡が同項に規定する期間内に同条第2項<u>第11号</u>から<u>第16号</u>までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなった場合には、・・・・、措置法規則第13条の3第1項第11号から第16号までに掲げる書類・・・・。

措置法第31条の3《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所 得の課税の特例》関係

(固定資産の交換の特例等との関係)

改 正 後 改 正 前

31の3-1・・・・から第33条の3《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》 まで、第36条の2《特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第36 条の5《特定の居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》、・・・・。

注1 · · · · 。

2

(生計を一にする親族の居住の用に供している家屋)

3103-6

- (1) \cdots
- (2) · · · · \cdot
- (3) ・・・・、既に措置法第31条の3、第35条、第36条の2、第36条の5、第41条の5又は第41条の5の2の規定の適用を受けていないこと。

(4) • • • • •

(注) · · · · · 。

2

- (1) · · · ·
- (2)
- (3) • •

(買換資産を取得できなかった場合の軽減税率の適用)

31の3-27 措置法第36条の2第1項に規定する譲渡資産の譲渡をし、第36条の2第2項において準用する同条第1項の規定の適用を受けた者が、災害その他その者の責めに帰せられないやむを得ない事情により当該譲渡の日の属する年の翌年12月31日までに第36条の2第1項に規定する買換資産を取得できなかったためこれらの規定による特例を受けられないこととなった場合には、その者が当該譲渡の日の属する年の翌々年4月30日までに第36条の3第2項の規定による修正申告書の提出をするときに限り、・・・・・。

31の3-1・・・・から第33条の3《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》 まで、第36条の2《相続等により取得した居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税 の特例》、第36条の5《相続等により取得した居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の課 税の特例》、第36条の6《特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の 特例》、第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》、・・・・。

(注) 1 • • • • • 。

2 • • • • •

(生計を一にする親族の居住の用に供している家屋)

 $3103-6 \cdots$

- (1) · · · · 。
- (2) • • •
- (3) ・・・・、既に措置法第31条の3、第35条、第36条の2、第36条の5<u>、第36条の6</u>、 第41条の5又は第41条の5の2の規定の適用を受けていないこと。

(4) • • • • •

(注) · · · · · 。

2 • • • • •

- (1) · · · ·
- (2)
- (3) • •

(買換資産を取得できなかった場合の軽減税率の適用)

31の3-27 措置法第36条の2第1項<u>又は第36条の6第1項</u>に規定する譲渡資産の譲渡をし、第36条の2第2項において準用する同条第1項の規定<u>又は第36条の6第2項において準用する同条第1項の規定</u>の適用を受けた者が、災害その他その者の責めに帰せられないやむを得ない事情により当該譲渡の日の属する年の翌年12月31日までに第36条の2第1項<u>又は第36条の6第1項</u>に規定する買換資産を取得できなかったためこれらの規定による特例を受けられないこととなった場合には、その者が当該譲渡の日の属する年の翌々年4月30日までに第36条の3第2項(第36条の6第2項において準用する場合を含む。)の規定による修正申告の提出をするときに限り、・・・・・。

措置法第32条《短期譲渡所得の課税の特例》関係

(土地類似株式等の判定の時期)

32-2 その譲渡した株式等(措置法第32条第2項に規定する株式等をいう。以下32-5までにおいて同じ。)が措置法令第21条第3項各号に掲げる株式等(32-4において「土地類似株式等」という。)に該当するかどうかは、・・・・。この場合において、同一年中に同一発行法人の株式等の譲渡が2回以上行われており、・・・・、当該譲渡に係る株式等が当該各号に該当するときは、当該同一年中に譲渡した当該同一発行法人の株式等は、・・・・・。

(総資産の価額の算定が困難な場合の簡便計算)

32-3 譲渡した株式等に係る発行法人の措置法令第21条第3項各号に規定する・・・・・。 (算式)

当該株式等の 譲渡対価の額 発行法人の 債の金額(退職給与 譲渡株式等 等の総数等 引当金の額を含む。)

(譲渡直前に借入等を行った場合の土地類似株式等の判定)

32-4 譲渡した株式等が措置法令第21条第3項各号に規定する株式等に該当するかどうかを判定する場合において、当該株式等の発行法人の有する借入金等の・・・・・。

(募集株式の割当て等があった場合における譲渡株式数の割合)

32-5 募集株式の割当て等により株式等の発行法人の発行済株式等の総数又は総額に異動があった場合において、措置法令第21条第4項<u>第2号</u>に規定する特殊関係株主等の譲渡した株式等の数が・・・・、それぞれ当該株式等を譲渡した時(当該譲渡した時が募集株式の割当てに係る株式等の割当ての基準となった日以後当該募集株式の割当てに係る株式等の発行前であるときは、当該割当てに係る株式等の発行直後)における当該発行法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに当該譲渡をした株式等の数又は・・・・・。

措置法第32条《短期譲渡所得の課税の特例》関係

(土地類似株式等の判定の時期)

32-2 その譲渡した株式 (出資及び投資口(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第21項に規定する投資口をいう。)を含む。以下32-5までにおいて同じ。)又は特定信託の受益権が措置法令第21条第3項各号に掲げる株式又は特定信託の受益権に該当するかどうかは、・・・・。この場合において、同一年中に同一発行法人の株式の譲渡が2回以上行われており、・・・・、当該譲渡に係る株式が当該各号に該当するときは、当該同一年中に譲渡した当該同一発行法人の株式は、・・・・・。

(総資産の価額の算定が困難な場合の簡便計算)

32-3 譲渡した株式に係る発行法人の措置法令第21条第3項各号に規定する・・・・・。 (算式)

当該株式の 譲渡対価の額 ※発行法人の 譲渡 株式 の総数等 発行法人が有する負 債の金額(退職給与 引当金及び賞与引当 金の額を含む。)

(譲渡直前に借入等を行った場合の土地類似株式等の判定)

32-4 譲渡した株式が措置法令第21条第3項各号に規定する株式に該当するかどうかを判定する場合において、当該株式の発行法人の有する借入金等の・・・・・。

(募集株式の割当て等があった場合における譲渡株式数の割合)

32-5 募集株式の割当て等により株式の発行法人の発行済株式等の総数又は総額に異動があった場合において、措置法令第21条第4項第1号ロに規定する特殊関係株主等の譲渡した株式の数が・・・・、それぞれ当該株式を譲渡した時(当該譲渡した時が募集株式の割当てに係る株式の割当てに係る株式の発行前であるときは、当該割当てに係る株式の発行直後)における当該発行法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに当該譲渡をした株式の数又は・・・・。

改正後

措置法第33条の4《収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除》関係

(受益者等課税信託の信託財産に属する資産について収用交換等があった場合の「買取り等の 申出のあった日」等)

- 33 の4-1の2 受益者等課税信託の信託財産に属する資産について収用交換等があった場合 における措置法第33条の4の規定の適用に関しては次の点に留意する。
- (1) 同条第3項第1号に規定する「最初に当該申出のあった日」とは、受益者等課税信託の 受託者が、同号に規定する公共事業施行者から当該受益者等課税信託の信託財産に属する 資産につき、最初に買取り等の申出を受けた日をいう。
- (2) 同項第2号に規定する「一の収用交換等に係る事業につき第1項に規定する資産の収用 交換等による譲渡が二以上あった場合」に該当するかどうかは、受益者等が有する受益者 等課税信託の信託財産に属する資産の譲渡とそれ以外の資産の譲渡とを通じて判定する。
- (3) 収用交換等による譲渡の時における受益者等課税信託の信託財産に属する資産の譲渡を した受益者等が、当該受益者等課税信託の信託財産に属する資産につき最初に買取り等の 申出を受けた時における当該受益者等課税信託の受益者等以外の者(当該申出を受けた時 における受益者等の死亡によりその者から当該受益者等課税信託の受益者等としての権利 を取得した者を除く。)である場合には、同項第3号の規定に該当することとなる。

措置法第34条《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係

<u>(受益者等課税信託の信託財産に属する土地等が特定土地区画整理事業等のために買い取られた場合)</u>

34-4の2 受益者等課税信託の信託財産に属する土地等が特定土地区画整理事業等のために 買い取られた場合において、措置法第34条第3項に規定する「一の事業で前項各号の買取り に係るものの用に供するために、これらの規定の買取りが二以上行われた場合」に該当する かどうかは、受益者等が有する受益者等課税信託の信託財産に属する土地等の譲渡とそれ以 外の土地等の譲渡とを通じて判定することに留意する。 措置法第33条の4《収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除》関係

(新 設)

措置法第34条《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係

改 正 後 故 正 前

措置法第34条の2《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係

(2以上の年に譲渡している場合の措置法第34条との適用関係)

34 の2-19 措置法第34条の2第2項第1号、<u>第7号</u>から<u>第11号</u>までの規定に該当する買取りが行われた場合において当該買取りが同法第34条第2項第1号に掲げる場合にも該当する場合、同法第34条の2第2項第4号若しくは第6号の規定に該当する買取りが行われた場合において当該買取りが同法第34条第2項各号に掲げる場合にも該当する場合及び同法第34条の2第2項第23号の規定に該当する買取りが行われた場合において当該買取りが同法第34条第2項第4号に掲げる場合にも該当する場合には、これらの買取りについては同条第1項の規定が適用され、同法第34条の2第1項の規定の適用はないこととされていることから、これらに該当する買取りが一の事業のために2以上の年にわたって行われた場合においては、最初の年の譲渡以外の譲渡については、同法第34条第1項のみならず同法第34条の2第1項の規定の適用もないことに留意する。

<u>(受益者等課税信託の信託財産に属する土地等が特定住宅地造成事業等のために買い取られた</u> 場合)

34の2-22の2 受益者等課税信託の信託財産に属する土地等が特定住宅地造成事業等のため に買い取られた場合において、措置法第34条の2第3項に規定する「一の事業で前項第1号 から第3号まで、第6号から第16号まで、第19号又は第22号の買取りに係るものの用に供するために、これらの規定の買取りが二以上行われた場合」に該当するかどうかは、受益者 等が有する受益者等課税信託の信託財産に属する土地等の譲渡とそれ以外の土地等の譲渡とを通じて判定することに留意する。

措置法第35条《居住用財産の譲渡所得の特別控除》関係

(固定資産の交換の特例等との関係)

35-1・・・・から第33条の4《収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除》まで、第36

措置法第34条の2《特定住宅地造成事業等のために土地等を 譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係

(2以上の年に譲渡している場合の措置法第34条との適用関係)

34の2-19 措置法第34条の2第2項第1号、第4号、第6号から第9号までの規定に該当する買取りが行われた場合において、当該買取りが同法第34条第2項第1号に掲げる場合にも該当する場合には、当該買取りについては同条第1項の規定が適用され、同法第34条の2第1項の規定の適用はないこととされていることから、これに該当する買取りが一の事業のために2以上の年にわたって行われた場合においては、最初の年の譲渡以外の譲渡については、同法第34条第1項のみならず同法第34条の2第1項の規定の適用もないことに留意する。

(新 設)

措置法第35条《居住用財産の譲渡所得の特別控除》関係

(固定資産の交換の特例等との関係)

35-1・・・・から第33条の4《収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除》まで、第36

 改
 正

 首

条の2《特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第36条の5《特定の居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》、・・・・。

強1 · · · · 。

2

(廃止)

(廃 止)

条の2《相続等により取得した居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第36条の5《相続等により取得した居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第36条の6《特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》、・・・・・。

(注) 1 • • • • • 。

2 • • • • •

措置法第36条の2《相続等により取得した居住用財産の買換 えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係

(措置法第36条の2第1項第3号に掲げる資産)

- 36の2-1 措置法第36条の2第1項第3号に規定する「前2号に掲げる家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地又は当該土地の上に存する権利」とは、同項第1号又は第2号に掲げる家屋とともにこれらの家屋の敷地の用に供されている土地又は当該土地の上に存する権利(以下36の2-28までにおいて「土地等」という。)でその年の1月1日において所有期間(措置法第31条第2項に規定する所有期間をいう。以下36の2-25までにおいて同じ。)が10年を超えるもの(当該個人の父若しくは母又は祖父若しくは祖母(以下36の2-27までにおいて「父等」という。)が居住の用に供していた家屋又は土地等でこれらの者から相続又は遺贈により取得したものとして措置法令第24条の2第1項各号に掲げるものに限る。)を譲渡した場合の当該家屋及び敷地の用に供されている土地等をいうのであるから留意する。
- <u>| 描置</u> 措置法第36条の2第1項第3号に該当する家屋及び土地等の譲渡があった場合において、そのいずれか一方の資産に係る譲渡所得についてのみ措置法第36条の2第1項の規定を適用することはできない。
 - 2 措置法第36条の2第1項第1号又は第2号に規定する家屋とともに当該家屋の敷地の 用に供されている土地等の譲渡があった場合において、当該家屋又は当該土地等のいず れか一方のその年1月1日における所有期間が10年以下であるとき又はそのいずれか 一方が父等から相続又は遺贈により取得したもの(措置法令第24条の2第1項第2号か ら第4号に掲げる家屋及び土地等を含む。)であるときは、当該家屋及び土地等は措置 法第36条の2第1項に規定する譲渡資産に該当しないので、その譲渡所得については、 同項の規定を適用することはできない。

改 正 後	改正前
(廃 止)	(居住用土地等のみの譲渡) 36の2-2 措置法第36条の2第1項第1号又は第2号に掲げる家屋を取り壊し、当該家屋の 敷地の用に供されていた土地等(当該家屋及び当該土地等のいずれも措置法令第24条の2第
	1項に該当するものに限る。)を譲渡した場合(その取壊し後、当該土地等の上にその土地等の所有者が建物等を建設し、当該建物等とともに譲渡する場合を除く。)において、当該譲渡した土地等が次に掲げる要件のすべてを満たすときは、当該土地等は措置法第36条の2第1項に規定する譲渡資産(以下36の3-2までにおいて「譲渡資産」という。)に該当するものとして取り扱う。
	ただし、その居住の用に供している家屋の敷地の用に供されている土地等のみの譲渡であっても、その家屋を引き家して当該土地等を譲渡する場合の当該土地等は、同項に規定する譲渡資産に該当しない。 (1) 当該土地等は、当該家屋が取り壊された日の属する年の1月1日において所有期間が10年を超えるものであること。
	(2) 当該土地等は、当該土地等の譲渡に関する契約が当該家屋を取り壊した日から1年以内に締結され、かつ、当該家屋をその居住の用に供さなくなった日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡したものであること。 (3) 当該土地等は、当該家屋を取り壊した後譲渡に関する契約を締結した日まで、貸付けそ
(廃 止)	の他の用に供していないものであること。 ② その取壊しの日の属する年の1月1日において所有期間が10年を超えない家屋の敷地 の用に供されていた土地等については、措置法第36条の2第1項の規定の適用はない。 《「父等」の範囲)
	36の2-3 措置法第36条の2第1項に規定する「当該個人の父若しくは母又は祖父若しくは祖母」には、養親及び養親の父母は含まれるが、姻族である当該個人の配偶者の父母及び祖父母はこれには含まれないのであるから留意する。
(廃 止)	(当該個人の父等が居住の用に供していた家屋又は土地等でこれらの者から相続又は遺贈により取得したもの) 36の2-4 措置法第36条の2第1項に規定する「当該個人の父若しくは母又は祖父若しくは

後 改 Æ 改 Æ 前 祖母が居住の用に供していた家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利でこれらの者から 相続又は遺贈により取得したもの」とは、当該家屋又は土地等の所有者である当該個人の父 等が当該相続開始の時まで居住の用に供していた当該家屋又は土地等をこれらの者から相続 又は遺贈により取得したものであることをいうのであるから留意する。したがって、例えば、 家屋は父から相続により取得し、土地等は祖父から遺贈により取得した場合については、父 及び祖父が当該家屋をそれぞれの相続開始の時まで居住の用に供していたものである場合に 限り、これに該当する。 (廃 止) (父等が居住の用に供していた家屋又は土地等) 36の2-5 父等から相続又は遺贈により取得した家屋又は土地等が、父等が当該相続開始の 時まで居住の用に供していたものに該当するかどうかの判定については、31の3-2及び31 の3-6に準じて取り扱うものとする。 (摩 止) (相続又は遺贈により取得したものとされる建替え後の家屋等の取得時期) 36の2-6 相続又は遺贈により取得した家屋(父等から相続又は遺贈により取得した家屋で、 当該相続開始の時まで父等が居住の用に供していたものをいう。以下36の2-13までにおい て同じ。) について、当該取得後、家屋の建替え(家屋を取り壊し、若しくは除却した場合又 は家屋が滅失した場合において、遅滞なく当該家屋の敷地の用に供されていた土地の上に家 屋を再建築することをいう。以下36の2-14までにおいて同じ。)があった場合において、措 置法令第24条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事由により建築された家屋及び当該家屋 の建築により取得した土地の上に存する権利は父等から相続又は遺贈により取得したものと されるのであるが、当該建替え後の家屋及び当該取得した土地の上に存する権利について、 措置法第31条第2項に規定する所有期間を判定する場合における同項に規定する「その取得 をした日」は、当該個人がこれらの資産を実際に取得した日となるのであるから留意する。 (歯 「当該家屋の建築により取得した土地の上に存する権利」とは、父等から相続又は遺贈 により取得した借地権が消滅した場合において、措置法令第24条の2第1項第2号に掲げ る事由による家屋の建築により設定された新たな借地権をいう。 (廃 止) (家屋の建替え工事中に相続開始があった場合等の取扱い) 36の2-7 家屋の建替えのために父等の居住の用に供されていた家屋の取り壊し(当該家屋 が滅失した場合を含む。以下この項において同じ。)をした後、当該建替え後の家屋の完成前

改 正 後	改 正 前
	に父等の相続開始があった場合において、当該個人が当該取り壊しをした家屋の敷地の用に
	供されていた土地等の上に遅滞なく建築した家屋は、措置法令第24条の2第1項第1号に規
	定する家屋に該当するものとして取り扱う。同項第4号に掲げる事業のために父等の居住の
	用に供されていた家屋の取り壊し又は除却があった後、当該事業の施行による換地処分又は
	権利変換(以下36の2-12までにおいて「換地処分等」という。)前に父等の相続開始があっ
	た場合において、当該個人が当該換地処分等により取得した家屋(措置法規則第18条の3第
	1項に定めるものを含む。)についても同様とする。
(廃止)	(相続又は遺贈により取得した者以外の者が建て替えた家屋)
	36の2-8 相続又は遺贈により取得した家屋の建替えがあった場合において、その建替え後
	の家屋が措置法令第24条の2第1項第2号の規定により相続又は遺贈により取得したものと
	されるのは、当該家屋を相続又は遺贈により取得した者が建築した家屋(当該家屋が相続又
	は遺贈により取得した者とその他の者とが共有する場合には、当該相続又は遺贈により取得
	した者の共有持分割合に相当する部分に限る。) に限られ、その他の者が建築した家屋は同号
	に規定する家屋には該当しないのであるから留意する。_
(廃止)	(家屋の建替えに際して買増しした土地の上に建築した家屋)
	36の2-9 相続又は遺贈により取得した家屋の建替えに際して買増しした土地(土地の上に
	存する権利の取得を含む。以下この項において同じ。)の上に家屋を建築した場合において、
	その買増しした土地と従前の家屋の敷地の用に供されていた土地とがともに当該建替え後の
	家屋の敷地として利用されているものである場合に限り、当該建替え後の家屋は、措置法令
	第24条の2第1項第2号に規定する家屋に該当するものとして取り扱う。
	<u></u>
	いことに留意する。
(廃止)	(相続又は遺贈により取得した家屋につき増築があった場合)
	36の2-10 相続又は遺贈により取得した家屋につき、当該取得後に増築があった場合には、
	当該増築部分は相続又は遺贈により取得したものに含めて取り扱う。
(廃止)	(居住期間の判定)
	36の2-11 措置法第36条の2第1項第1号に規定する「当該個人がその居住の用に供してい

改 正 後	改正前
	る家屋」の居住期間(当該個人がその居住の用に供している期間として措置法令第24条の2
	第5項に規定する期間をいう。以下36の2-27までにおいて同じ。)が30年以上であるものか
	どうかは、次により判定する。
	(1) 当該個人が、相続又は遺贈により取得した家屋の存する場所に居住していなかった期間
	がある場合には、居住していなかった期間を除きその前後の居住していた期間を合計す
	<u> </u>
	(2) 居住期間に該当するかどうかの判定については、31の3-2及び31の3-6に準じて取
	り扱う。ただし、当該個人が相続又は遺贈により取得した家屋をその生計を一にする親族
	が引き続き居住の用に供している場合において、次に掲げる要件のすべてを満たしている
	ときは、被相続人に相続が開始した日から次のロ又はハの要件に該当しないこととなった
	日までの期間は、居住期間に含めて取り扱う。
	<u>イ</u> 当該家屋は、相続又は遺贈により取得した個人が居住の用に供していた家屋であるこ
	<u>Ł.</u>
	四 当該家屋は、被相続人に相続が開始した日以後引き続き当該個人と生計を一にする親
	<u>族の居住の用に供している家屋であること。</u>
	<u>ハ</u> <u>当該個人の31の3-2に定めるその居住の用に供している家屋は、被相続人に相続が</u>
	開始した日以後引き続き当該個人の所有する家屋でないこと。
	<u>倒 1</u> 居住期間が30年以上であるかどうかは譲渡資産の譲渡の日で判定するのであるから
	留意する。_
	<u>2</u> (2)のただし書きは居住期間の判定を行う場合の取扱いであり、生計を一にする親族
	の居住の用に供している家屋が当該個人の居住用財産に該当するかどうかは、31の3
	<u>-6によることに留意する。</u>
(廃止)	(父等の所有期間中に換地処分等があった場合の居住期間の取扱い)
	36の2-12 相続又は遺贈により取得した家屋の敷地の用に供されている土地等が父等の相続
	開始前において、措置法令第24条の2第1項第4号に掲げる事業の施行による換地処分等に
	よって父等が取得したものである場合(36の2-7により同項第1号に規定する家屋に該当
	するものとして取り扱われる場合のその敷地の用に供されている土地等を含む。)には、当該
	個人が当該換地処分等に係る従前の家屋の存した場所に居住していた期間は、居住期間に含
	めて取り扱う。_

	改正	 改正前
(廃止)		(借家であったものを父等が取得した場合の居住期間)
		36の2-13 相続又は遺贈により取得した家屋が、父等の相続開始前において、父等以外の者
		が所有する家屋であったときがある場合であっても、当該個人が当該家屋に居住していた期
		間は、居住期間に含まれるのであるから留意する。
(廃止)		(家屋の建替え期間中等の居住期間の取扱い)
		36の2-14 家屋の建替え又は措置法令第24条の2第1項第2号若しくは第4号に掲げる事業
		のために、一時的に他の場所で起居していた期間は、居住期間に含めて差し支えないものと
		<u>する。</u>
(廃止)		
		36の2-15 譲渡資産の譲渡が所得税法第59条第1項第2号《法人に対する低額譲渡》に掲げ
		る譲渡に該当するものである場合又は買換資産(措置法第36条の2第1項に規定する買換資
		産をいう。以下36の3-2までにおいて同じ。)の取得が相続税法第7条本文《低額譲受》の
		規定に該当するものである場合における措置法第36条の2第1項の規定の適用については、
		次によるものとする。
		(1) 譲渡資産のうち、当該譲渡の日における当該資産の価額から当該譲渡の対価の額を控除
		した金額に相当する部分については、贈与による譲渡があったものとし、当該贈与による
		譲渡があったものとする部分の金額は、措置法第36条の2第1項に規定する「譲渡資産の
		譲渡による収入金額」に含まれないものとする。この場合において、当該贈与による譲渡
		があったものとする部分以外の部分の取得費は、その譲渡資産の取得費に当該譲渡の対価
		の額が当該譲渡資産の当該譲渡の日における価額のうちに占める割合を乗じて計算した
		金額とする。
		(2) <u>買換資産のうち、当該取得の日における当該資産の価額から当該取得の対価の額を控除</u> した金額に相当する部分については贈与による取得があったものとし、当該贈与による取
		した金額に相当する部分については贈与による取得があったものとし、当該贈与による取 得があったものとする部分の金額は買換資産の取得価額に含まないものとする。
		「行かのつにもいとする部方の金銀は具換真性の取行側側に占まないものとする。
(摩止)		(店舗兼住宅等の居住部分の判定)
\(\mathcal{BE} \pi \)		【 公開来にも寺の店に印力の刊た 】 36の2−16 その者が取得をする家屋又は当該家屋の敷地の用に供する土地等のうちにその者
		の居住の用以外の用に供する部分がある場合における措置法令第24条の2第9項第1号に規
		の居住の用以外の用に供する部分がある場合における指直伝で第24米の2第9頃第1万に規 定するその居住の用に供する部分の判定については、31の3-7に準じて取り扱うものとす
		上するこの内はの用に戻する前方の刊化については、31の3 - 1に乗して取り扱りものとす

改 正 後	改正前
	る。 なお、これにより計算したその居住の用に供する部分の面積が当該家屋又は当該敷地の用に供する土地等の面積のおおむね90%以上となるときは、31の3-8に準じて取り扱って差し支えない。
(廃止)	(居住用家屋の敷地の判定) 36の2-17
(廃 止)	 (買換資産を一括取得した場合の取得価額の区分) 36の2−18 買換資産に該当する家屋と土地等を一の契約により取得した場合における当該家屋及び土地等のそれぞれの措置法第36条の2第1項に規定する取得価額については、次によるものとする。 (1) 当該家屋及び土地等の価額が当事者間の契約において区分されており、かつ、その区分された価額が当該家屋及び土地等の当該取得の時の価額としておおむね適正なものであるときは、当該契約により明らかにされている価額による。 (2) 当該家屋及び土地等の価額が当事者間の契約において区分されていない場合であっても、例えば、当該家屋及び土地等が建設業者から取得したものであってその建設業者の帳簿書類に当該家屋及び土地等のそれぞれの価額が区分して記載されている等当該家屋及び土地等のそれぞれの価額が区分して記載されている等当該家屋及び土地等のそれぞれの価額がその取得先等において確認され、かつ、その区分された価額が当該家屋及び土地等の当該取得の時の価額としておおむね適正なものであるときは、当該確認された価額によることができる。 (3) (1)及び(2)によりがたいときは、当該一括して取得した家屋及び土地等の当該取得の時における価額の比によりあん分して計算した金額を、それぞれ当該家屋及び土地等の取得価額とする。
(廃 止)	(立退料等を支払って貸地の返還を受けた場合) 36の2-19 土地を他人に使用させていた者が、立退料等を支払ってその借地人から貸地の返還を受けた場合には、当該土地の借地権等に相当する部分の取得があったものとし、当該支払った金額(その金額のうちにその借地人から取得した建物、構築物等で当該土地の上にあ

徬 改 正 改 正 前 るものの対価に相当する金額があるときは、当該金額を除く。)を当該土地の借地権等に相当 する部分の取得価額として措置法第36条の2第1項(同条第2項において進用する場合を含 す。)の規定を適用することができる。 (摩 止) (字地の告成) 36の2-20 その者の有する土地を居住の用に供するために地盛り、切土等して宅地の造成を した場合において、その費用の額が相当の金額に上り、実質的に新たに土地を取得したこと と同様の事情があるものと認められるときは、当該造成についてはその完成の時に新たな土 地の取得があったものとし、当該費用の額をその取得価額として措置法第36条の2第1項(同 条第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用することができるものとする。 (廃 止) (買換資産の改良、改造等) 36の2-21 既に有する家屋及び当該家屋の敷地の用に供する土地等についてその者の居住の 用に供するため改良、改造等を行った場合のその改良、改造等は、36の2-20に定めるもの を除き買換資産の取得には当たらないのであるが、買換資産の取得期間(措置法第36条の2 第1項に規定する譲渡資産の譲渡の日の属する年の前年1月1日から当該譲渡の日の属する 年の12月31日(同条第2項の規定に該当する場合にあっては譲渡資産の譲渡の日の属する年 の前年1月1日から当該譲渡の日の属する年の翌年12月31日)までの間をいう。以下36の2 -26までにおいて同じ。)内にされた買換資産に該当する家屋又は当該家屋とともにする当該 家屋の敷地の用に供する土地等の取得に伴って、買換資産の取得期間内に次に掲げる改良、 改造等が行われた場合には、その改良、改造等は買換資産の取得に当たるものとして、同条 第1項(同条第2項において進用する場合を含む。)の規定を適用することができるものとす る。 (1) 当該家屋又は当該土地等についてその者の居住の用に供するために改良、改造を行った 場合 (2) 当該家屋の取得に伴って次に掲げる資産(事業又は事業に準ずる不動産の貸付けの用に 供されるものを除く。) の取得をした場合 イ 車庫、物置その他の附属建物(当該家屋の敷地内にあるものに限る。)又は当該建物に 係る建物附属設備 ロ 石垣、門、塀その他これらに類するもの(当該家屋の敷地内にあるものに限る。)

	改	正	後	改正前
(廃止)				(やむを得ない事情により買換資産の取得が遅れた場合)
				36の2-22 措置法第36条の2第2項において準用する同条第1項の規定の適用を受けた者
				が、買換資産に該当する家屋(いわゆる建売住宅のように家屋とともにその敷地の用に供す
				る土地等の譲渡がある場合の当該土地等を含む。以下この項において同じ。)を買換資産の取
				得期間内に取得できなかった場合であっても、次に掲げる要件のいずれをも満たすときは、
				当該家屋は買換資産の取得期間内に取得されていたものとして取り扱う。
				(1) 買換資産に該当する家屋を買換資産の取得期間内に取得する契約を締結していたにもか
				かわらず、その契約の締結後に生じた災害その他その者の責めに帰せられないやむを得な
				い事情により当該契約に係る家屋を当該期間内に取得できなかったこと。
				(2) 買換資産に該当する家屋を譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌々年12月31日までに取得
				し、かつ、同日までに当該取得した家屋をその者の居住の用に供していること。
				<u>岡</u> <u>買換資産の取得の日については、所得税基本通達33 - 9《資産の取得の日》に定めると</u>
				ころにより判定するのであるが、次に掲げる資産は、それぞれ次に掲げる日以後において
				取得することになるのであるから留意する。
				(1) 他から取得する家屋で、その取得に関する契約時において建設が完了していないもの
				当該建設が完了した日
				(2) 他から取得する家屋又は土地等で、その取得に関する契約時において当該契約に係る
				譲渡者がまだ取得していないもの(1)に掲げる家屋を除く。) 当該譲渡者が取得した
				<u> </u>
/ris .L.\				/ 四格次立と 小計四上の日片の田に供しょっしの充葉)
(廃止)				(買換資産を当該個人の居住の用に供したことの意義) 36の2-23 買換資産を当該個人の居住の用に供したかどうかについては、31の3-2に準じ
				て判定することとして取り扱う。
				この場合において、買換資産である土地等については、当該土地等の上にあるその者のf
				する家屋をその者が居住の用に供したときに、当該個人の居住の用に供したことになること
				に留意する。
				<u>に国息する。</u>
				36の2-28において準用する31の3-6により譲渡資産に該当することになる場合であ
				っても、その譲渡につき措置法第36条の2第1項の規定の適用はない。
(廃止)				(仮換地の指定されている土地等の判定)

	l
Ç	Л
<	\supset
	•

改正後	改正前
	36の2-24 <u>土地区画整理法による土地区画整理事業、新都市基盤整備法による土地整理若し</u>
	くは大都市地域住宅等供給促進法による住宅街区整備事業の施行地区内にある土地等を買換
	資産として取得した場合において当該土地等につき仮換地の指定があったとき又はこれらの
	事業の施行地区内にある土地等で仮換地の指定されているものを買換資産として取得した場
	合において、当該取得した土地等を措置法第36条の2第1項に規定する当該個人の居住の用
	に供したかどうかは、当該取得した土地等に係る仮換地を当該居住の用に供したかどうかに
	より判定することとして取り扱う。
(廃止)	(居住用家屋の所有者とその敷地の所有者が異なる場合の取扱い)
	36の2-25 措置法第36条の2第1項第1号又は第2号に掲げる家屋(以下この項及び次項に
	おいて「譲渡家屋」という。)の所有者以外の者が当該譲渡家屋の敷地の用に供されている土
	地等でその譲渡の年の1月1日における所有期間が10年を超えているもの(以下この項にお
	いて「譲渡敷地」という。)の全部又は一部を有している場合(譲渡家屋及び譲渡敷地のいず
	れも措置法令第24条の2第1項に該当する場合に限る。)において、譲渡家屋の所有者と譲渡
	敷地の所有者の行った譲渡等が次に掲げる要件のすべてを満たすときは、これらの者がとも
	に措置法第36条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受け
	<u>る旨の申告をしたときに限り、その申告を認めることとして取り扱う。</u>
	(1) 譲渡家屋の所有者と譲渡敷地の所有者は、次のいずれにも該当する資産の措置法第36条
	<u>の2第1項に規定する譲渡をしていること。</u>
	<u>イ</u> 譲渡敷地の所有者の譲渡家屋における居住期間が30年以上であること。
	<u>ロ</u> 譲渡敷地は、譲渡家屋とともに譲渡されているものであること。
	<u>ハ</u> 譲渡家屋は、その譲渡の時において当該家屋の所有者が譲渡敷地の所有者とともにそ
	の居住の用に供している家屋(当該家屋がその所有者の居住の用に供されなくなった日
	から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものである
	ときは、その居住の用に供されなくなった時の直前においてこれらの者がその居住の用
	に供していた家屋)であること。
	(2) 譲渡家屋の所有者と譲渡敷地の所有者は、次のいずれにも該当する資産の措置法第36条
	の2第1項に規定する取得をしていること。
	<u>イ</u> これらの者が取得した資産は、その居住の用に供する一の家屋又は当該家屋とともに
	取得した当該家屋の敷地の用に供する一の土地等で国内にあるものであること。
	<u>ロ</u> イの家屋又は土地等は、これらの者のそれぞれが、おおむねその者の(1)に掲げる譲渡

改正後	改 正 前
	に係る譲渡収入金額(当該家屋の取得価額又は当該家屋及び土地等の取得価額の合計額
	が譲渡家屋及び譲渡敷地の譲渡収入金額の合計額を超える場合にあっては、それぞれの
	者に係る譲渡収入金額に当該超える金額のうちその者が支出した額を加算した金額)の
	割合に応じて、その全部又は一部を取得しているものであること。
	<u>ハ</u> 当該取得した家屋又は土地等は、買換資産の取得期間内に取得されているものである
	<u>こと。</u>
	<u>ニ</u> 当該取得した家屋は、買換資産をその居住の用に供すべき期間(措置法第36条の2第
	1項に規定する買換資産の取得の日から譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌年12月31日
	(同条第2項に該当する場合にあっては、譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌々年12月31
	日)までの期間をいう。以下36の2-26までにおいて同じ。)内に、譲渡家屋の所有者が
	譲渡敷地の所有者とともにその居住の用に供しているものであること。
	(3) 譲渡家屋の所有者と譲渡敷地の所有者とは、譲渡家屋及び譲渡敷地の譲渡の時(当該家
	屋がその所有者の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属す
	る年の12月31日までの間に譲渡されたものであるときは、その居住の用に供されなくなっ
	た時)から買換資産をその居住の用に供すべき期間を経過するまでの間、親族関係を有し、
	かつ、生計を一にしていること。
	<u>倒1</u> この取扱いは、譲渡家屋の所有者が当該家屋(譲渡敷地のうちその者が有している
	部分を含む。)の譲渡につき措置法第36条の2第1項(同条第2項において準用する
	場合を含む。)の規定の適用を受けない場合(当該譲渡に係る長期譲渡所得がない場
	合を除く。)には、譲渡敷地の所有者について適用することはできない。
	2 この取扱いにより、譲渡敷地の所有者が当該敷地の譲渡につき措置法第36条の2第
	1項の規定の適用を受ける場合には、譲渡家屋の所有者に係る当該家屋の譲渡につい
	<u>て措置法第41条の5第1項又は第41条の5の2第1項の規定の適用を受けることは</u>
	<u>できない。</u>
(廃止)	(借地権等の設定されている土地の譲渡についての取扱い)
	36の2-25の2 譲渡家屋の所有者が、当該家屋の敷地である借地権等の設定されている土地
	でその譲渡の年の1月1日における所有期間が10年を超えているもの(以下この項において
	「居住用底地」という。)の全部又は一部を所有している場合において、当該家屋を取り壊し
	当該居住用底地を譲渡したときの措置法第36条の2の規定の適用については36の2-2に準
	<u>じて取り扱うこととし、当該居住用底地が当該家屋とともに譲渡されているときは、当該家</u>

改 正 徬 改 正 前 屋及び当該居住用底地の譲渡について同条第1項の規定の適用を認めることとして取り扱 う。 また、譲渡家屋の所有者以外の者が、居住用底地の全部又は一部を所有している場合にお ける措置法第36条の2の規定の適用については、36の2-25に準じて取り扱うこととする。 (廃 止) (相続人が買換資産を取得した場合) 36の2-26 譲渡資産の譲渡をした者が買換資産を取得しないで死亡した場合であっても、その 死亡前に買換資産の取得に関する売買契約又は請負契約を締結しているなど買換資産が具体 的に確定しており、当該買換資産をその相続人が買換資産の取得期間内に取得し、かつ、そ の居住の用に供すべき期間内に当該買換資産を当該相続人の居住の用に供したときは、譲渡 資産の譲渡をした者の当該譲渡に係る譲渡所得について措置法第36条の2第1項(同条第2 項において準用する場合を含む。)の規定を適用することができるものとする。 (廃 止) (特例の対象となる譲渡資産であることについての証明) **36の2-27** 措置法第36条の2第1項に規定する資産を譲渡した場合において、当該資産が同項 に規定する資産に該当するものであることについて、措置法規則第18条の3第2項に規定す る登記事項証明書、当該譲渡をした者の住民票の写し等及び被相続人又は遺贈者の住民票の 写し等(以下この項において「公的書類」という。)では証明することができない場合(戸籍 の附票の消除や家屋が未登記である等の事由により公的書類の交付を受けることができない 場合を含む。)には、公的書類に類する書類で措置法第36条の2第1項に規定する資産に該当 するものであることを明らかにするものを確定申告書に添付した場合に限り、同項の規定の 適用があるのであるから留意する。 なお、当該譲渡をした者が、当該資産の所在地を管轄する市区町村の住民基本台帳に登載 されていないため住民票の写しの交付を受けることができない場合については、31の3-26 に準じて取り扱うものとする。 (注) 公的書類に類する書類には、例えば、次のようなものが含まれる。 1 父等から相続又は遺贈により取得した家屋又は土地等であることを証する書類 遺産 分割協議書、固定資産課税台帳の写し、取得に関する契約書、権利変換計画書の写し 2 当該譲渡した者の居住期間を証する書類 学校の在籍証明書、郵便書簡、町内会等の 居住者名簿 3 父等が相続開始の時まで居住の用に供していた家屋又は土地等であることを証する書

徬 改 正 改 Æ 前 類 公共料金の領収書、町内会等の居住者名簿、郵便書簡、土地建物の登記事項証明書 (廃止) (居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例に関する取扱い等の進用) **36の2-28** その者が譲渡した家屋若しくは十地等が措置法第36条の2第1項各号に掲げる譲 渡資産に該当するかどうか又はこれらの資産の譲渡が同項に規定する「譲渡」に該当するか
 どうかの判定等については、31の3-2、31の3-4、31の3-6から31の3-18まで、31 03-20から31の3-25まで及び35-1に準じて取り扱うものとする。この場合において、 31の3-17中「譲渡(措置法第33条の3第3項に規定する相続、遺贈又は贈与を含む。)した 場合」とあるのは「譲渡した場合」と「譲渡(措置法第33条の3第5項に規定する相続、遺 贈又は贈与を含む。) した場合 | とあるのは「譲渡した場合 | と「譲渡(措置法第33条の3第 7項に規定する相続、遺贈又は贈与を含む。)した場合」とあるのは「譲渡した場合」とそれ ぞれ読み替えるものとする。 措置法第36条の3《相続等により取得した居住用財産の買換 (摩 止) えの場合の更正の請求、修正申告等》関係 (摩 止) (修正申告書の提出期限) 36の3-1 買換資産の全部又は一部を譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌年中に取得する見 込みであるため、措置法第36条の2第2項において準用する同条第1項の規定の適用を受け た者が、措置法第36条の3第2項各号に該当する場合において、同項の規定により当該譲渡 の日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出しなければならない期限は、次に掲 げる税額の区分に応じそれぞれ次に掲げる日から4か月を経過する日とするものとする。 (1) その者が当該譲渡の日の属する年の翌年中に買換資産の取得をしていない場合において 納付すべきこととなる買換資産の取得価額の見積額(以下この項において「見積額」とい う。) に対応する所得税の額 当該譲渡の日の属する年の翌年12月31日 (2) その者が当該譲渡の日の属する年の翌年中に見積承認に係る買換資産を取得し、かつ、 その取得価額が見積額に満たない場合において納付すべきこととなる当該取得価額と見 積額との差額に対応する所得税の額 当該譲渡の日の属する年の翌年12月31日 (3) その者が当該譲渡資産の譲渡の日の属する年の前年1月1日から当該譲渡の日の属する 年の翌年12月31日までの間に取得した買換資産を当該譲渡の日の属する年の翌々年12月

改正後

31日までにその者の居住の用に供しない場合又は供しなくなった場合において納付すべきこととなる当該譲渡資産の譲渡に係る所得税の額((1)又は(2)により納付すべきこととなる所得税の額を除く。) 当該譲渡の日の属する年の翌々年12月31日

(廃 止)

(居住の用に供しないことについて特別の事情がある場合)

- 36の3-2 措置法第36条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けた者が、買換資産の取得をした後、譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌年12月31日 (措置法第36条の2第2項において準用する同条第1項の規定の適用を受けている場合にあっては、譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌々年12月31日。以下この項において同じ。)まで当該買換資産をその者の居住の用に供しない場合又は供しなくなった場合においても、その供しないこと又は供しなくなったことについて次に掲げる事情があるときは、措置法第36条の3第1項又は第2項に規定する「買換資産を当該個人の居住の用に供しない場合又は供しなくなった場合」には該当しないものとして取り扱うことができるものとする。
- (1) 当該買換資産について、措置法第33条の4第1項に規定する収用交換等に該当する譲渡をすることとなったこと。
- (2) 当該買換資産が災害により滅失又は損壊したこと。
- (3) 当該買換資産の取得をした者について海外勤務その他これに類する事情が生じたこと。
- (4) 当該買換資産の取得をした者が死亡したこと(当該買換資産を相続により取得した者が その取得後譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌年12月31日までに当該買換資産をその居 住の用に供しないことにつきやすを得ない事情がある場合に限る。)

措置法第36条の6《特定の居住用財産の買換え及び交換の場

措置法第36条の2《特定の居住用財産の買換えの場合の長期 譲渡所得の課税の特例》関係

合の長期譲渡所得の課税の特例》関係

(措置法第36条の2第1項第3号に掲げる資産)

(措置法第36条の6第1項第3号に掲げる資産)

36の2-1 措置法第36条の2第1項第3号に規定する「前2号に掲げる家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地又は当該土地の上に存する権利」とは、同項第1号又は第2号に掲げる家屋とともにこれらの家屋の敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利(以下36の2-23までにおいて「土地等」という。)でその年の1月1日において所有期間(措置法第31条第2項に規定する所有期間をいう。以下36の2-20までにおいて同じ。)が10

36の6-1 措置法第36条の6第1項第3号に規定する「前2号に掲げる家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地又は当該土地の上に存する権利」とは、同項第1号又は第2号に掲げる家屋とともにこれらの家屋の敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利(以下36の6-12までにおいて「土地等」という。)でその年の1月1日において所有期間(措置法第31条第2項に規定する所有期間をいう。以下36の6-10までにおいて同じ。)が10

改 正 後 改 正

年を超えるものを譲渡した場合の当該家屋及び敷地の用に供されている土地等をいう<u>ことに</u> 留意する。

- 描置法第36条の2第1項第3号に該当する家屋及び土地等の譲渡があった場合において、そのいずれか一方の資産に係る譲渡所得についてのみ同条第1項の規定を適用することはできない。
 - 2 措置法<u>第36条の2</u>第1項第1号又は第2号に規定する家屋とともに当該家屋の敷地の 用に供されている土地等の譲渡があった場合において、当該家屋又は当該土地等のいず れか一方のその年1月1日における所有期間が10年以下であるときは、当該家屋及び土 地等は<u>同条</u>第1項に規定する譲渡資産に該当しないので、その譲渡所得については、同 項の規定を適用することはできない。

(居住期間の判定)

- **36の2-2** 措置法<u>第36条の2</u>第1項第1号に規定する「当該個人がその居住の用に供している家屋」の居住期間(当該個人がその居住の用に供している期間として措置法令<u>第24条の2</u> 第6項に規定する期間をいう。以下<u>36の2-22</u>までにおいて同じ。)が10年以上であるものかどうかは、次により判定する。
- (1) · · · · \cdot
- (2)

(換地処分等があった場合の居住期間の取扱い)

36の2-3 譲渡した土地等が、土地区画整理法による土地区画整理事業、新都市基盤整備法 による土地整理若しくは大都市地域住宅等供給促進法による住宅街区整備事業又は都市再開 発法による第一種市街地再開発事業若しくは密集市街地における防災街区の整備の促進に関 する法律による防災街区整備事業による換地処分又は権利変換(以下この項において「換地 処分等」という。)によって取得したものである場合において、当該個人が当該換地処分等に 係る従前の家屋の存した場所に居住していた期間は、居住期間に含まれないことに留意する。

(借家であったものを取得した場合の居住期間)

36の2-4 ・・・・、居住期間に含まれることに留意する。

年を超えるものを譲渡した場合の当該家屋及び敷地の用に供されている土地等をいう<u>のであ</u>るから留意する。

前

- (油1 措置法第36条の6第1項第3号に該当する家屋及び土地等の譲渡があった場合において、そのいずれか一方の資産に係る譲渡所得についてのみ措置法第36条の6第1項の規定を適用することはできない。
 - 2 措置法第36条の6第1項第1号又は第2号に規定する家屋とともに当該家屋の敷地の 用に供されている土地等の譲渡があった場合において、当該家屋又は当該土地等のいず れか一方のその年1月1日における所有期間が10年以下であるときは、当該家屋及び土 地等は<u>措置法第36条の6</u>第1項に規定する譲渡資産に該当しないので、その譲渡所得に ついては、同項の規定を適用することはできない。

(居住期間の判定)

36の6-2 措置法第36条の6第1項第1号に規定する「当該個人がその居住の用に供している家屋」の居住期間(当該個人がその居住の用に供している期間として措置法令第24条の5第4項に規定する期間をいう。以下36の6-11までにおいて同じ。)が10年以上であるものかどうかは、次により判定する。

- (1) · · · · $_{\circ}$
- (2) • • •

(換地処分等があった場合の居住期間の取扱い)

36の6-3 譲渡した土地等が措置法令第24条の2第1項第4号に掲げる事業の施行による換地処分等によって取得したものである場合において、当該個人が当該換地処分等に係る従前の家屋の存した場所に居住していた期間は、居住期間に含まれないのであるから留意する。

(借家であったものを取得した場合の居住期間)

36の6-4 ・・・・、居住期間に含まれるのであるから留意する。

改 Æ 後 改 Æ 前 (家屋の建替え期間中の居住期間の取扱い) (家屋の建替え期間中の居住期間の取扱い) 36 Ø 2 − 5 · · · · · $3606-5 \cdots$ (低額讓渡等) (新 設) 36の2-6 譲渡資産の譲渡が所得税法第59条第1項第2号に掲げる譲渡に該当するものであ る場合又は買換資産(措置法第36条の2第1項に規定する買換資産をいう。以下36の3-2 までにおいて同じ。)の取得が相続税法第7条本文《贈与又は遺贈により取得したものとみな す場合》の規定に該当するものである場合における措置法第36条の2第1項(同条第2項に おいて準用する場合を含む。)の規定の適用については、次によるものとする。 (1) 譲渡資産のうち、当該譲渡の日における当該資産の価額から当該譲渡の対価の額を控除 した金額に相当する部分については、贈与による譲渡があったものとし、当該贈与による 譲渡があったものとする部分の金額は、措置法第36条の2第1項に規定する「譲渡資産の 譲渡による収入金額」に含まないものとする。この場合において、当該贈与による譲渡が あったものとする部分以外の部分の取得費は、その譲渡資産の取得費に当該譲渡の対価の 額が当該譲渡資産の当該譲渡の日における価額のうちに占める割合を乗じて計算した金 額とする。 (2) 買換資産のうち、当該取得の日における当該資産の価額から当該取得の対価の額を控除 した金額に相当する部分については贈与による取得があったものとし、当該贈与による取 得があったものとする部分の金額は買換資産の取得価額に含まないものとする。 (店舗兼住宅等の居住部分の判定) (新 設) 36の2-7 その者が取得をする家屋又は当該家屋の敷地の用に供する土地等のうちにその者 の居住の用以外の用に供する部分がある場合における措置法令第24条の2第10項第1号に規 定するその居住の用に供する部分の判定については、31の3-7に準じて取り扱うものとす る。 なお、これにより計算したその居住の用に供する部分の面積が当該家屋又は当該敷地の用 に供する土地等の面積のおおむね90%以上となるときは、31の3-8に準じて取り扱って差 し支えない。 (新 設) (居住用家屋の敷地の判定)

36の2-8 その者の取得する土地等が措置法第36条の2第1項に規定する「当該家屋の敷地

改 Æ 徬 改 Æ 前 の用に供する土地若しくは当該土地の上に存する権利」に該当するかどうかの判定について は、31の3-12に準じて取り扱うものとする。 (買換資産を一括取得した場合の取得価額の区分) (新 設) 36の2-9 買換資産に該当する家屋と土地等を一の契約により取得した場合における当該家 屋及び土地等のそれぞれの措置法第36条の2第1項に規定する取得価額については、次によ るものとする。 (1) 当該家屋及び土地等の価額が当事者間の契約において区分されており、かつ、その区分 された価額が当該家屋及び土地等の当該取得の時の価額としておおれね適正なものであ るときは、当該契約により明らかにされている価額による。 (2) 当該家屋及び土地等の価額が当事者間の契約において区分されていない場合であって も、例えば、当該家屋及び土地等が建設業者から取得したものであってその建設業者の帳 簿書類に当該家屋及び土地等のそれぞれの価額が区分して記載されている等当該家屋及 び土地等のそれぞれの価額がその取得先等において確認され、かつ、その区分された価額 が当該家屋及び土地等の当該取得の時の価額としておおむね適正なものであるときは、当 該確認された価額によることができる。 (3) (1)及び(2)により難いときは、当該一括して取得した家屋及び土地等の当該取得の時にお ける価額の比によりあん分して計算した金額を、それぞれ当該家屋及び土地等の取得価額 とする。 (立退料等を支払って貸地の返還を受けた場合) (新 設) 36の2-10 土地を他人に使用させていた者が、立退料等を支払ってその借地人から貸地の返 還を受けた場合には、当該土地の借地権等に相当する部分の取得があったものとし、当該支 払った金額(その金額のうちにその借地人から取得した建物、構築物等で当該土地の上にあ るものの対価に相当する金額があるときは、当該金額を除く。)を当該土地の借地権等に相当 する部分の取得価額として措置法第36条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含 む。) の規定を適用することができるものとする。 (宅地の造成) (新 設)

36の2-11 その者の有する土地を居住の用に供するために地盛り、切土等して宅地の造成をした場合において、その費用の額が相当の金額に上り、実質的に新たに土地を取得したこと

改正後

と同様の事情があるものと認められるときは、当該造成についてはその完成の時に新たな土地の取得があったものとし、当該費用の額をその取得価額として措置法第36条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用することができるものとする。

(買換資産の改良、改造等)

36の2-12 既に有する家屋又は当該家屋の敷地の用に供する土地等についてその者の居住の用に供するため改良、改造等を行った場合のその改良、改造等は、36の2-11に定めるものを除き買換資産の取得には当たらないのであるが、買換資産の取得期間(措置法第36条の2第1項に規定する譲渡資産の譲渡の日の属する年の前年1月1日から当該譲渡の日の属する年の12月31日(同条第2項の規定に該当する場合にあっては譲渡資産の譲渡の日の属する年の前年1月1日から当該譲渡の日の属する年の前年1月1日から当該譲渡の日の属する年の翌年12月31日)までの間をいう。以下36の2-21までにおいて同じ。)内にされた買換資産に該当する家屋又は当該家屋とともにする当該家屋の敷地の用に供する土地等の取得に伴って、買換資産の取得期間内に次に掲げる改良、改造等が行われた場合には、その改良、改造等は買換資産の取得に当たるものとして、同条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用することができるものとする。

- (1) <u>当該家屋</u>又は当該土地等についてその者の居住の用に供するために改良、改造を行った場合
- (2) 当該家屋の取得に伴って次に掲げる資産(事業又は事業に準ずる不動産の貸付けの用に供されるものを除く。)の取得をした場合
 - <u>イ</u> 車庫、物置その他の附属建物(当該家屋の敷地内にあるものに限る。)又は当該建物に 係る建物附属設備
 - <u>ロ</u> 石垣、門、塀その他これらに類するもの(当該家屋の敷地内にあるものに限る。)

(買換家屋の床面積要件及び買換土地等の面積要件の判定)

- 36の2-13 その者が取得をする家屋又は当該家屋の敷地の用に供する土地等について措置法令第24条の2第3項第1号に定める家屋の床面積要件又は・・・・。
- (1) その家屋の床面積のうち当該個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上のものであるかどうかを判定する場合において、・・・・。

(2) · · · · ·

(新 設)

(買換家屋の床面積要件及び買換土地等の面積要件の判定)

- **36の6-6** その者が取得をする家屋又は当該家屋の敷地の用に供する土地等について措置法令第24条の5第1項第1号に定める家屋の床面積要件又は・・・・。
- (1) その家屋の床面積のうち当該個人が居住の用に供する部分の床面積が<u>280㎡(譲渡資産の</u> <u>譲渡が平成13年4月1日前である場合は240㎡)以下で、かつ、</u>50㎡以上のものであるか どうかを判定する場合において、・・・・。
- (2) · · · · ·

改正後

 $(3) \cdots$

なお、・・・・、3602-7に準じて当該家屋の全部をその者の居住の用に供している部分に該当するものとして取り扱うときは、・・・・。

- (4) ・・・・、<u>36の2-18</u>に準じて措置法<u>第36条の2</u>第1項<u>(同条第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定を適用するときは、・・・・。
- (5) ・・・・、その面積が500㎡以下のものであっても措置法<u>第36条の2</u>第1項に規定する 買換資産に・・・・。
- (6) その居住の用に供する家屋の敷地の用に供する土地等に、<u>買換資産の取得期間内</u>に取得をした土地等とその他の土地等がある場合においては、・・・・。
- (7) ・・・・、3602-19により、これらの者がともに措置法第36条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける旨の申告をするときは、・・・・。

(床面積の意義)

36の2-14 措置法令第24条の2第3項第1号に規定する家屋の「床面積」は、次による。

- $(1) \cdots \cdots$
- (2) • • •

(借地権又は底地に係る面積要件の判定)

36の2-15 借地権又は借地権の設定されている土地(底地)を取得した場合における措置法令第24条の2第3項第2号に規定する「面積」は、・・・・。

(やむを得ない事情により買換資産の取得が遅れた場合)

- 36の2-16 措置法第36条の2第2項において準用する同条第1項の規定の適用を受けた者が、買換資産に該当する家屋(いわゆる建売住宅のように家屋とともにその敷地の用に供する土地等の譲渡がある場合の当該土地等を含む。以下この項において同じ。)を買換資産の取得期間内に取得できなかった場合であっても、次に掲げる要件のいずれをも満たすときは、当該家屋は買換資産の取得期間内に取得されていたものとして取り扱う。
- (1) 買換資産に該当する家屋を買換資産の取得期間内に取得する契約を締結していたにもか

(3) • • • • •

なお、・・・・、3602-16に準じて当該家屋の全部をその者の居住の用に供している部分に該当するものとして取り扱うときは、・・・・・。

- (4) ・・・・・、36の2-24に準じて措置法第36条の6第1項の規定を適用するときは、・・・・・。
- (5) ・・・・、その面積が500㎡以下のものであっても措置法<u>第36条の6</u>第1項に規定する 買換資産に・・・・。
- (6) その居住の用に供する家屋の敷地の用に供する土地等に、<u>譲渡資産を譲渡した日の属する年の前年1月1日</u>(当該譲渡の日が平成6年12月31日以前であるときは、平成5年4月1日)から当該譲渡した日の属する年の翌年12月31日までの間(以下この項において「買換資産の取得期間」という。) に取得をした土地等とその他の土地等がある場合においては、・・・・・。
- (7) ・・・・、3606-9により、これらの者がともに措置法第36条の6第1項の規定の 適用を受ける旨の申告をするときは、・・・・。

(床面積の意義)

36の6-7 措置法令第24条の5第1項第1号に規定する家屋の「床面積」は、次による。

- (1) · · · · ·
- (2) • • •

(借地権又は底地に係る面積要件の判定)

36の6-8 借地権又は借地権の設定されている土地(底地)を取得した場合における措置法令第24条の5第1項第2号に規定する「面積」は、・・・・。

より判定することとして取り扱う。

改 正 改 正 前 かわらず、その契約の締結後に生じた災害その他その者の責めに帰せられないやむを得な い事情により当該契約に係る家屋を当該期間内に取得できなかったこと。 (2) 買換資産に該当する家屋を譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌々年12月31日までに取得 し、かつ、同日までに当該取得した家屋をその者の居住の用に供していること。 隙 買換資産の取得の日については、所得税基本通達33 − 9《資産の取得の日》に定めると ころにより判定するのであるが、次に掲げる資産は、それぞれ次に掲げる日以後において 取得することになることに留意する。 (1) 他から取得する家屋で、その取得に関する契約時において建設が完了していないもの 当該建設が完了した日 (2) 他から取得する家屋又は土地等で、その取得に関する契約時において当該契約に係る 譲渡者がまだ取得していないもの(1)に掲げる家屋を除く。) 当該譲渡者が取得した 日 (買換資産を当該個人の居住の用に供したことの意義) (新 設) **36の2-17** 買換資産を当該個人の居住の用に供したかどうかについては、31の3-2に準じ て判定することとして取り扱う。この場合において、買換資産である土地等については、当 該土地等の上にあるその者の有する家屋をその者が居住の用に供したときに、当該個人の居 住の用に供したことになることに留意する。 間 買換資産がその者の居住の用に供されていないときは、たとえその者の譲渡した資産が 36の2-23において準用する31の3-6により譲渡資産に該当することになる場合であ っても、その譲渡につき措置法第36条の2第1項の規定の適用はない。 (仮換地の指定されている土地等の判定) (新 設) 36の2-18 土地区画整理法による土地区画整理事業、新都市基盤整備法による土地整理若し くは大都市地域住宅等供給促進法による住宅街区整備事業の施行地区内にある土地等を買換 資産として取得した場合において当該土地等につき仮換地の指定があったとき又はこれらの 事業の施行地区内にある土地等で仮換地の指定されているものを買換資産として取得した場 合において、当該取得した土地等を措置法第36条の2第1項に規定する当該個人の居住の用 に供したかどうかは、当該取得した土地等に係る仮換地を当該居住の用に供したかどうかに

改 正 徬 改 Æ 前 (居住用家屋の所有者とその敷地の所有者が異なる場合の取扱い) (新 設) **36の2-19** 措置法第36条の2第1項第1号又は第2号に掲げる家屋(以下この項及び次項に おいて「譲渡家屋」という。) の所有者以外の者が当該譲渡家屋の敷地の用に供されている十 地等でその譲渡の年の1月1日における所有期間が10年を超えているもの(以下この項にお いて「譲渡敷地」という。)の全部又は一部を有している場合において、譲渡家屋の所有者と 譲渡敷地の所有者の行った譲渡等が次に掲げる要件のすべてを満たすときは、これらの者が ともに同条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける旨の申 告をしたときに限り、その申告を認めることとして取り扱う。 (1) 譲渡家屋の所有者と譲渡敷地の所有者は、次のいずれにも該当する資産の措置法第36条 の2第1項に規定する譲渡をしていること。 イ 譲渡敷地の所有者の譲渡家屋における居住期間が10年以上であること。 ロ 譲渡敷地は、譲渡家屋とともに譲渡されているものであること。 ハ 譲渡家屋は、その譲渡の時において当該家屋の所有者が譲渡敷地の所有者とともにそ の居住の用に供している家屋(当該家屋がその所有者の居住の用に供されなくなった日 から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものである ときは、その居住の用に供されなくなった時の直前においてこれらの者がその居住の用 に供していた家屋)であること。 (2) 譲渡家屋の所有者と譲渡敷地の所有者は、次のいずれにも該当する資産の措置法第36条 の2第1項に規定する取得をしていること。 イ これらの者が取得した資産は、その居住の用に供する一の家屋又は当該家屋とともに 取得した当該家屋の敷地の用に供する一の土地等で国内にあるものであること。 ロ イの家屋又は土地等は、これらの者のそれぞれが、おおむねその者の(1)に掲げる譲渡 に係る譲渡収入金額(当該家屋の取得価額又は当該家屋及び土地等の取得価額の合計額 が譲渡家屋及び譲渡敷地の譲渡収入金額の合計額を超える場合にあっては、それぞれの 者に係る譲渡収入金額に当該超える金額のうちその者が支出した額を加算した金額)の 割合に応じて、その全部又は一部を取得しているものであること。 ハ 当該取得した家屋又は土地等は、買換資産の取得期間内に取得されているものである こと。 ニ 当該取得した家屋は、買換資産をその居住の用に供すべき期間(措置法第36条の2第

1項に規定する買換資産の取得の日から譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌年12月31日 (同条第2項に該当する場合にあっては、譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌々年12月31

- 日)までの期間をいう。以下36の2-21までにおいて同じ。)内に、譲渡家屋の所有者が 譲渡敷地の所有者とともにその居住の用に供しているものであること。
- (3) 譲渡家屋の所有者と譲渡敷地の所有者とは、譲渡家屋及び譲渡敷地の譲渡の時(当該家屋がその所有者の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものであるときは、その居住の用に供されなくなった時)から買換資産をその居住の用に供すべき期間を経過するまでの間、親族関係を有し、かつ、生計を一にしていること。
- (選注) この取扱いは、譲渡家屋の所有者が当該家屋(譲渡敷地のうちその者が有している部分を含む。)の譲渡につき措置法第36条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けない場合(当該譲渡に係る長期譲渡所得がない場合を除く。)には、譲渡敷地の所有者について適用することはできない。
- 2 この取扱いにより、譲渡敷地の所有者が当該敷地の譲渡につき措置法第36条の2第1 項 (同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合には、譲渡家屋の所有者に係る当該家屋の譲渡について措置法第41条の5第1項又は第41条の5の2 第1項の規定の適用を受けることはできない。

(廃 止)

(借地権等の設定されている土地の譲渡についての取扱い)

36の2-20 ・・・・、当該家屋及び居住用底地の譲渡について措置法第36条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を認める・・・・・。

また、譲渡家屋の所有者以外の者が、居住用底地の全部又は一部を所有している場合における措置法第36条の2の規定の適用については、36の2-19に準じて取り扱うこととする。

(相続人が買換資産を取得した場合)

36の2-21 譲渡資産の譲渡をした者が買換資産を取得しないで死亡した場合であっても、その

(居住用家屋の所有者とその敷地の所有者が異なる場合の取扱い)

36の6-9 措置法第36条の6第1項第1号又は第2号に掲げる家屋(以下次項において「譲渡家屋」という。)の所有者以外の者が、当該家屋の敷地の用に供されている土地等でその譲渡の年の1月1日における所有期間が10年を超えているものの全部又は一部を所有する場合における同条の規定の適用については、36の2-25に準じて取り扱うこととし、この場合において、同項中「30年」とあるのは「10年」と読み替えるものとする。

(借地権等の設定されている土地の譲渡についての取扱い)

36の6-10 ・・・・、当該家屋及び居住用底地の譲渡について措置法<u>第36条の6</u>第1項の 規定の適用を認める・・・・。

また、譲渡家屋の所有者以外の者が、居住用底地の全部又は一部を所有している場合における措置法第36条の6の規定の適用については、36の6-9に準じて取り扱うこととする。

改 正 後 正 前

死亡前に買換資産の取得に関する売買契約又は請負契約を締結しているなど買換資産が具体的に確定しており、当該買換資産をその相続人が買換資産の取得期間内に取得し、かつ、その居住の用に供すべき期間内に当該買換資産を当該相続人の居住の用に供したときは、譲渡資産の譲渡をした者の当該譲渡に係る譲渡所得について措置法第36条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用することができるものとする。

(特例の対象となる譲渡資産であることについての証明)

36の2-22 措置法第36条の2第1項に規定する資産を譲渡した場合において、・・・・、公的書類に類する書類で措置法第36条の2第1項に規定する資産に該当するものであることを明らかにするものを確定申告書に添付した場合に限り、同条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用があることに留意する。

なお、同条第1項に規定する資産を・・・・・。

(注) • • • •

- 1 措置法第36条の2第1項に規定する家屋であることを証する書類 ・・・・・
- 2

(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例に関する取扱い等の準用)

<u>36の2-23</u> その者が譲渡した家屋若しくは土地等が措置法<u>第36条の2</u>第1項各号に掲げる譲渡資産に該当するかどうか又はこれらの資産の譲渡が同項に規定する「譲渡」に該当するかどうかの判定等については、3103-2、3103-4から3103-18まで、3103-20から 3103-25まで及び35-1に準じて取り扱うものとする。この場合において、・・・・・。

措置法第36条の3《特定の居住用財産の買換えの場合の更正 の請求、修正申告等》関係

(修正申告書の提出期限)

36の3-1 買換資産の全部又は一部を譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌年中に取得する見込みであるため、措置法第36条の2第2項において準用する同条第1項の規定の適用を受けた者が、措置法第36条の3第2項各号に該当する場合において、同項の規定により当該譲渡

(特例の対象となる譲渡資産であることについての証明)

36の6—11 措置法<u>第36条の6</u>第1項に規定する資産を譲渡した場合において、・・・・、公的書類に類する書類で措置法<u>第36条の6</u>第1項に規定する資産に該当するものであることを明らかにするものを確定申告書に添付した場合に限り、<u>同項</u>の規定の適用がある<u>のであるから</u>留意する。

なお、同項に規定する資産を・・・・・。

(注) • • • • 。

- 1 措置法第36条の6第1項に規定する家屋であることを証する書類 ・・・・・

(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例に関する取扱い等の準用)

36の6-12 その者が譲渡した家屋若しくは土地等が措置法<u>第36条の6</u>第1項各号に掲げる譲渡資産に該当するかどうか又はこれらの資産の譲渡が同項に規定する「譲渡」に該当するかどうかの判定等については、31の3-2、3103-4から3103-18まで、3103-20から 3103-25まで、35-1、3602-15から3602-24まで、3602-26、3603-1 及び3603-2 に準じて取り扱うものとする。この場合において、・・・・・。

(新 設)

<u>の日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出しなければならない期限は、次に掲</u> げる税額の区分に応じそれぞれ次に掲げる日から4か月を経過する日とするものとする。

- (1) その者が当該譲渡の日の属する年の翌年中に買換資産の取得をしていない場合において 納付すべきこととなる買換資産の取得価額の見積額(以下この項において「見積額」とい う。) に対応する所得税の額 当該譲渡の日の属する年の翌年12月31日
- (2) その者が当該譲渡の日の属する年の翌年中に買換資産を取得し、かつ、その取得価額が 見積額に満たない場合において納付すべきこととなる当該取得価額と見積額との差額に 対応する所得税の額 当該譲渡の日の属する年の翌年12月31日
- (3) その者が当該譲渡資産の譲渡の日の属する年の前年1月1日から当該譲渡の日の属する 年の翌年12月31日までの間に取得した買換資産を当該譲渡の日の属する年の翌々年12月 31日までにその者の居住の用に供しない場合又は供しなくなった場合において納付すべ きこととなる当該譲渡資産の譲渡に係る所得税の額((1)又は(2)により納付すべきこととな る所得税の額を除く。) 当該譲渡の日の属する年の翌々年12月31日

(居住の用に供しないことについて特別の事情がある場合)

36の3-2 措置法第36条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けた者が、買換資産の取得をした後、譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌年12月31日 (同条第2項において準用する同条第1項の規定の適用を受けている場合にあっては、譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌々年12月31日。以下この項において同じ。)までに当該買換資産をその者の居住の用に供しない場合又は供しなくなった場合においても、その供しないこと又は供しなくなったことについて次に掲げる事情があるときは、措置法第36条の3第1項又は第2項に規定する「買換資産を当該個人の居住の用に供しない場合又は供しなくなった場合」には該当しないものとして取り扱うことができるものとする。

- (1) <u>当該買換資産について、措置法第33条の4第1項に規定する収用交換等に該当する譲渡</u>をすることとなったこと。
- (2) 当該買換資産が災害により滅失又は損壊したこと。
- (3) 当該買換資産の取得をした者について海外勤務その他これに類する事情が生じたこと。
- (4) 当該買換資産の取得をした者が死亡したこと(当該買換資産を相続により取得した者が その取得後譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌年12月31日までに当該買換資産をその居 住の用に供しないことにつきやむを得ない事情がある場合に限る。)

改正後 前

措置法第37条《特定の事業用財産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係

(買換資産が2以上ある場合の面積制限の適用)

37-10 ・・・・、これらの買換資産として取得した土地等の合計面積が譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条<u>第23項</u>に規定する倍率を乗じて計算した面積に相当する面積を超える場合には、・・・・。

• • • • •

譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条第23項に規定する倍率を乗じて計算した面積に相当する面積 買換資産として取得した土地等の合計面積

(譲渡対価を区分した場合の面積制限の適用)

37-11 ・・・・、その買換資産となる土地等の面積は、納税者が措置法令第25条<u>第30項</u>又は第31項の規定により、・・・・、さらに措置法令第25条第23項に規定する倍率・・・・・。

(面積制限の異なる買換資産がある場合)

37-11の2 措置法第37条第1項の表の第5号に規定する買換資産のうちに措置法令第25条<u>第</u>23項に規定する10倍の面積制限に係る土地等と・・・・。

(所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用)

37-11の12 措置法第37条第1項の表の<u>第16号</u>の上欄に規定する譲渡資産は、・・・・、当該 建物又は構築物は当該譲渡資産には該当しないことに留意する。

(譲渡がなかったものとされる部分の金額等の計算)

- **37-19の2** ・・・・、同項の表の各号ごとに行うことに留意する。
- ш1 ・・・・・、納税者が措置法令第25条<u>第30項</u>又は<u>第31項</u>の規定により、・・・・・それ ぞれの号ごとに行う<u>ことに</u>留意する。
 - 2

措置法第37条《特定の事業用財産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係

(買換資産が2以上ある場合の面積制限の適用)

37-10 ・・・・、これらの買換資産として取得した土地等の合計面積が譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条<u>第22項</u>に規定する倍率を乗じて計算した面積に相当する面積を超える場合には、・・・・・。

• • • • •

譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条<u>第22項</u> に規定する倍率を乗じて計算した面積に相当する面積 買換資産として取得した土地等の合計面積

(譲渡対価を区分した場合の面積制限の適用)

37-11 ・・・・、その買換資産となる土地等の面積は、納税者が措置法令第25条<u>第29項</u>又は第30項の規定により、・・・・、さらに措置法令第25条第22項に規定する倍率・・・・・。

(面積制限の異なる買換資産がある場合)

37-11の2 措置法第37条第1項の表の第5号に規定する買換資産のうちに措置法令第25条<u>第</u>22項に規定する10倍の面積制限に係る土地等と・・・・。

(所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用)

37-11の12 措置法第37条第1項の表の<u>第15号</u>の上欄に規定する譲渡資産は、・・・・、当該 建物又は構築物は当該譲渡資産には該当しないのであるから留意する。

(譲渡がなかったものとされる部分の金額等の計算)

- **37-19の2** ・・・・・、同項の表の各号ごとに行う<u>のであるから</u>留意する。
- は1 ・・・・・、納税者が措置法令第25条第29項又は第30項の規定により、・・・・・それぞれの号ごとに行うのであるから留意する。
 - 2

	改正前
(仮換地等の指定後において取得した土地等の事業用の判定等)	(仮換地等の指定後において取得した土地等の事業用の判定等)
37-21o3 · · · · · · 。	37-21 <i>o</i> 3 · · · · · ·
(1) • • • • • •	(1) • • • • • •
(2) 同条第2項に規定する買換資産の面積が譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条	(2) 同条第2項に規定する買換資産の面積が譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条
<u>第23項</u> に規定する倍率を乗じた面積を超えるかどうかは、・・・・。	<u>第22項</u> に規定する倍率を乗じた面積を超えるかどうかは、・・・・。
•••••	• • • • • •
(長期先行取得が認められるやむを得ない事情)	(長期先行取得が認められるやむを得ない事情)
37-26の2 買換資産の取得につき措置法第37条第3項の規定を適用する場合における措置法	37-26の2 買換資産の取得につき措置法第37条第3項の規定を適用する場合における措置法
令第25条 <u>第24項</u> に定める「その他これに準ずる事情がある場合」には、・・・・。	令第25条 <u>第23項</u> に定める「その他これに準ずる事情がある場合」には、・・・・。
(1) • • • • •	(1) • • • • • •
(2) • • • • • •	(2) • • • • • •
$(3) \cdot \cdot \cdot \circ$	$(3) \cdot \cdot \cdot \circ$
(取得期間の認定を行う場合のやむを得ない事情)	(取得期間の認定を行う場合のやむを得ない事情)
37-27の2 措置法第37条第4項かっこ書の買換資産の取得期間の認定を行う場合における措	37-27の2 措置法第37条第4項かっこ書の買換資産の取得期間の認定を行う場合における措
置法令第25条 <u>第24項</u> に定める「その他これに準ずる事情がある場合」には、・・・・・。	置法令第25条 <u>第23項</u> に定める「その他これに準ずる事情がある場合」には、・・・・。
(1) • • • • •	(1) • • • • •
$(2) \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot \circ$	(2) · · · · · $_{\circ}$
$(3) \cdot \cdot \cdot \cdot \circ$	(3) • • • • • 。
(買換資産の取得が計画と異なる場合の譲渡資産の再区分)	(買換資産の取得が計画と異なる場合の譲渡資産の再区分)
37-28 ・・・・、その見込みに応じて措置法令第25条 <u>第30項</u> 《譲渡資産と買換資産との対	37-28 ・・・・、その見込みに応じて措置法令第25条 <u>第29項</u> 《譲渡資産と買換資産との対
応》の規定により譲渡資産を区分して措置法第37条第1項の規定を適用するのである	
が、・・・・、改めて措置法令第25条 <u>第30項</u> の規定により譲渡資産を区分して・・・・。	が、・・・・、改めて措置法令第25条 <u>第29項</u> の規定により譲渡資産を区分して・・・・・。
世界はなっったのの // 田佐こにはては古る古典 R/タオーデンナー	#\$\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
措置法第37条の3《買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等》関係	措置法第37条の3《買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等》関係
SO ET - S ENTIT INTERCAL METAL AT A TOTAL	NO EL CALINIA INCINCA NI NE ANTINIA

改 ΤĒ 改 Æ 前 (買換えの特例が適用されないこととなった買換資産に係る特別償却) (買換えの特例が適用されないこととなった買換資産に係る特別償却) **37の3-4** ・・・・・、当該買換資産について同法第11条から第12条の3まで及び第14条か **37の3-4** ・・・・・、当該買換資産について同法第11条から第12条の3まで及び第13条の ら第15条《特別償却》までに規定する要件を具備する限り・・・・。 3から第15条《特別償却》までに規定する要件を具備する限り・・・・。 (1) \cdots (1) \cdots (2) • • • • • (2) · · · · · **第1 · · · · 。 強1** · · · · · 。 2 2 措置法第37条の5 《既成市街地等内にある土地等の中高層耐 措置法第37条の5《既成市街地等内にある土地等の中高層耐 火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の 火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の 課税の特例》関係 課税の特例》関係 (中高層耐火建築物の取得をすることが困難である特別の事情がある場合) (中高層耐火建築物の取得をすることが困難である特別の事情がある場合) **37の5-8** ・・・・・、31の3-1及び35-1 (36の2-23で準用する場合を含む。) に準じ **37の5-8** ・・・・・、31の3-1及び35-1 (36の2-28で準用する場合を含む。) に準じ て取り扱うものとする。 て取り扱うものとする。 (注) 1 • • • • • 。 (注) 1 • • • • • 2 2 措置法第39条《相続財産に係る譲渡所得の課税の特例》関係 措置法第39条《相続財産に係る譲渡所得の課税の特例》関係 (土地等以外の資産の譲渡につき交換の特例等の適用を受ける場合の相続税額の加算) (土地等以外の資産の譲渡につき交換の特例等の適用を受ける場合の相続税額の加算) **39-12** ・・・・、第33条の2 《交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》、第36 **39-12** ・・・・、第33条の2《交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》、第36 条の2《特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第36条の5《特定 条の2《相続等により取得した居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第 の居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第37条《特定の事業用資産の買 36条の5 《相続等により取得した居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例》、 換えの場合の譲渡所得の課税の特例》、・・・・。 第36条の6《特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第37 条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》、・・・・。 (1) · · · · · (1) • • • •

(2) ・・・・・の譲渡につき措置法第33条、第36条の2、第36条の5、第36条の6又は第37

(2) ・・・・・の譲渡につき措置法第33条、第36条の2、第36条の5又は第37条の5の規定

改正後	改 正 前
の適用を受けた場合	条の5の規定の適用を受けた場合
(3) • • • •	(3) • • • •
$(4) \cdot \cdot \cdot$	(4) • • • •
倒 ・・・・、上記の取扱いの適用はない <u>ことに</u> 留意する。	歯・・・・、上記の取扱いの適用はないのであるから留意する。
(延滞税の計算の基礎となる期間に算入しないこととされる所得税の額)	(新 設)
39-22 措置法第39条第4項に規定する納付すべき所得税の額(相続税法第32条《更正の請	
水の特則》の規定による更正の請求を行ったことにより措置法第39条第1項の相続税額が減	
少した場合において、当該相続税額が減少したことに伴い修正申告書を提出したこと又は更	
正があったことにより納付すべき所得税の額をいう。以下この項において同じ。)については、	
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる金額が限度となることに留意する。	
(1) 相続税法第32条に掲げる事由以外の他の相続税に係る事由による措置法第39条第1項	
の相続税額の異動に伴う所得税の額の異動がある場合 次のイ又はロのうちいずれか低い	
<u>金額</u>	
<u>イ</u> 所得税の修正申告書を提出したこと又は更正があったことにより納付すべき所得税の	
額(以下この項において「所得税の修正申告等により納付すべき所得税の額」という。)	
<u>ロ</u> 当該他の相続税に係る事由がないものとして計算される「措置法第39条第4項に規定	
する納付すべき所得税の額」	
(2) 「措置法第39条第4項に規定する納付すべき所得税の額」の異動以外の他の所得税に係	
<u>る事由による所得税の額の異動がある場合</u> <u>次のイ又はロのいずれか低い金額</u>	
<u>イ</u> 所得税の修正申告等により納付すべき所得税の額	
<u>ロ</u> 当該他の所得税に係る事由がないものとして計算される「措置法第39条第4項に規定	
する納付すべき所得税の額」	
(3) 相続税法第32条に掲げる事由以外の他の相続税に係る事由による措置法第39条第1項	
の相続税額の異動に伴う所得税の額の異動があり、かつ、「措置法第39条第4項に規定す	
る納付すべき所得税の額」の異動以外の他の所得税に係る事由による所得税の額の異動が	
ある場合 次のイ又はロのいずれか低い金額	
イ 所得税の修正申告等により納付すべき所得税の額	

改 Æ 改 Æ 前 ロ 当該他の相続税に係る事由及び当該他の所得税に係る事由がないものとして計算され る「措置法第39条第4項に規定する納付すべき所得税の額」 措置法第41条の5《居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失 措置法第41条の5《居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失 の損益通算及び繰越控除》関係 の損益通算及び繰越控除》関係 (居住用家屋の所有者とその敷地の所有者が異なる場合の取扱い) (居住用家屋の所有者とその敷地の所有者が異なる場合の取扱い) 4105-11 41Ø5-11 · · · · · · (1) · · · · · (1) · · · · \cdot イ・・・・。 1 (2) · · · · · (2) · · · · · $(3) \cdots$ (4) • • • • • (4) • • • • п п (注) 1 • • • • • • **注1** · · · · · 。 2 ・・・・・、第35条、第36条の2又は第36条の5の規定(41の5の2-4において 2 ・・・・・、35条、36条の2、第36条の5又は第36条の6の規定(41の5の2-4 「居住用財産に係る課税の特例」という。)の適用を受けることはできない。 において「居住用財産に係る課税の特例」という。)の適用を受けることはできない。 (居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例に関する取扱い等の準用) (居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例に関する取扱い等の準用) **41の5-18** ・・・・、31の3-2、31の3-6から31の3-13まで、31の3-20から31の **41の5-18** · · · · · 、31の3-2、31の3-6から31の3-13まで、31の3-20から31の 3-25 \pm 0.05 \pm -2、41-12から41-15まで、41-17から41-18及び41-20に準じて取り扱うものとする。 -2、41-12から41-15まで、41-17から41-18及び41-20に準じて取り扱うものとする。

改 後 改 正 正 前 附則 (新 設) (経過的取扱い(1)・・・ 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所 得の特別控除についての取扱い) 所得税法等の一部を改正する法律(平成19年法律第6号)附則第74条第5項の規定によ り平成19年12月31日までの間に適用があるとされる旧租税特別措置法第34条第1項に規 定する土地等の譲渡に係る同項の規定の適用に関する取扱いについては、改正前の例による ことに留意する。 (経過的取扱い(2)・・・ 相続等により取得した居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得 の課税の特例等についての取扱い) ① 所得税法等の一部を改正する法律附則第74条第8項の規定により平成19年3月31日ま での間に適用があるとされる旧租税特別措置法第36条の2第1項(同条第2項において準 用する場合を含む。)に規定する譲渡資産の譲渡に係る同条第1項の規定の適用に関する取 扱いについては、改正前の例によることに留意する。 ② 所得税法等の一部を改正する法律附則第74条第9項の規定によりなお効力を有するも のとされる旧租税特別措置法第36条の2第1項に規定する譲渡資産の譲渡に係る同条か ら同法第36条の5までの規定の適用に関する取扱いについては、改正前の例によることに 留意する。 (経過的取扱い(3)・・・ 信託法の施行に伴う改正通達の適用時期) この法令解釈通達による改正後の31・32 共一1の3、33 の4-1の2、34-4の2及び 34 の 2-22 の 2 の取扱いは、信託法(平成 18 年法律第 108 号)の施行の日から適用する。

	改	正	後		改	正	前
別表 1				別表 1			

優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表

1 優良住宅地等のための譲渡(措置法第31条の2第2項関係)

譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備	考
~~~~		<b>~~~~</b>	<b>~~~</b>		
② ・・・・(土 地開発を譲んには、 かる場合には、・・・。)	**(5)人す、沿機区機街機再法を・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	************************************		に街促法 3 業法項・ 別条げに 4 と 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
				<u>第1</u> する	項に規定 都市再生 推進法人

# 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表

1 優良住宅地等のための譲渡(措置法第31条の2第2項関係)

備考	譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備	考
<b>~~~</b>		<b>~~~</b>	~~~~	~~~~	<b>~~~</b>	~~~
(1) イロハ に街促法3業法項・ 別条げう第す整(い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	② ・・・・(⑥) に掲げる 下ででは、 なでは、 ・・・。)	・・(3)、(4)(5)のりに・推災進機市進旨・・・推災進機市機管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・※人をに交※(5)がす市は区・のがすは通の)買る町特長・の取場国臣又法り合長区・とはり合土、は人をは又の		に 街 促 法 3 業 法 第2	・・・・・集けのこ <u>第</u> こを <u>89</u> 鬼・・・・・・・市る整関の場行 <u>条</u> 定・・・・・・・・・・・街防備す <u>条</u> げう第す・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	改	正	後					改	正	前		
						_						
譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備	考		譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備	考
区お8る画建えの第す者地当る該供(に又地災のる第す者に法は個土をのけ条認(築を同1るに等該土事さ②掲はに街促法1るで対人社人地除区るに定※物行法項認対の譲地業れ~げ密お区進律項認あすの員の等く域同規建にのう第に定す譲渡等のる⑤る集けのに第に定るる株で有の)対法定替係建事7規事るでにが用もま譲市る整関7規事法当主あす譲に第寸計る替業条定業土、係当にので渡街防備す条定業人該又るる渡に第寸計る替業条定業土、係当にので渡街防備す条定業人該又るる渡	コ   コ   コ   コ   コ   コ   コ   コ   コ   コ	区 <u>て県う</u> 土取者 区 <u>て県う</u> 、地り で道をを のす。 のす。	1項6号	下て画定第1建に業のら可保っに満る(1)	替項定いれ第規と「との難通場別るも(定定築のそ以い面のこ定定替にに街計に建うた4定区「とい医に路合び要の(建めす敷れ上、積㎡と建め事密お区(お替)同項す(替う域利をに3(件に(替らる地ぞで当の以。替ら業集けの以い計に法第る2(事))が用確あ)を限(計れ建面れあ該合上)計れ区市る整以い計に法第る2(事)が用確あ)を限(計れ建面れあ該合上)計れ区市る整							

備の促進に関 する法律第 2 条第10号に規 定する公共施 設(道路、公園、 緑地、広場その 他の公共空地 (公園を除 く。)並びに下 水道、河川、運 河、水路及び消 防の用に供す る貯水施設)が 確保されてい ること。 (3) その確保す る通路が次に
掲げる要件を 満たすこと。 イ 密集市街 地における 防災街区の 整備の促進 に関する法 律第289条第 4項の認可 を受けた同 条第1項に 規定する避 難経路協定 (その避難 経路協定を 締結した同 項に規定する土地所有 者等に地方

	改	正	後			改	正	前	
	1	Γ	I				T		
譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備考	譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備考
				公共団体が					
				<u>含まれてい</u> るものに限					
				る。) におい					
				て同項に規					
				<u>定する避難</u> 経路として					
				定められて					
				いること。					
				<u>ロ 幅員4 m</u> 以上のもの					
				であること。					
<u></u>	(1) • • • •		措置法31の	*	<u>⑥</u> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(1) • • • •		措置法31の	*
当該譲渡に係る土地等が当	(h) · · · ·		2 2項 <u>7</u> 号	$(1)  \cdot  \cdot  \cdot  \cdot  \cdot  \cdot  \cdot  \cdot  \cdot  $	当該譲渡に係る土地等が当	(n) · · · ·		2 2項 <u>6</u> 号	$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
該都市再生事	(,)		<del>2</del>   措置法令20	(3) ・・・・(道		(,,)		<u>2</u>   措置法令20	(3) ・・・・(道
業の用に供さ			条の2 <u>7</u>	路、公園、広場、	業の用に供さ			条の2 <u>5</u>	路、公園、広場、
れるもの( <u>②</u> ~			<u>項</u> # 異 注 担 即	下水道、緑地、	れるもの( <u>③~</u>			<u>項</u> 世界注目即	下水道、緑地、
<u>⑥</u> に掲げる譲 渡に該当する			措置法規則 13条の3	河川、運河及び 水路並びに防	<u>⑤</u> に掲げる譲 渡に該当する			措置法規則 13条の3	河川、運河及び水路 並びに防
ものを除く。)			1項 <u>7号·</u>	水、防砂又は防	ものを除く。)			1項 <u>6号、</u>	水、防砂又は防
			3項	潮の施設並び				3項	潮の施設)・・・
				<u>に港湾におけ</u> る水域施設、外					• • •
				郭施設及び係					
				<u>留施設</u> )・・・・。					
<u>8</u> • • • • · 、	(1) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		措置法31条の2 2項	× · · · · · · · ·	业 数 滋 沖 に 板	(1)		措置法31条の2 2項	× · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
当該譲渡に係る土地等が当	(L) · · · ·	・・・・・   土地等の買	02 2項   8号	$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	当該譲渡に係る土地等が当	(n) · · · ·	国土交通大	の2 2項 7号	$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
該都市再生整		取りをする	措置法令20	(3) ・・・・(道	該都市再生整		<u> </u>	措置法令20	(3) ・・・・(道
備事業の用に		者(独立行	条の2 <u>8</u>	路、公園、広場、	備事業の用に			条の2 <u>6</u>	路、公園、広場、
供されるもの (②~⑦までに		<u>政法人都市</u> 再生機構)	<u>項</u> 措置法規則	下水道、緑地、 河川、運河及び	供されるもの (③~⑥までに			<u>項</u> 措置法規則	下水道、緑地、 河川、運河及び
<u>(②~()</u> までに   掲げる譲渡に		<u>                                    </u>	指直伝規則   13条の3	水路並びに防				指直伝規則   13条の3	水路並びに防し
19.7 D BX IX (C	I	I	1 -02/4 2 0	7.24 0 (=  )	1 1 13.7 0 18.12.10	I	I	1 -02/4/2 0	7.21 1 0 (0)

   該当するもの	]	1項8号・	l zk	、防砂又は防		該当するもの		ı	1項7号、		く、防砂又は防
を除く。)		3項		の施設並び		を除く。)			3項	1	(の施設)・・
21/11 ( )				港湾におけ		21/1/ (0)					• • •
				水域施設、外							0
				施設及び係							
				施設)・・・・・。							
9		 措置法31条		• • • • •		8			措置法31条	* .	• • • • •
当該譲渡に係		の2 2項	,,,,	Ü		当該譲渡に係			の2 2項	"	O O
る土地等が当		9号				る土地等が当			8号		
該事業の用に		措置法規則				該事業の用に			措置法規則		
供されるもの		13条の3				供されるもの			13条の3		
(⑥~⑧に掲げ		1項9号				(⑥又は⑦に掲			1項8号		
る譲渡に該当						げる譲渡に該					
するものを除						当するものを					
⟨ 。 )						除く。)					
902	(1)	 措置法31条	<b>※</b> 1	• • • • •		802	(1)		措置法31条	<b>※</b> 1	• • • • •
これらの譲渡	(1) • • • •	 の2 2項	<b>※</b> 2	• • • • •		これらの譲渡	(1) • • •	.	の2 2項	<b>※</b> 2	• • • • •
に係る土地等	(^) • • • •	 9号	<b>※</b> 3	• • • • •		に係る土地等	(^) ••••		8号	<b>※</b> 3	• • • • •
がこれらのマ		措置法令20	<b>※</b> 4	• • • • •		がこれらのマ			措置法令20	<b>※</b> 4	• • • • •
ンション建替		条の2 <u>9</u>				ンション建替			条の2 <u>7</u>		
事業の用に供		項				事業の用に供			項		
されるもの( <u>⑥</u>		措置法規則				されるもの( <u>⑥</u>			措置法規則		
<u>~⑧</u> に掲げる		13条の3				<u>又は⑦</u> に掲げ			13条の3		
譲渡に該当す		1項 <u>9号</u>				る譲渡に該当			1項 <u>8号</u>		
るものを除						するものを除					
⟨ 。 )						⟨。)					
<u> </u>	(1)	 措置法31条	<b>※</b> 1	• • • • •		<u>⑨</u> · · · · 、	(1)	•   • • • • •	措置法31条	<b>※</b> 1	• • • • •
当該譲渡に係	(日) ・・・・・	 の2 2項	(1)	• • • • •		当該譲渡に係	(1)	•   • • • • •	の2 2項	(1)	• • • • •
る土地等が当		<u>10号</u>	(2)	• • • • •		る土地等が当			9号	(2)	• • • • •
該事業の用に		措置法令20		• • • • •		該事業の用に			措置法令20	(3)	• • • • •
供されるもの		条の2 <u>10</u>	<b>※</b> 2	• • • • •		供されるもの			条の2 <u>8</u>	<b>※</b> 2	• • • • •
(上記 <u>⑥~</u>		項・11項・				(上記 <u>⑥、⑦、</u>			項・9項・		
902、下記		12項				<u>8、8の2</u> 、下			10項		
<u>⑫、[12の2</u> 又は		措置法規則				記 <u>⑪、11の2</u> 又			措置法規則		
<u>働~⑰</u> に掲げ		13条の3				は <u>®~®</u> に掲			13条の3		
る譲渡に該当		1項 <u>10号</u> ・				げる譲渡に該			1項 <u>9号</u> ・		

	改	正	後					改	正	前		
								1				
譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備	考		譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備	考
するものを除 く。)			4項				当するものを 除く。)			4項		
11	(1) • • • •		措置法31条	<b>*</b> ·	• • • •		10	(1) • • • •		措置法31条	* ·	• • • • •
当該譲渡に係	(1) • • • •		の2 2項	(1)			 当該譲渡に係	(1)		の2 2項	(1)	
る土地等が当			<u>11号</u>	(2)			る土地等が当			<u>10号</u>	(2)	
該事業の用に			措置法令20	(3)	• • • • •		該事業の用に			措置法令20	(3)	• • • • •
供されるもの			条の2 <u>13</u>	(4)	• • • • •		供されるもの			条の2 <u>11</u>	(4)	• • • • •
(上記 <u>⑥~⑩</u> 、			<u>項</u>				(上記 <u>⑥~⑨</u> 、			<u>項</u>		
下記 <u>⑫、〔12の2</u>			措置法規則				下記 <u>⑪、[1の2</u>			措置法規則		
又は <u>働~⑰</u> に			13条の3				又は <u>⑬~⑯</u> に			13条の3		
掲げる譲渡に			1項 <u>11号</u> ・				掲げる譲渡に			1項 <u>10号</u> ・		
該当するもの			5項				該当するもの			5項		
<b>を除く。)</b>	(3)		III. mr. VI. o . dz	<b>N9</b> / 4			を除く。)	( ))		III- mt N. a. A	\ <b>0</b>	
	(1) • • • •		措置法31条		• • • • •			(1)		措置法31条	<b>※</b> 1	• • • • •
当該譲渡に係	(1)	• • • •	の2 2項	/•\ _	• • • • •		当該譲渡に係	(1)		の2 2項	<b>※</b> 2	• • • •
る土地等が当	(^)	• • • •	12号 ## 男 注 4 0 00	(-/	• • • • •		る土地等が当	(/)		<u>11号</u> # 累 注 A 20	(1)	• • • • •
該一団の宅地 の用に供され	(=) • • • •	• • • •	措置法令20	(2)	• • • • •		該一団の宅地の思な出	(=)		措置法令20	(2)	• • • • •
の用に供されるもの(①、②、			条の2 <u>15</u> 項	1 1	• • • • • •		の用に供され るもの(①、②、			条の2 <u>13</u>	1	• • • • •
6~8			<u>埋</u>   措置法規則		•		るもの(①、②、 ⑥若しくは⑦			<u>項</u> 措置法規則	<b>*</b> 3	• • • • •
下記[12の2]を			13条の3		• • • • •		<u> </u>			13条の3	% 3   <u>%</u> 4	• • • • •
参照のこと。)			1項12号・	/× 4	0		記[1の2]を参			1項11号・	~ <del>4</del>	0
<i>≫</i> ;//( <i>w</i> ) <i>C C o y</i>			6項				照のこと。)			6項		
[12の2] 上記②	(1) • • • •		措置法31条				11の2 上記⑪	(1) • • • •		措置法31条		
の一団の宅地	(p) · · · ·		の2 2項				の一団の宅地	(1)		の2 2項		
の造成が・・	(n)		12号				の造成が・・	(/)		11号		
• • •	(当該譲渡		措置法令20				• • •	(当該譲渡		措置法令20		
(1)	に係る土地		条の2 15				(1) • • • • •	に係る土地		条の2 13		
(口) • • • • 。	等が当該土		項				(口) • • • • 。	等が当該土		項		
(/)	地等の買取		措置法規則				(h) · · · · .	地等の買取		措置法規則		
	りをする者		13条の3					りをする者		13条の3		
	の有する <u>当</u>		1項 <u>12号</u>					の有する施		1項 <u>11号</u>		
	<u>該</u> 施行地区							行地区内に				
	内にある土							ある土地と				

70
ī

地と併せ 一団の当 に該当す こととな 旨を含む )・・・	上地 - る さる ♪。 ・・・	<b>*</b> 1 · · · · · · ·	① · · · · · ·	併せて一団 の土地に該 当するる旨 さむ。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 措置法31条	
当該譲渡に係 る土地等が当 該一団の宅地 の用に供され るもの(上記 ①、②又は②に 掲げる譲渡に 該当するもの を除く。)	<ul> <li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	(注) • • • • 。	当該地等では、 底が宅さと上型 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	(n)	の2 2項 12号 措置法令20 条の2 14 項 措置法規則 13条の3 1項12号・ 2項	(注) · · · · · 。 (2) · · · · · 。 ※ 2 · · · · 。 ※ 3 · · · · · 。
(イ) (ロ) (ハ) (ロ) (ハ) (ロ) (ハ) (ロ) (ハ) (ロ) (ハ) (ロ) (ハ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ	· · · · · · · の2 2項	*	③ ・該土一用も⑦は当除 (適同本のるの場ででは、係当地れ記ににの・・お1規がにし1・変等の供(は譲る)・・さ第の用合と第のののののののでは譲る)・・さ第の用合とのでは譲る)・・もののののののののののののののののののののののののののののののののののの	(1) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	措置法31条 の2 2項 13号 措置 20 条の2 15 項置 置法規 13条の3 1項13号	* • • • • • •

	改	正	後					改	正	前		
譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備	考		譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備	考
に発見では、 は2に替す含定道例いはで模るのる・・・・ で発定み用を規都条でに例規す上あ・・・ を集型がある。に府をる当定に積るのる・・・ で第でのでででででででででででででででででででででででででででででででででいる。・・ ・一でが宅でででででいる。・・。・、(条当地)	(\(\frac{1}{2}\) \cdot \		措置法31条 の2 2 15号 措置法令20	※2 上 4と	・・・。 :記⑫の※ 同様である。	_	(型) は、保当地では、大学のののでは、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、1	(1) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		措置法31条 の2 2 14号 置法令20	※2 上 4と	・・・・。 記 <u>⑪</u> の※ 同様である。
の用の(上では)の の用の(上でで)の を(上でで)ので)ででででででででででででででででででででででででででででいます。 「12の2)ででででできますででできます。 ででではできますでできます。 ではばげ、の のでは、のでは、できますでできます。 ではばげ、のでは、できますできます。 できまずでできますできます。 できまずでできますできます。 できまずでできますできます。 できまずでできますできます。 できまずでできますできます。 できまずできますできます。 できまずでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ			条の2 <u>18</u> 項・19項 措置法規則 13条の3 1項 <u>15号</u> ・ 2項	(1) · (2) · (3) · (4) ·			の用ものでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で			条の2 <u>16</u> <u>項・17項</u> 措置法規則 13条の3 1項 <u>14号</u> ・ 2項	(1) • (2) • (3) • (4)	

	I	I	1	l I	1,	)_ \]	I	1	I	l I
には、下記 (15の2)を参照						には、下記 [4の2]を参照				
のこと。)						のこと。)				
(1)						(1) • • • • •				
(D) • • • • • •						(日) • • • • 。				
(/\) • • • • •						(n) · · · · o				
<u>15の2</u> 上記 <u>⑮</u>	(イ) 上記 <u>も</u> の		措置法31条			<u>14の2</u> 上記 <u>⑭</u>	(イ) 上記 <u>値</u> の		措置法31条	
の住宅建設の	(イ)の書類		の2 2項			の住宅建設の	(4)の書類		の2 2項	
用に供される	(ロ) 上記 <u>15</u> の		<u>15号</u>			用に供される	(ロ) 上記 <u>⑭</u> の		<u>14号</u>	
一団の宅地の	(印の書類		措置法令20			一団の宅地の	(印の書類		措置法令20	
造成が・・・・・	(ハ) 上記 <u>15</u> の		条の2 <u>18</u>			造成が・・・・・			条の2 <u>16</u>	
(1) • • • • •	(ハ)の内容に		項・19項			(1) • • • • •	(ハ)の内容に		項・17項	
(1) • • • • •	加えて、・・		措置法規則			(I) • • • • •	加えて、・・		措置法規則	
	• • •		13条の3						13条の3	
	(=) • • • •		1項15号	N			(=) • • • •		1項14号	) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • ( ) • (
<u>⑥</u> · · · · · · 又	l '''	••••	措置法31条			<u>助</u> · · · · · 又	(1)		措置法31条	
は中高層の耐	(1)		の2 2項			は中高層の耐	(口) ・・・・		の2 2項	※ 2 上記 <u>⑪</u> の※
火共同住宅の	(v)		16号	4と同様である。		火共同住宅の	(v) · · · ·		15号 # 8 * ^ 00	4と同様である。
用に供される	(=) • • • •		措置法令20			用に供される	(=) • • • •		措置法令20	<b>3</b> · · · · · .
もの(上記⑥~			条の2 <u>20</u> 項・21項	$(1)  \cdot  \cdot  \cdot  \cdot  \cdot  \cdot  \cdot  \cdot  \cdot  $		もの(上記⑥~ <u>8の2</u> )、⑪、			条の2 <u>18</u> 項・19項	$ \begin{array}{c cccc} (1) & \cdot & \cdot & \cdot \\ (2) & \cdot & \cdot & \cdot \end{array} $
<u>9の2</u> 、 <u>⑫、</u> [2の2)又は⑭			<u>頃・21頃</u>   措置法規則	(3)		<u>8の2</u> 、 <u>畑、</u> [102]又は⑬			<u>頃・19頃</u>   措置法規則	(3)
<u>[202]</u> 文は圏 ~[5の2]に掲			拍画伝成則   13条の3	×4 · · · · ·		<u>(1002</u> 文は <u>(5</u> 0 ~(1402) に掲			13条の3	$  \overset{(3)}{*} \overset{(3)}{4} \cdots \overset{(3)}{\cdots}  $
1000 20 に掲			1 項16号・	×4 · · · · · ·		<u>「14072</u> 」に掲 げる譲渡に該			1 項15号・	×4 · · · · · · ·
当するものを			1項 <u>10万</u>   2項・7項			当するものを			1項 <u>15月</u>   2項・7項	
			2.8 1.8			除く。)			2.8 1.8	
(4)						(1) • • • •				
(p) · · · ·						(p) · · · ·				
A						Α				
$B \cdots $						В				
$\begin{bmatrix} & & & & & & & & & & & \\ & & & & & & & $						C				
D						D				
E						E				
(/\) • • • • •						(n) · · · · 。				
(=) • • • • •						(=) • • • • •				

	改	正	後			改	正	前	
<ul> <li>で</li> <li>で</li> <li>で</li> <li>・ 該土仮が等又耐のる~</li> <li>・ 該土仮が等又耐のる~</li> <li>・ で</li> <li>・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	添付すべき 証明書類 (イ) · · · · · (ロ) · · · · ·	平 発行者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	後 根拠条項 措2 2 17号 措の2 22 17号 措の2 22 項 措3条の3 1項17号	備 考 ※「個人」又は「法 人」は、上記®の ※1又は※2と 同様である。	譲 ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で で で で で で で で で で で で で	添付すべき 証明書類 (イ) ・・・・・ (ロ) ・・・・・ (ハ) ・・・・・	発行者	前 根拠条項 措置 法31条 の2 2項 16号 措置 法令20 条の2 20 項 措置条の3 1項16号	備 考  ※「個人」又は「法 人」は、上記⑤の ※1又は※2と 同様である。
(1)					$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$				

- 2 確定優良住宅地等のための譲渡(措置法第31条の2第3項関係)
- (1) 確定優良住宅地等予定地の対象となる譲渡

	プレ地の対象とよる課 <u>機</u>	₹% \\—'. च\	/±±:	-tz.
区分	添付すべき証明書類	発行者	備	考
① ・・・・・内に表	(1) • • • •		* · · ·	• • •
の1の <u>⑫、⑭、⑮</u> 又	A			
は <u>⑯</u> に掲げる譲渡に	В ••••			
該当することとなる	(1) • • • •			
ことが確実と認めら	A • • • • • •			
れるもの	B · · · · · 若			
	しくは中高層の			
	耐火共同住宅の			
	建設が表の1の			
	②、 <u></u> <u> </u>			
	<u>⑤、</u>			
	の建設に該当す			
	ることとなると			
	見込まれるこ			
	٤.			
	(n) · · · ·	• • • •		
	(二) ・・・・、表	• • • •		
	の1の②、④若し			
	くは <u>®</u> の一団の宅			
	地又は <u>⑯</u> の一団の			
	住宅若しくは中高			
	層の耐火共同住宅			
	の用に供すること			
	を約する書類			
② 特例期間内に表	(1) • • • •		* • • •	• • •
の1の[2の2]又は	A • • • • •			
<u>15の2</u> に掲げる譲渡	В			
に該当することとな	(口) • • • • •			
ることが確実と認め	A			
られるもの	B 一団の宅地の			
244 9 0 %	造成が表1			
	の(12の2)又は			
	(15の2)の造成に			
T			l	I

- 2 確定優良住宅地等のための譲渡(措置法第31条の2第3項関係)
- (1) 確定優良住宅地等予定地の対象となる譲渡

区 分	添付すべき証明書類	発行者	備考
① ・・・・・内に表の	(1) • • • •		<b>*</b> · · · · · 。
1の <u>⑪、⑬、⑭</u> 又は	A • • • • •		
<u>⑤</u> に掲げる譲渡に該	В ••••		
当することとなるこ	(口) • • • •		
とが確実と認められ	A • • • • • •		
るもの	B ・・・・若		
	しくは中高層の		
	耐火共同住宅の		
	建設が表の1の		
	<u>⑪、⑬</u> 若しくは		
	<u>⑭</u> の造成又は <u>⑮</u>		
	の建設に該当す		
	ることとなると		
	見込まれるこ		
	と。		
	(v) • • • •	• • • •	
	(二) ・・・・、表	• • • • •	
	の1の <u>⑪、⑬</u> 若し		
	くは <u>⑭</u> の一団の宅		
	地又は <u>⑮</u> の一団の		
	住宅若しくは中高		
	層の耐火共同住宅		
	の用に供すること		
	を約する書類		
② 特例期間内に表	(1)		<b>*</b> · · · · · 。
の1の <u>11の2</u> 又は	A · · · · ·	••••	
<u>[4の2</u> )に掲げる譲渡	В ••••		
に該当することとな	(1)		
ることが確実と認め	A · · · · · o		
られるもの	B 一団の宅地の		
	造成が表1		
	の[1の2]又は		
	<u>[14の2</u> の造成に		

	改 正	後				改 正	前		
区分	添付すべき証明書類	発行者	備	考	区分	添付すべき証明書類	発行者	備	考
区 ガ	該当することと なると見込まれ ること。 (ハ) ・・・・ (二) 当該買い取った 土地等を特例期間		<u>ν</u> π	45	区分	該当することと なると見込まれ ること。 (^) ・・・・ (=) 当該買い取った 土地等を特例期間		<u>1√H</u>	<b>与</b>
(2) (4±/5)(40 88 th.) 7 ± 0	内に、表の1の (12の2)又は(15の2) の一団の宅地の用 に供することを約 する書類				② 性似细眼中) ** 主 ②	内に、表の1の <u>11の2</u> 又は <u>14の2</u> の一団の宅地の用 に供することを約 する書類			
③ 特例期間内に表の 1の⑬に掲げる譲渡	$\begin{pmatrix} A & \cdots & A \end{pmatrix}$				③ 特例期間内に表の 1の⑫に掲げる譲渡				
に該当することとな ることが確実と認め られるもの	$egin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$				に該当することとな ることが確実と認め られるもの	$\begin{bmatrix} B & \cdot & \cdot & \cdot & \cdot \\ (p) & \cdot & \cdot & \cdot & \cdot \\ A & \cdot & \cdot & \cdot & \cdot & \cdot \end{bmatrix}$			
	B ・・・・・。 (^) ・・・・・ (^) 当該買い取った 土地等を特例期間					B ・・・・。 (ハ) ・・・・。 (ニ) 当該買い取った 土地等を特例期間			
	内に、表の1の <u>③</u> の一団の宅地の用 に供することを約 する書類					内に、表の1の <u>®</u> の一団の宅地の用 に供することを約 する書類			
<ul><li>④ 特例期間内に表の 1の<u>©</u>に掲げる譲渡 に該当することとな ることが確実と認め られるもの</li></ul>	(イ) ・・・・ (ロ) ・・・・、表 の1の <u>切</u> の住宅又 は中高層の耐火共 同住宅の用に供す ることを約する書 類				<ul><li>④ 特例期間内に表の 1の<u>⑥</u>に掲げる譲渡 に該当することとな ることが確実と認め られるもの</li></ul>	(ロ) ・・・・、表 の1の <u>®</u> の住宅又 は中高層の耐火共 同住宅の用に供す ることを約する書 類			
	(^)					(n) • • • •			

(:	区分	特例期間の延長が 認められる事情	特例期間の 延長期間	延長承認の手続き		2) 特例期間の延長が認 区分	特例期間の延長が 認められる事情	特例期間の 延長期間	延長承認の手続き
表の1の⑫				A · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	表の 1 の 即	① 表の1の <u>⑩</u> の 造成に関する事 業のうち、・・・・・			A
の譲渡に・	<b>2</b>			(p)	の譲渡に・	2			(p)
•	③ 表の1の <u>®</u> の 造成に関する事 業で、・・・・					③ 表の1の <u>0</u> の 造成に関する事 業で、・・・・			
表の1の12の				A · · · · · · · B · · · · · · · · · · ·	表の 1 の [1] の	<ul><li>④ 表の1の(1の2)</li><li>の造成に関する</li><li>事業のうち、・・・・・・・・</li></ul>	• • • • •		A · · · · · · · B · · · · · · · · · · ·
2の譲渡に・				A · · · · · · B	2の譲渡に	5			A B
	⑥ 表の1の <u>[12の2]</u> の造成に関する 事業で、・・・・・					<ul><li>⑥ 表の1の(102)</li><li>の造成に関する</li><li>事業で、・・・・・</li></ul>			

区分 認め	 延長承認の手続き  (イ) ・・・・ A・・・・ B・・・・ C・・・・ D・・・・ A・・・・ B・・・・ C・・・・ C・・・・	表の1の②の譲渡に・・・・・	8	特例期間の延長が 認められる事情 ・・・・・・ ・・・・・・	特例期間の延長期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	延長承認の手続き  (イ) ・・・・ A ・・・・ B ・・・・ C ・・・・ D ・・・・ A ・・・・ C ・・・・ C ・・・・・
造成に関する事業。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 (/)	の1の図の譲渡に・・・・	造成に関する事業 ・・・・・ ⑧ ・・・・・ ⑨ 表の1の <u>®</u> の 造成に関する事			(/) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
の 譲渡に・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	A B	譲渡に・・・・	<ul><li>⑨ 表の1の<u>⑩</u>の</li><li>造成に関する事</li></ul>			A · · · · · · B
<ul><li>造成に関する事業で、・・・・・</li><li>業で、・・・・・</li><li>⑩ 表の1の⑭の・・・・</li></ul>			造成に関する事			
造成に関する事 業のうち、・・・・・ の 1 の (4)	 A	表 の 1 の				A · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
の 譲渡 に ・	 (II)	③の譲渡に・				(n)
<ul><li>・ ② 表の1の④の・・・・</li><li>・ 造成に関する事業で、・・・・</li></ul>			② 表の1の <u>③</u> の 造成に関する事 業で、・・・・・			

表の1の⑤の譲渡に・・・・・	<ul><li>③ 表の1の⑤の 造成に関する事業</li></ul>	 		表の1の頃の譲渡に・・・・・	<ul><li>③ 表の1の<u>4</u>の 造成に関する事業</li></ul>	 	A · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
表の1の15の2の譲渡に	<ul><li>銀 表の1の(5の2)</li><li>の造成に関する事業のうち、・・・・</li><li>⑤</li><li>⑥</li></ul>	 	(d)	表の1の14の2の譲渡に	<ul><li>銀 表の1の<u>[4の2]</u></li><li>の造成に関する事業のうち、・・・・</li><li>⑤</li></ul>	 	(/) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
渡に・・・・・	⑥ 表の1の <u>(5の2)</u> の造成に関する 事業で、・・・・・	 		渡に・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	⑥ 表の1の <u>[4の2</u> の造成に関する 事業で、・・・・・	 	

		改 正	後				改 正	前	
	区分	特例期間の延長が 認められる事情	特例期間の 延長期間	延長承認の手続き		区分	特例期間の延長が 認められる事情	特例期間の 延長期間	延長承認の手続き
表の1の	<ul><li>⑦ 表の1の<u>®</u>の 建設に関する事 業のうち、・・・・・</li></ul>			(/) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	表の1の1	<ul><li>⑦ 表の1の<u>⑤</u>の 建設に関する事 業のうち、・・・・・</li></ul>	• • • •		A · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
⑩の譲渡に・	(8)			(I)	⑤の譲渡に・	(8)			(I)
	<ul><li></li></ul>					<ul><li>® 表の1の<u>6</u>の</li><li>建設に関する事業で、・・・・・</li></ul>			
表の1の⑰の譲渡に・・・・・	<ul><li>② 表の1の<u>⑪</u>の 建設に関する事 業</li></ul>				表の1の⑮の譲渡に・・・・・	<ul><li>② 表の1の<u>⑥</u>の 建設に関する事業</li></ul>			

## 別表3

## 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発行者	根拠条項	備	考
① · · · · ·	(1) • • • •			<b>※</b> 1	• • • • •
(1)	(D) • • • •			<b>※</b> 2	• • • • •
(口) • • • •	A				
	(当該事業の				
	施行が大都				
	市地域住宅				
	等供給促進				
	法 <u>第4条</u> 第				
	1 項第 2 号				
	の地区内で				
	行われる場				
	合にあって				
	は15ヘクタ				
	ール以上)で				
	あり、・・・・・				
	в				

4	• • • •	 	<b>*</b> · · · · · .
名勝若しくは			
天然記念物と			
して指定され			
た土地が独立			
行政法人国立			
文化財機構又			
は独立行政法			
人国立科学博			
物館に買い取			
られる場合を			
含むものと			
し、・・・・			

## 別表3

## 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表

区分	内 容	発行者	根拠条項	備	考
① · · · · ·	(1) • • • •			<b>※</b> 1	• • • • •
(1) • • • •	(1) • • • •			<b>※</b> 2	• • • • •
(a) • • • •	Α • • • • •				
	(当該事業の				
	施行が大都				
	市地域住宅				
	等供給促進				
	法第3条の				
	6 第1項第				
	2号の地区				
	内で行われ				
	る場合にあ				
	っては15へ				
	クタール以				
	上) であり、				
	в ••••				

				<b></b>
4	• • • •	• • • • •	• • • •	<b>※ · · · ·</b> 。
名勝若しくは				
天然記念物と				
して指定され				
た土地が独立				
行政法人国立				
博物館又は独				
立行政法人国				
立科学博物館				
に買い取られ				
る場合を含む				
ものとし、・・				

	改	正	後					改	正	前		
別表 4						別表 4						
rt.宁.	住宅地造成事業等	다.問士 Z 큐디	明書の区公	_ 些 主			性中台	- 字孙华代重	<b>業学に関する</b> 記	明書の区公	_ <b>E</b> =	
1寸化	住七地坦戍争未司	FIC関する証	明音の区方で	見衣		特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表						
区分	内容	発行者	根拠条項	備	考	区	分		発行者	根拠条項	備	考
	+			+	~~~						+	~~
										+		
3				*	• • • •	3	, 1	(1)			* · · ·	• • •
平成6年1月							年1月	(口) • • •				
1日から <u>平成</u>						1日か						
<u>20年</u> 12月31日 までの間に、・						<u>18年</u> 12 までの「						
より間に、・												
(1)												
(1)												
(/)												
(=) • • • • •						(=) • •						
(本) • • • • 。						(ホ) • •						
(^)						(^) • •						
3 Ø 2 ·····、	(1)			*	• • • •	302	••••	(1)			* · · ·	• • •
平成6年1月	(日) • • • •					平成 6	年1月	(I) · · · ·				
1 日から <u>平成</u>	(\(\gamma\)					1 日カ	ら <u>平成</u>	(\(\gamma\)				
<u>20年</u> 12月31日						<u>18年</u> 12						
までの間に、・						までの	I					
• • • •						• • •						
(1) ••••						(1)						
(1) • • • • •						( , ,	$\cdots$					
(h) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(1)					(1) (2) (3) (3) (4)		(1) • • •				
3 <i>の</i> 3 ・・・・、   平成6年1月	1						・・・・、  年1月	(1) · · · ·				
1日から平成						1日か		(4)				
20年12月31日						18年12						
<u>までの間に、・</u>						までの						
• • • •												
(1)						(1)						
(11) • • • • •						(1) • •						
(^) • • • • •						(/\)	• • •					
•	•	•		•		1			•	•	•	'

						1				
(=) • • • • •							(=) • • • • •			
(本) • • • • 。							(本) • • • • 。			
	~~~~	~~~	~~~	· ~~	~~~	<u> </u>				
	1			I		_ ן '				
⑧ 地方公共団	(1)			※ 1	• • • • • •		⑧ 地方公共団	(1) • • • •		 ※ 1 ·····∘
体又は密集市	(1) • • • •			※ 2	• • • • •		体又は密集市	(口) • • • •		* 2 ····· _°
街地における	Α						街地における	A • • • • •		
防災街区の整	В						防災街区の整	В		
備の促進に関							備の促進に関			
する法律 <u>第300</u>							する法律 <u>第289</u>			
条第1項に規							<u>条</u> 第1項に規			
定する・・・・・							定する・・・・・			
(1) • • • •							(1) • • • •			
(1) • • • •							(1) • • • •			
(/\) • • • •							(\(\sigma\)			
A •••••							Α			
В •••••							В			
9 地方公共団	(1) • • • •			**	• • • • •		⑨ 地方公共団	(1) • • • •		 * · · · · · 。
体又は <u>中心市</u>	(D) • • • •						体又は <u>中心市</u>	(1) • • • •		
街地の活性化	Α						街地における	Α		
に関する法律	B 当該土地	当該中心市					市街地の整備	B 当該土地	当該中心市	
<u>第51条</u> 第1項	等の買取り	街地整備推					改善及び商業	等の買取り	街地整備推	
に規定する中	をする者が	進機構を <u>中</u>					等の活性化の	をする者が	進機構を <u>中</u>	
心市街地整備	中心市街地	心市街地の					一体的推進に	中心市街地	心市街地に	
推進機構が同	の活性化に	活性化に関					関する法律第	<u>における市</u>	おける市街	
法 <u>第16条</u> 第 1	関する法律	する法律第					<u>10条</u> 第1項に	街地の整備	地の整備改	
項に規定する	<u>第51条</u> 第1	<u>51条</u> 第1項					規定する中心	改善及び商	善及び商業	
認定中心市街	項に規定す	の規定によ					市街地整備推	業等の活性	等の活性化	
<u>地</u> の整備のた	る中心市街	り指定した					進機構が同法	化の一体的	の一体的推	
めに同法 <u>第12</u>	地整備推進	市町村長又					第7条第1項	推進に関す	進に関する	
条第1項に規	機構である	は特別区の					に規定する特	る法律第10	法律第10条	
定する認定基	場合・・・・・	区長					定中心市街地	条第1項に	第1項の規	
本計画の内容							の整備のため	規定する中	定により指	
に即して行う							に同法第6条	心市街地整	定した市町	
公共施設若し							第1項に規定	備推進機構	村長又は特	
くは公用施設							する <u>基本計画</u>	である場合	別区の区長	

	改	正	後					Ę	<u></u> 数	正	前		
区分	内 容	発行者	根拠条項	備	考	区	分	内	容	発行者	根拠条項	備	考
の整備、・・・・・、						の内容	ドに即し						
認定中心市街						て行う	公共施						
<u>地</u> の区域内に							くは公						
ある土地等が、							設の整						
これらの者に							• • • • \						
買い取られる							心市街						
場合(※)						_	区域内に						
							地等が、						
							の者に						
							なられる						
(4)						場合(%	*)						
(1)						(17							
(1)						()							
						('')							
											1		
	_					~~~	~~~	~~~	~~~			~~~	
<u>⑪</u> 地方公共団	<u>(イ)</u> 当該事業が	地方公共団	措置法 34 条	<u>※</u> 当該事業									
体又は都市再	左欄に掲げる	体の長	の2 2項	都市再生生									
生特別措置法	事業である旨		<u>11号</u>	推進法人									
第73条第1項	を証する書類		措置法規則	り行われる									
に規定する都	<u>(p)</u> 次に掲げる		17条の2	のである特									
<u>市再生整備推</u> 進法人が同法	<u>場合の区分に</u> 応じそれぞれ		1項13号	<u>には、地</u> 共団体の管									
第46条第1項	次に掲げる書			の下に行れ									
に規定する都	類			るものに									
市再生整備計	<u>A</u> 当該土地	当該地方公		<u>3.</u>	- 12								
画に記載され	等の買取り	共団体の長											
た公共施設の	をする者が												
整備に関する	地方公共団												
事業の用に供	体である場												
するために、当	合 当該土												
該都市再生整	地等を当該												
備計画の区域	事業の用に												
内にある土地	供するため												

ζ	C	٠
C	J	
	ı	

I						ĺ				
等が、これらの	に買い取っ									
者に買い取ら	たものであ									
れる場合 (※)	る旨を証す									
	<u>る書類</u>									
	B 当該土地	当該都市再								
	等の買取り	生整備法人								
	をする者が、	を都市再生								
	都市再生特	特別措置法								
	別措置法第	第73条第1								
	73条第1項	項の規定に								
	<u>に規定する</u>	<u>より指定し</u>								
	都市再生整	た市町村長								
	備法人であ	又は特別区								
	る場合 当	<u>の区長</u>								
	該土地等を									
	当該事業の									
	用に供する									
	ために買い									
	取ったもの									
	である旨及									
	び当該土地									
	等の買取り									
	<u>をする者が</u> 当該都市再									
	生整備法人 である旨を									
	証する書類									
	(4) ・・・・・		措置法34条	※ 1	• • • • •	① 次に掲げる	(1) • • • •	 措置法34条	¾ 1	••••
<u> </u>	(p) · · · ·		の2 2項		• • • • •	<u>・ </u>	(p) · · · ·	の22項		
	Α		12号	(2)	• • • • • •		A	 11号	1 ; ;	
(1)	B		<u>12.7</u> 措置法規則	※ 2	• • • • • •	(1)	B	 措置法規則		
(1)	C		17条の2	※ 3	• • • • •	(1)	$\begin{array}{c} C & \cdots \end{array}$	17条の2		
(^)	(A) • • • •		1項14号		ĭ	(n) · · · ·	(A) • • • •	 1項13号		Ĭ
	(B) • • • •						(B) • • • •	 		
13 中小小売商	(1) • • • •		措置法34条	※ 1	• • • • •	⑩ 中小小売商	(1) • • • •	 措置法34条	※ 1	• • • • •
業振興法第4	(1)		の2 2項			業振興法第4	(1) • • • •	 の2 2項	(1)	
		•	,		'				l	

		•	正							 改	正	 前		
区分	内	容	発行者	根拠条項	備	考		区 分	Þ	內 容	発行者	根拠条項	備	考
条第1項から				<u>13号</u> イ	イ	• • • • •		条第1項から				<u>12号</u> イ	イ	•••••
第3項まで又				措置法規則	口	••••		第3項まで又				措置法規則	口	0
は第6項の規				17条の2	ハ	••••		は第6項の規				17条の 2	ハ	•••••
定による・・				1項 <u>15号</u>	(2)	• • • • •		定による・・				1項 <u>14号</u>	(2)	• • • •
• • •					イ	••••		• • •					イ	•••••
(1) ••••						••••		(1) • • • • •					D D	0
(h) · · · · ·					/•\ —	• • • • •		(I) · · · · ·					I	• • • • •
(/) • • • • •					7	• • • • •		(^) • • • • •					1	• • • • •
A					(-/	• • • • •		Α · · · · ·					1	• • • • •
$\begin{bmatrix} & & & & & & & & & & \\ & & & & & & & & $					\	• • • • • •		В						• • • • • • •
(=)					(3)	•		(=)					(3)	
(‡)								(本) • • • •						
(41)								[202] 特定商	(1)	 買取りをす	経済産業大	措置法34条	※ 1	「特定法
								業集積整備促		者が特定商	臣	の2 2項		とは、特
								進法第7条に		表	 	12号口		業集積整
								規定する同意		去第 5 条第		措置法規則		<u> 進法第 5</u>
								基本構想に係		頁第2号に		17条の 2		5 項第 2
								る同法第3条		げる認定を		1項15号		掲げる認
								第1項に規定	受り	ナた法人で			定を	受けた法
								する特定商業	<u>あ</u>	る旨及び当			<u>人</u> の)うち、次
								集積を構成す		事業が特定			<u>に</u> 推	げるもの
								る施設を設置		没とともに				<u>ゝう。</u>
								する事業(特定		<u> </u>				地方公共
								法人(※1)が		構成する施				体の出資
								特定商業集積		を設置する				係る法人
								整備促進法第		業である旨			_	うち、次
								5条第5項第		<u>Eする書類</u> 火熱東業が	**************************************		_	<u>掲げる要</u>
								2号に規定する特字控制は		当該事業が				<u>を満たす</u>
								<u>る特定施設と</u> ともに特定商		<u>意基本構想</u> 内容に適合	<u>事</u>		_	<u>の</u> 当該法
								業集積を構成		<u>つ谷に週日</u> るものであ				<u>ョ政伝</u> 人の発行
								未来傾と 併成 する施設を設		<u> 3 もの (</u>			1	済株式の
								置する事業に		也等の買取			I	総数又は
								<u></u> 限る。) で次の		とする名が をする者が			1	出資金額
		ı		1	1	I		= 0 / - 22 * - 2	1	_ / = H · · ·	1	1	'	

改正後	改正前	
	要件を満たす ものの用に供 当する旨を証 する 書類並び 該特定法人に 買い取られる 場合 (4) 当該事業 を	が 共独法企整又 政銀り れ資で、。゚ 法主資分上小者商 興で、。。 有該株数資の のいが

	改	正	後					改	正	前	
区分	内 容	発行者	根拠条項	備	考		区 分	内 容	発行者	根拠条項	備考
							を受けて行				団体、独
							<u>われるもの</u>				立行政法
							であること。				人中小企
							<u>に</u> その他の				業基盤整
							要件(※2)				<u>備機構、</u> 中小小売
											商業者等
											又は商店
											街振興組
											合等のい
											<u>ずれかで</u>
											あること。
											(2) 民法第34
											<u>条の規定に</u> より設立さ
											れた法人の
											うち、次に
											掲げる要件
											<u>のいずれか</u>
											<u>を満たすも</u>
											<u>の</u> <u>イ</u> その拠
											1
											<u>出をされ</u> た金額の
											3分の1
											を超える
											<u>金額が 2</u>
											以上の地
											<u>方公共団</u>
											体により
											拠出をさ
											<u>れている</u> こと。
'	•	•	1	•	'		ı		1	1	. !

改	正	後	改	正	前
					ロその拠
					出をされ
					<u>た金額の</u> 4分の1
					<u>4 がり1</u> 以上の金
					<u> </u>
					地方公共
					団体によ
					り拠出を
					<u>されてい</u>
					<u>ること。</u> <u>※2</u> その他の
					<u>※ 2</u> <u>その他の</u> 要件は次のと
					<u>おりである。</u>
					<u>(1)</u> 当該同意
					基本構想に
					係る事業に
					より新たに
					<u>設置される</u> 特定商業集
					<u> </u>
					る施設の用
					に供される
					土地の面積
					と当該施設の定天建し
					<u>の床面積と</u> <u>の合計面積</u>
					<u> </u>
					の建築面積
					を除く。)
					に占める売
					場面積の割
					<u>合が2分の</u> <u>1以下であ</u>
					<u> </u>
					(<u>2</u>) <u>当該同意</u>
	· '	·		'	. — —

	改	正	後		I		改	正	前	
区分	内 容	発行者	根拠条項	備考	1	区分	内容	発行者	根拠条項	備考
(3の2) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(d) (u) を ・当該該該市法項める・・ ・当当当市法項める・・ ・当が記事事件第のが活条号業に・・・ ・当のが活条号業に・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	発仃有	構置法34条 の2 2 13号 置法35 17条の2 1項16号	(編)		(12の3) 地街・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・	(イ) (ロ) を用中備法項める・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	発行有	構置法34条 の2 2項 12号ハ 措置法規則 17条の2 1項16号	個 基係よ設特積関措条規業の事供小等以こ 本るり置定のす置第定施者業す売の上と「と小度(係る心改第に定業者(第に構事新さ商促る法3す設ののる商数で。特は小化当る)市善21規中高で同5定標業たれ業進特第項るを営用中業があ 定、売事該もに街活条定小度あ法項め **

	ı
¢	2
(2
	ī
	ı

I	1		
から第4号ま	に定める・・・	条第5項に規	
で又は第7号	・・。)をい 📗	定する中小小	をいう。
に掲げるもの		売商業高度化	
に限る。)・・	(1) 地方公共	事業(同項第1	(1) 地方公共
• • •	団体の出資	号から第4号	団体の出資
	に係る中心	まで又は第7	に係る中心
	市街地活性	号に掲げるも	市街地整備
	化法第7条	のに限る。)	改善活性化
	第7項第7		法第4条第
	<u>第・</u> 場形・ 号に掲げる	(1) • • • • •	<u> </u>
(1) (1) (1)	特定会社の	(I) · · · · · ·	<u>3頃</u> 第7号 に掲げる特
(n) (n)		•	
(/) • • • • •	うち、・・・・・	(n) · · · · · o	定会社のう
(=) • • • •		(=) • • • •	5,
(事業が <u>中心</u>	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	(事業が <u>中心</u>	1
市街地活性		市街地整備	р
化法第7条	/> · · · · ₀	改善活性化	/\ \(\cdot\)
第 7 項 第 3	(2) 中心市街	法第4条第	(2) 中心市街
号若しくは	地活性化法	5項第3号	地整備改善
第4号に定	第7条第7	若しくは第一	活性化法第
める事業又	<u>項</u> 第7号に	4 号に定め	4条第5項
は同項第7	掲げる公益	る事業又は	第7号に掲
号に・・・	法人のう	同項第7号	げる公益法
•)••••	ち、次に掲し	に・・・	人のうち、
	げる要件の	•)••••	次に掲げる
A <u>中心市</u>	いずれかを	A <u>中心市</u>	要件のいず
街地活性	満たすもの	街地整備	れかを満た
化法第41		改善活性	すもの
<u>条</u> 第2項	1	化法第21	
に規定す	П •••••	条第2項	р
る 認 定 特	* 2 ····· ₀	に規定す	
定民間中	* 3 ····· ₀	る 認 定 中	*3 ·····。
心市街地	(1) 認定特定	小小売商	(1) 認定中小
活性化事	民間中心市	業高度化	小売商業高
業計画に	街地活性化	事業計画	度化事業計
基づく中	事業計画に	に基づく	画に基づく
心市街地	- 基づく <u>中心</u>	中心市街	中心市街地
		·	

	改	正	後			改	正	前	
		1	ı					1	
区分	内 容	発行者	根拠条項	備考	区分	内 容	発行者	根拠条項	備考
活性化法				市街地活性	地整備改				整備改善活
第 7 条 第				化法第7条	善活性化				性化法第4
7項第1				<u>第7項</u> 第1	<u>法第4条</u>				<u>条第5項</u> 第
号に定め				号又は第2	<u>第 5 項</u> 第				1号又は第
る事業				号に定める	1 号に定				2号に定め
当該事				事業にあっ	める事業				る事業にあ
業を行う				ては、これ	当該事				っては、こ
中心市街				らの事業に	業を行う				れらの事業
地活性化				参加する者	中心市街				に参加する
<u>法第41条</u>				の数が10以	地整備改				者の数が10
第1項に				上であるこ	善活性化				以上である
規定する				と。	<u>法第21条</u>				こと。
認定特定				(2) <u>認定特定</u>	第1項に				(2) <u>認定中小</u>
民間中心				民間中心市	規定する				<u>小売商業高</u>
市街地活				街地活性化	認定中小				度化事業計
性化事業				事業計画に	小 売 商 業				<u>画</u> に基づく
<u>者</u> である				基づく <u>中心</u>	高度化事				中心市街地
商店街振				市街地活性	<u>業者</u> であ				整備改善活
興組合等				化法第7条	る商店街				性化法第4
の組合員				<u>第7項</u> 第2	振興組合				<u>条第5項</u> 第
又は所属				号から第4	等の組合				2号から第
員で中小				号まで又は	員又は所				4号まで又
小 売 商 業				第7号に定	属員で中				は第7号に
者等に該				める事業に	小小売商				定める事業
当するも				あっては、	業者等に				にあっては
のの事業				• • • • •	該当する				. • • • • •
の用に供				(3) <u>認定特定</u>	ものの事				(3) <u>認定中小</u>
される店				民間中心市	業の用に				小売商業高
舗その他				街地活性化	供される				度化事業計
の施設(当				事業計画に	店舗その				<u>画</u> に基づく
該 認 定 特				基づく <u>中心</u>	他の施設				中心市街地
定民間中				市街地活性	(当該 <u>認定</u>				整備改善活
心市街地				化法第7条	中小小売				性化法第4
活性化事				<u>第7項</u> 第7	商業高度				<u>条第5項</u> 第
<u>業計画</u> の				号に定める	化事業計				7号に定め
				•					,

区域内に	事業にあっ	画の区域	る事業にあ
存するも	ては、特定	<u></u> 内に存す	っては、中
のに限し	民間中心市	るものに	小小売商業
る。)及び	街地活性化	限る。)及	高度化対象
当該認定	対象区域内	び 当 該 <u>認</u>	区域内の施
特定民間	の施設又は	定中小小	設又は当該
中心市街	当該事業に	売商業高	事業により
地活性化	より新たに	度化事業	新たに設置
<u>事業計画</u> に基づく	設置される	<u>計画</u> に基 づく事業	される店舗 その他の施
事業により	の施設をそ	により・・	設をその者
η · · · · · ·	の者の・・	• • •	0
B認定特	• • • •	B 認定中	
定民間中		小小売商	
心市街地		業高度化	
活性化事		事業計画	
業計画に		に基づく	
基づく中		中心市街	
│ <u>心市街地</u> │		地 整 備 改 善 活 性 化	
第7条第		<u> </u>	
7 項第 2		第5項第	
		2 号から	
4 号に定		第 4 号に	
める事		定める事	
業		業	
		· · · · ·	
C 認定特		C <u>認定中</u>	
定民間中 心市街地		<u>小 小 売 商</u> 業 高 度 化	
活性化事		事業計画	
業計画に		に基づく	
基づく中		中心市街	
心市街地		地整備改	
活性化法		善活性化	
第 7 条 第		法第4条	

	改	正	後					改	正	前		
		I	I				1			I	T	
区分	内 容	発行者	根拠条項	備	考	区		内 容	発行者	根拠条項	備	考
7項第7							<u>第 5 項</u> 第					
号 に 定 め る事業							7 号に定しめる事業					
当該事							当該事					
業を行う							コ 欧 爭					
認定特定							認定中小					
民間 中心							小売商業					
市街地活							高度化事					
性化事業							業者であ					
者である							る法人に					
法人に出							出資又は					
資 又 は 拠出 を し て							拠 出 を ししている・・					
いる・・・・							・・・(当					
(当該認定							該 認 定 中					
特定民間							小小売商					
中心市街							業高度化					
地活性化							事業計画					
事業計画							の区域内					
の区域内							に存する					
に存する ものに限							ものに限しる。)並びし					
る。)並び							る。/並び に 当 該 認					
に当該認							定 <u> </u>					
定特定民							売商業高					
間中心市							度化事業					
街地活性							計画に基					
化事業計							づく事					
画に基づ							業・・・・・					
く事業・												
(本)						(木)						
(41)						(41)						
<u>[130] 3</u> · · · · ·	(1) • • • •		措置法34条	※ 1 ··	• • • •	<u>120</u> 4		(1) • • • •		措置法34条	*1 ···	••••
(1) (1)			の2 2項	(1) • •				(1) • • • •		の2 2項	(1) • •	

(八) 社業機会 3 気事事 任中集化	3	(I) · · · ·	13号/1 措象の2 1 項 17号	イロ・・・・。 (2) イロ・・・・。 ※ 2 ・・・・。 ※ 2 ・・・・。 (3) ・・・・。 (4) ・・・・。 (2) 変を受けるある ※ (1) 行でもある と。	(I) A B C (A) C	(1) · · · · ·	12号二 措象の2 1 項17号 置と2 1 34 2 1 35 2 13号 置の2 1 項18号	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
								該事業を行

	改	正	後				改	正	前	
					,					
区分	内 容	発行者	根拠条項	備考		区分	内 容	発行者	根拠条項	備考
										<u>する場合に</u> <u>限る。)</u> であ ること。
<u>(15)</u>	(1) • • • •		措置法34条	*	11	<u> </u>	(1) • • • •		措置法34条	× · · · · ·
(1)	(1)		の2 2項	(1) \cdots		(1)	(p) · · · ·		の2 2項	(1)
(1)			15号	(2)		(1)	(-)		14号	(2) • • • •
			措置法規則	\ \frac{1}{2} \cdots \cdots \cdots \cdots		()			措置法規則	\ \frac{1}{4} \cdots \cdots \cdots
			17条の2	р					17条の2	п
			1項19号						1項19号	
<u>16</u> · · · · ·	(1) • • • •	• • • •	措置法34条			<u>15</u> · · · · ·	(1) • • • •		措置法34条	
	(1) • • • •		の2 2項				(D) • • • •		の2 2項	
			<u>16号</u>						<u>15号</u>	
			措置法規則						措置法規則	
			17条の2 1項20号						17条の2 1項20号	
<u> </u>			#置法34条		+	16			#置法34条	
			の2 2項						7月 1月	
			17号						16号	
			<u>11 / /</u> 措置法規則						<u>10 //</u> 措置法規則	
			17条の2						17条の2	
			1項21号						1項21号	
18			措置法34条			<u>17</u> · · · · ·			措置法34条	
			の2 2項						の2 2項	
			<u>18号</u>						<u>17号</u>	
			措置法規則						措置法規則	
			17条の2						17条の 2	
	(3)		1項22号	\ *\	4		())		1項22号	
<u>19</u> · · · · ·	(1)	• • • •	措置法34条	* · · · · · _°		<u>®</u> • • • • •	(1) • • • •		措置法34条	* • • • • •
	(1) • • • •		の2 2項 19号				(1) • • • •		の2 2項 18号	
			<u>195</u> 措置法規則						<u>10万</u> 措置法規則	
			17条の2						17条の2	
			1項23号						1項23号	
-	1			J.	-			l		

20			措置法34条		<u>19</u> · · · · ·		 措置法34条	
			の2 2項				の2 2項	
			<u>20号</u>				<u>19号</u>	
			措置法規則				措置法規則	
			17条の 2				17条の 2	
			1 項24号イ				1 項24号イ	
20の2 中心市	当該土地等に	• • • • •	措置法34条	<u>※1</u> 「都市福	19の2 中心市		 措置法34条	
街地の活性化	つき <u>中心市街地</u>		の2 2項	利施設又は公	街地における		の2 2項	
に関する法律	活性化法第16条		<u>20号</u>	営住宅等の設	市街地の整備		<u>19号</u>	
(以下この項に	第1項に規定す		措置法規則	<u>置をする者」</u>	改善及び商業		措置法規則	
おいて 「 <u>中心市</u>	る土地区画整理		17条の2	とは、国、地	等の活性化の	に規定する土地	17条の2	
街地活性化法」	事業、高齢者移動		1 項24号口	方公共団体、	一体的推進に	区画整理事業、高	1 項24号口	
という。) <u>第16</u>	等円滑化法第39			中心市街地活	関する法律(以	齢者等移動円滑		
条第1項に規	条第1項に規定			性化法第51条	下この項にお	化法第13条第1		
定する土地区	する・・・・、			第1項に規定	いて「中心市街			
画整理事業、高	中心市街地活性			する中心市街	地整備改善活			
<u>齢者、障害者等</u> の移動等の円	<u>化法第16条</u> 第 1 項、・・・・部			地整備推進機 構及び国(国	性化法」とい			
別を動きの円滑化の促進に	^{頃、・・・・}			一 <u>梅及い国(国</u> の全額出資に	う。) <u>第7条</u> 第 1項に規定す			
関する法律(以	た旨(当該土地等			係る法人を含	る土地区画整			
<u> </u>	の譲渡が中心市			む。)又は地方	理事業、高齢			
いて「高齢者移	街地活性化法第			公共団体によ	者、身体障害者			
動等円滑化法」	16条第1項の保			りその資本	等の公共交通	者等移動円滑化		
という。)第39	留地に対応する			金、基本金そ	機関を利用し			
条第1項に規	部分の譲渡であ			の他これに準	た移動の円滑	0		
<u>一</u> 定する・・・・、	る場合にあって			ずるものの 2	化の促進に関	の旨並びに当該		
土地等に係る	は、その旨及び当			分の1以上が	する法律(以下	保留地の上に設		
換地処分によ	該保留地の上に			出資されてい	この項におい	置される同項に		
り当該土地等	設置される同項			る法人をい	て「高齢者等移	規定する <u>特定旅</u>		
のうち <u>中心市</u>				<u>5.</u>	動円滑化法」と			<u>※</u> 「特定旅客
街地活性化法	福利施設又は公			<u>※ 2</u> 「生活関	いう。) <u>第13条</u>			施設、一般交
<u>第16条</u> 第1項、	営住宅等の設置			連施設又は一		用施設の設置を		通用施設又は
高齢者移動等				般交通用施設		する者が措置法		公共用施設の
円滑化法第39	法令第22条の8			の設置をする	土地等に係る			設置をする
<u>条</u> 第1項、・・				者」とは、国、		28項に規定す		者」とは、国、
・・・部分の譲	<u>る者である旨と</u>			地方公共団	り当該土地等	る・・・・)を		地方公共団

	改	正	後			改	正	前	
区分	内 容	発行者	根拠条項	備考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備考
渡(中心市街地	<u>し、</u> 当該土地等の			体、 <u>高齢者移</u>	のうち <u>中心市</u>	証する書類			体、 <u>高齢者等</u>
活性化法第16	譲渡が <u>高齢者移</u>			<u>動等円滑化法</u>	街地整備改善				移動円滑化法
条第1項の保留	動等円滑化法第			<u>第39条</u> 第1項	活性化法第7				<u>第13条</u> 第1項
地に対応する	39条第1項の・・			に規定する公	<u>条</u> 第1項、 <u>高齢</u>				に規定する公
部分の譲渡に	・・・、その旨並			共交通事業者	者等移動円滑				共交通事業者
<u>あっては、当該</u>	びに当該保留地			等(同法第2	化法第13条第				等(同法第2
保留地の上に	の上に設置され			条 <u>第4号イ及</u>	1項、・・・・・				条 <u>第3項第1</u>
設置される同	る同項に規定す			びロに掲げる	部分の譲渡(<u>高</u>				<u> 号から第3号</u>
項に規定する	る <u>生活関連施設</u>			者並びに同号	齢者等移動円				までに掲げる
都市福利施設	又は一般交通用			ハに規定する	滑化法第13条				<u>者</u> に限る。)
又は公営住宅	施設の設置をす			一般乗合旅客	第1項・・・・、				• • • • •
等の設置をす	る者が措置法令			自動車運送業	当該保留地の				
<u>る者(※1)、</u>	第22条の8第28			に限る。)・	上に設置され				
高齢者移動等	項に規定す			• • • •	る同項に規定				
円滑化法第39	る・・・・)を				する特定旅客				
<u>条</u> 第1項・・	証する書類				施設、一般交通				
・・・、当該保					用施設又は公				
留地の上に設					共用施設の設				
置される同項					置をする者				
に規定する生					<u>(※)</u> である場				
活関連施設又					合に限るもの				
は一般交通用					とし、 <u>当該設置</u> をする者がす				
施設の設置を					とりつ自かり るものを除				
<u>する者(※ 2)</u> である場合に					るものを除 く。)があった				
					く。) かめらた とき				
当該生活関連									
<u>国政王佰 関連</u> 施設又は一般									
<u>施設又は 服</u> 交通用施設の									
設置をする者									
除く。)があっ									
に たとき									
/									
	1			<u> </u>			l		

İ				I
② (イ) (ロ) A B C D E (ハ) (コ) (コ) (コ) (コ) (ボ) (ハ) (コ) (ボ) (ハ) (京) (ボ) (ハ) (ボ) (ボ) (ハ) (ボ) (ボ) (ボ) (ボ) (ボ) (ボ) (ボ) (ボ) (ボ) (ボ	(1)	 措置法34条 の2 2項 21号 措置法規則 17条の2 1項25号	**1	(A) (II) (II) (II) (II) (II) (II) (II) (
22	(f)	 措置法34条 の2 2項 22号 措置法規則 17条の2 1項26号	 ※・・・・、 措置法第34条 の2第2項第 22号のマンション建替事業 の施行者が・・・・。 (1)・・・・・ (2)・・・・・ 	<u>(1)</u>
23	・・・・・ (d) ・・・・・ (ロ) ・・・・・・ A 当該土地 が措置法令 第22条の8 第32項各号 に掲げる・・・・ B ・・・・	 措置法34条 の2 2項 <u>23号</u> 措置法規則 17条の2 1項27号	** · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u>2</u>

(1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	(4) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 措置法34条 の2 2項 20号 措置法規則 17条の2 1項25号	**1
(本) (へ) 同規則 <u>第6</u> 条《構造及び 設備の技術 上の基準》・・・・・。	(4) • • • •	 措置法34条	<u>* · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</u>
<u> </u>	(II)	 の2 2項 21号 措置法規則 17条の2 1項26号	措置法34条の 2第2項 <u>第21</u> 号のマンション建替事業の 施行者が・・・・。 (1) ・・・・・ (2) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<u>2</u>	・・・・・ (f) ・・・・・ A 当該土地 が措置法令 第22条の8 <u>第31項</u> 各号 に掲げる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 措置法34条 の2 2項 <u>22号</u> 措置法規則 17条の2 1項27号	(1) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

		7
(٦
8	×	2

	改	正	後				改	正	前		
	<u> </u>		122					-11-4	נינו		
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備	考	区分	内 容	発行者	根拠条項	備	考
<u>24</u> · · · ·	(1) • • • •		措置法34条			<u>23</u> • • •	 (1) • • • •		措置法34条		
	(1) • • • •		の2 2項				(D) • • • • •		の2 2項		
			24号						23号		
			措置法規則						措置法規則		
			17条の2						17条の2		
<u>25</u> • • • •	(1) • • • •		1項28号 措置法34条	*		24 • • •	 (1) • • • •		1項28号 措置法34条	*	• • • • •
20	(I) · · · ·		7月 1月 1日	* · · ·	• •	24	 (I) · · · ·		7月 1月	* '	• • • •
	(-)		25号				(-)		24号		
			措置法規則						措置法規則		
			17条の2						17条の2		
			1項29号						1項29号		